

# 目 次

○第1号（9月4日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
説明のため出席した者.....	4
事務局職員出席者.....	4
町長挨拶.....	5
開会・開議.....	6
諸般の報告.....	6
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	7
日程第 2 会期の決定.....	7
日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について.....	7
日程第 4 報告第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて.....	10
日程第 5 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて.....	12
日程第 6 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて.....	13
日程第 7 議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例.....	17
日程第 8 議案第34号 吉岡町消防団条例の制定.....	20
日程第 9 議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例.....	24
日程第10 議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例.....	25
日程第11 議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	26
日程第12 議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す る条例.....	28
日程第13 議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部 を改正する条例.....	29
日程第14 議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて.....	30
日程第15 議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出	

	決算認定について.....	4 4
日程第 1 6	議案第 4 2 号 平成 2 4 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	4 6
日程第 1 7	議案第 4 3 号 平成 2 4 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	4 8
日程第 1 8	議案第 4 4 号 平成 2 4 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	5 4
追加日程第 1	議案書資料の追加の承認について.....	5 5
日程第 1 9	議案第 4 5 号 平成 2 4 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	6 0
日程第 2 0	議案第 4 6 号 平成 2 4 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	6 4
日程第 2 1	議案第 4 7 号 平成 2 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	6 8
日程第 2 2	議案第 4 8 号 平成 2 4 年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定について.....	7 0
日程第 2 3	議案第 4 9 号 平成 2 5 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2 号）.....	7 7
日程第 2 4	議案第 5 0 号 平成 2 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	9 7
日程第 2 5	議案第 5 1 号 平成 2 5 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	9 8
日程第 2 6	議案第 5 2 号 平成 2 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	9 9
日程第 2 7	議案第 5 3 号 平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	1 0 1
日程第 2 8	議案第 5 4 号 平成 2 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	1 0 2
日程第 2 9	議案第 5 5 号 平成 2 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	1 0 4
日程第 3 0	議案第 5 6 号 平成 2 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）.....	1 0 5
日程第 3 1	同意第 4 号 吉岡町教育委員会の任命について.....	1 0 5
日程第 3 2	発議第 3 号 道州制導入に断固反対する意見書.....	1 0 6
日程第 3 3	議長報告 請願・陳情の委員会付託について.....	1 0 7

散 会.....	1 0 9
----------	-------

○第2号（9月11日）

議事日程 第2号.....	1 1 1
本日の会議に付した事件.....	1 1 1
出席議員.....	1 1 2
欠席議員.....	1 1 2
説明のため出席した者.....	1 1 2
事務局職員出席者.....	1 1 2
開 議.....	1 1 3
日程第 1 議案書関連資料の一部訂正及び一部削除について.....	1 1 3
日程第 2 一般質問.....	1 1 4
神宮 隆君.....	1 1 4
石倉 實君.....	1 3 0
散 会.....	1 3 6

○第3号（9月12日）

議事日程 第3号.....	1 3 9
本日の会議に付した事件.....	1 3 9
出席議員.....	1 4 0
欠席議員.....	1 4 0
説明のため出席した者.....	1 4 0
事務局職員出席者.....	1 4 0
開 議.....	1 4 1
日程第 1 一般質問.....	1 4 1
金谷重男君.....	1 4 1
小池春雄君.....	1 5 8
日程第 2 発議第3号の撤回請求について.....	1 7 4
追加日程第1 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書.....	1 7 5
散 会.....	1 7 6

○第4号（9月20日）

議事日程 第4号.....	1 7 7
---------------	-------

本日の会議に付した事件.....	179
出席議員.....	180
欠席議員.....	180
説明のため出席した者.....	180
事務局職員出席者.....	180
開 議.....	181
日程第 1 委員会議案審査報告.....	181
日程第 2 議案第 33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例.....	184
日程第 3 議案第 34号 吉岡町消防団条例の制定.....	185
日程第 4 議案第 35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例.....	185
日程第 5 議案第 36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例.....	185
日程第 6 議案第 37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	186
日程第 7 議案第 38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す る条例.....	186
日程第 8 議案第 39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部 を改正する条例.....	186
日程第 9 委員会議案審査報告.....	187
日程第 10 議案第 40号 平成 24 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて.....	188
日程第 11 議案第 41号 平成 24 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	189
日程第 12 議案第 42号 平成 24 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について.....	189
日程第 13 議案第 43号 平成 24 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について.....	189
日程第 14 議案第 44号 平成 24 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について.....	191
日程第 15 議案第 45号 平成 24 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について.....	192
日程第 16 議案第 46号 平成 24 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	192
日程第 17 議案第 47号 平成 24 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について.....	192

日程第 1 8	議案第 4 8 号	平成 2 4 年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余 金による処分及び決算認定について.....	1 9 4
日程第 1 9	議案第 4 9 号	平成 2 5 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号) .....	1 9 4
日程第 2 0	議案第 5 0 号	平成 2 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....	1 9 6
日程第 2 1	議案第 5 1 号	平成 2 5 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算 (第 1 号) .....	1 9 7
日程第 2 2	議案第 5 2 号	平成 2 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 1 号) .....	1 9 7
日程第 2 3	議案第 5 3 号	平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算 (第 1 号) .....	1 9 8
日程第 2 4	議案第 5 4 号	平成 2 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....	1 9 8
日程第 2 5	議案第 5 5 号	平成 2 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算 (第 1 号) .....	1 9 8
日程第 2 6	議案第 5 6 号	平成 2 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 1 号) .....	1 9 9
日程第 2 7	同意第 4 号	吉岡町教育委員会委員の任命について.....	1 9 9
日程第 2 8	発議第 4 号	道州制導入に断固反対する意見書.....	2 0 0
日程第 2 9	請願審査報告.....		2 0 1
日程第 3 0	陳情第 3 号	「社会の支え手」を实践するシルバー人材センター への支援の要望.....	2 0 1
日程第 3 1	請願第 5 号	義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため の、2 0 1 4 年度政府予算に係る意見書採択の要請 について.....	2 0 2
日程第 3 2	発委第 1 0 号	義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため の、2 0 1 4 年度政府予算に係る意見書.....	2 0 2
日程第 3 3	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について.....		2 0 4
日程第 3 4	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出について.....		2 0 4
日程第 3 5	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について.....		2 0 4
日程第 3 6	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申出について.....		2 0 4
日程第 3 7	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申出について.....		2 0 4
日程第 3 8	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申出について.....		2 0 4
日程第 2 8	議会議員の派遣について.....		2 0 6

町長挨拶.....	2 0 6
閉 会.....	2 0 7

# 平成25年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成25年9月4日（水曜日）

## 議事日程 第1号

平成25年9月4日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 7 議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第34号 吉岡町消防団条例の制定  
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第13 議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第14 議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑)
- 日程第15 議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

( 提案・質疑 )

日程第 1 6 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

( 提案・質疑 )

日程第 1 7 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

( 提案・質疑 )

追加日程第 1 議案書資料の追加の承認について

( 提案・質疑・討論・表決 )

日程第 1 8 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

( 提案・質疑 )

日程第 1 9 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

( 提案・質疑 )

日程第 2 0 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

( 提案・質疑 )

日程第 2 1 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

( 提案・質疑 )

日程第 2 2 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定について

( 提案・質疑 )

日程第 2 3 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度吉岡町一般会計補正予算 ( 第 2 号 )

( 提案・質疑 )

日程第 2 4 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

( 提案・質疑 )

日程第 2 5 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

( 提案・質疑 )

日程第 2 6 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

( 提案・質疑 )

日程第 2 7 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

( 提案・質疑 )

日程第 2 8 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

(提案・質疑)

日程第29 議案第55号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第30 議案第56号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第31 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

(提案・質疑)

日程第32 発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書

(提案・質疑)

日程第33 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

請願第5号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政  
府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第3号 「社会の支え手」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小淵莊作君	町民生活課長	守田肇君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	竹内智君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君	代表監査委員	落合一宏君

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

#### 町長挨拶

議長（近藤 保君） 本日、平成25年第3回吉岡町議会定例会が開催されるわけですが、開会に先立ち、石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。朝早くから大変ご苦労さまでございます。

平成25年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位出席のもと開会できますことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

9月に入り、暑さの峠も越えましたが、まだまだ残暑が厳しいころであります。この夏、四国では連日40度を超える猛暑が4日間続いたとのこと。まさに異常気象を思わせる暑さでした。これからは台風の接近や大雨の被害が心配される季節でもあります。防災・減災対策には細心の注意を払って準備していかなければならないと思っております。

夏の甲子園野球大会では、地元群馬県代表高校が大活躍したことはまだ記憶に新しいところでもあります。最後まであきらめないで試合に臨む姿勢は、まことに圧巻であり、多くのことを教えてくれました。粘り強い精神力は日ごろ鍛えた練習の中で培われた成果ではないかと思っております。

吉岡中学校の生徒も、部活動が県大会、関東大会、全国大会に駒を進めて活躍していただきました。スポーツを通してたくさんの方のことを教えられた夏だと思っております。

また、北海道大樹町への子ども交流事業、体験学習は、児童にとって貴重な体験となり、大きく将来に夢膨らませることができたのではないかと思います。ぜひ来年度以降も事業の継続を考えていきたいと思っております。

さて、去る8月2日、国土交通省より前橋市を通じて、前橋地域新ナンバーの導入認可がされたとの連絡がありました。これは平成18年8月に前橋地域新ナンバー導入推進協議会が設立され、これに前橋市、吉岡町、旧富士見村が参加し、前橋ナンバーの導入実現に向けて取り組んでまいりました。ご当地ナンバーの第2弾の募集は中断していましたが、この間、協議会では国土交通省や県選出の国会議員に対し要望活動を重ねてきたところでもあります。ようやく第2弾の公募再開が実現し、協議会としては群馬県に要望し、県から国に申請をしていたところでもあります。審査の結果、ようやく認可をいただくことができました。今後、地域経済の活性化や広域的な観光振興など、都市間連携により地域の

発展に努めていきたいと考えています。

また、駒寄スマートインターチェンジ大型化を促進する契機になればと期待をしているところでもあります。交付は来年秋ごろになる可能性ですが、広報を通じて住民への周知を図っていきたいと思っております。

本定例会では、平成24年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定を初めとする議案24件、報告4件、同意1件を上程させていただきました。議案24件のうち9件が平成24年度の決算認定をお願いするものであります。また、8件が補正予算でございます。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案どおり認定、可決、及び同意くださいますようお願いを申し上げます。

なお、職員の給与削減問題については、職員組合と協議を重ね検討してきたところでもあります。吉岡町は全国類似団体の中では日本一少ない職員数で頑張っていることは、よくご承知をいただいているところであります。努力していることは十分理解していますが、さらに経費削減に努めるよう求めてまいりました。その結果、職員の福利厚生費1人当たり年額6,000円の補助金を廃止をし、なお時間外勤務の削減、事務経費の削減等住民サービスを低下させることなく経費の削減に努力することで合意をいたしました。

よって、給与削減の特例に関する条例改正案は提出しないことを決めたところでもあります。国からの要請とはいうものの、近隣市町村の動向、さらに町の財政状況や職員の業務に対する意欲等、まさに苦渋の決断であったこともぜひご理解をいただきたいと思います。

どうか町民並びに議員各位の特段の理解を切にお願い申し上げまして、定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

## 開会・開議

午前9時07分開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成25年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

## 諸般の報告

議長（近藤 保君） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

- 1、請願・陳情文書表
- 2、例月出納検査結果報告
- 3、定期監査結果報告

- 4、平成24年度吉岡町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見について
  - 5、平成24年度吉岡町水道事業会計決算審査意見について
  - 6、議会報告（群馬県後期高齢者医療広域連合 議会）
  - 7、委員会研修報告（産業建設常任委員会・議会広報常任委員会）の2委員会です。
- 以上、お手元に配付しましたとおり、諸般の報告をいたします。  
議事日程第1号により、会議を進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番齋木輝彦議員、15番南雲吉雄議員を指名します。

### 日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。

議会運営委員長より委員長報告を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） それでは、報告します。去る8月17日、議会運営委員会を開催いたしました。今定例会の会期を決定いたしました。

本日4日から20日金曜日までといたします。詳細につきましては、お手元に配付のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日4日から20日までの17日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの17日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

### 日程第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（近藤 保君） 日程第3、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを

議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について報告を申し上げます。

町では平成24年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月2日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告するものであります。

実質公債費比率は9.0%、将来負担比率は18.4%で、いずれの数値も早期健全化基準等を下回っております。

詳細につきましては、財務課長に報告をさせます。

議 長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。いずれも平成24年度の決算に基づき算定した数値でございます。

健全化判断比率とは、4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、そして将来負担比率でございます。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。実質赤字額はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計、特別会計の全てを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計において資金不足はなかったため、実質赤字額はありませんでした。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。9.0%となりました。前年度は8.9%でございます。0.1ポイント率が悪くなった要因といたしましては、実質公債費比率の計算式において、分子は、元利償還金及び準元利償還金の減少と控除される基準財政需要額算入見込み額の増加により減少しました。分母は、標準財政規模が減少し控除される基準財政需要額算入見込み額の増加により減少しました。分子・分母とも減少しましたが、分子の減が分母の減を下回ったため、比率は高くなりました。

まちづくり交付金の元利償還が本格的に始まることから、実質公債費比率は増加傾向にあります。公債費や公債費と似た性質を持つ経費が一般財源のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものでございます。早期健全化基準においては25%でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で18.4%となりました。前年度は25.1%であり、6.7ポイント率が改善されました。主な要因といたしましては、将来負担比率計算式の分子に当たる将来負担額は、公営企業債等繰り入れ見込み、広域組合負担金等見込み額の減少はありましたが、債務負担行為に基づく支出予定の増により将来負担額は増加しました。また、充当可能財源、財政調整基金等でございますけれども、充当可能財源の増により分子は減少しました。分母は標準財政規模が減少し控除される基準財政需要額算入見込み額が増加したことにより減少し、分子の減少が分母の減少を大きく上回ったことによるものでございます。

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したしまして、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものですが、早期健全化基準は350%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業などの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございますが、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも資金の不足はありませんでした。

なお、監査委員さんには、平成25年8月2日に審査をお願いし、平成25年8月9日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、計数的に整合しているとの確認をいただきました。

本町の比率につきましては、いずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、さらに財政の健全化に努める必要があると考えております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

- 11番（岸 祐次君） 先ほど財政健全化を法に基づく4つの指標について報告がございました。報告の中では、実質赤字比率、あるいは連結実質赤字比率はなかったというお話でございます。それから、本町の実質公債費比率は0.1ポイント悪化し、そして将来負担比率は6.7ポイント好転しているとのことでございます。

そこで、基本的には健全化基準範囲内で特に問題はないと、うちの町の財政は健全であるとのことでありますけれども、やはり類似団体との比較の中で、例えばことしの類似団体の比較というのはこれから行われるわけがございますけれども、平成23年度の類似団体等の比較検討がなされているかと思えます。そういうことで、例えば実質公債費比率、前年は8.9%です。ことしは9%、ほぼ同額ではございますけれども、前年8.9%の実質公債費比率につきましては、例えば類似団体内での順位で、あるいは全国平均、群馬県のその平均の中で位置づけ的にはどの辺に位置しているか、監査委員の報告では中以上にありますよというコメントがございますけれども、具体的にわかればその順位等についてのコメントをお願いいたします。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 岸議員さんよりの実質公債費比率の類似団体並びに全国平均なり県平均についてということでございますけれども、実質公債費比率、23年度が今現在出ておりまして、24年度につきましては来年の3月ごろに発表になるということですので、23年度の状況ということで答弁させていただきたいと思っておりますけれども、類似団体、吉岡町と似た団体ということで82団体ございますけれども、順位的には16番目ということでございます。全国平均の数値が9.9、群馬県の平均が9.6ということでございます。類似団体の平均が12.3ということでございます。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 先ほども言いましたように、やはり県平均、あるいは類似団体と比べて吉岡町では健全化の数値を示しているということで了解です。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結します。

#### 日程第4 報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（近藤 保君） 日程第4、報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告いたします。

本議案は、職員が運転する公用車が起こした物損事故であり、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 本事案は、5月30日午前9時20分ごろ、前橋市大渡町1丁目10番地7号、群馬県公社総合ビル駐車場において、駐車してあった相手方の車両の隣に公用車で研修に出席した町の職員が後部座席から荷物を取り出す際、公用車のドアが相手車両に当たり、塗料を付着させた物損事故であります。

当事者間において示談が成立し和解になりましたので、専決処分事項を報告するものです。

なお、事故の過失割合は職員が100%で、町は相手側の損害額6万132円の全額を負担しますが、加入している群馬県町村会自動車共済により全額が支払われます。

本事案は、職員の不注意によって起きた事故であり……。

議 長（近藤 保君） 休憩します。

午前9時21分休憩

午前9時28分再開

議 長（近藤 保君） 会議を再開します。

総務政策課長、最初からお願いします。

政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 本事案は、5月30日午前9時20分ごろ、前橋市大渡町1丁目10番地7号、群馬県公社総合ビル駐車場において、駐車してあった相手方の車両の隣に公用車で研修に出席した町の職員が後部座席から荷物を取り出す際、公用車のドアが相手車両に当たり、塗料を付着させた物損事故です。

当事者間において示談が成立し和解になりましたので、専決処分事項を報告するものです。

なお、事故の過失割合は職員が100%で、町は相手側の損害額6万132円の全額を

負担しますが、加入している群馬県町村会自動車共済より全額支払われます。

本事案は、職員の不注意によって起きた事故であり、本人には厳重に注意したところで  
す。今後、職員の交通事故防止に努めてまいります。

以上、補足説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

#### 日程第5 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議 長（近藤 保君） 日程第5、報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告に  
ついてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について。

本議案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項  
の規定により、別紙専決処分のとおり専決処分としたので、同法同条第2項の規定により  
報告をするものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議 長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本事案は、別紙専決処分書のとおり、損害賠償の額10万8,455円、損害賠償の相  
手方、北群馬郡吉岡町大字上野田1256番地358、藤本ポチャナーツであります。

事故の状況であります。平成25年5月9日午後2時過ぎ、吉岡町大字小倉39番地  
付近の町道を損害賠償の相手方が東へ向かい走行中、町道左側の側溝のグレーチング上を  
走行した際、衝撃で跳ね上がったグレーチングが左後輪付近に当たり車体に傷がついたも  
のであります。

原因につきましては、U字溝の劣化によりグレーチングが不安定になっていたことによ  
り起きた事故であります。

このたび町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立し和解となりましたので、ここに報告するものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金10万8,455円を支払う義務があることを認め、これを相手方の指定する修理業者に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係はないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金額10万8,455円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

#### 日程第6 報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（近藤 保君） 日程第6、報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

本議案は、道路除草作業中に生じた事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告をするものです。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本事案につきましては、別紙専決処分書のとおり、損害賠償の額12万5,637円、損害賠償の相手方、北群馬郡吉岡町大字大久保2281番地の1、クラヴィエ駒寄B202、萩原ひろみであります。

事故の状況でございますが、平成25年6月6日午前10時過ぎ、吉岡町大字大久保2

281番地1付近の町道におきまして、道路除草作業中に誤って石が飛散してしまい、道を挟んだアパート駐車場に駐車中の車のリアガラスを破損してしまったものであります。

原因につきましては、作業の注意が十分なされなかったことにより起きた事故であります。

このたび当事者間において示談が成立し和解となりましたので、ここに報告するものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金12万5,637円を支払う義務があることを認め、これを相手方の指定する修理業者に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係はないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金額12万5,637円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今話を聞いていますと、損害を与えたほうは、それは町側ということなのですけれども、町にその専属のそういう除草員というのはいらっしゃいますか。それとも、それは委託関係なのですか。どういうのなのですか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 日常の道路、あるいは水路等の除草、泥揚げ等の維持管理はシルバー人材センターと業務委託を締結して、その締結内容につきましては、委託場所、あるいは履行期間、契約金額、これは時間給になりますが、あとは支払い方法などを業務委託をしております。

その中で、協議事項としましては、契約に定めなき事項は甲乙協議の上とございます。

そして、今回の事故につきましては、町の業務としての道路除草作業ということで、町側の責任があるということで示談に応じたというところでございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 確認しておきたいのですけれども、私は今回、そのシルバー人材センターにその分を町が支払ったことが悪いとかどうかと言っているんじゃないのですけれども、今話を聞いていますと、町道のその業務委託を行ったと。ということは、これはシルバ

一人材にその委託をすることもあれば、いわゆる民間の業者に除草業務を、これまでもありますよね、公園でもどこでもありますよね、みんな町のものでしたら、そういうふうにはほとんどが直接町の職員じゃなくて、今委託として行うというときに、値段がシルバー人材だったら何か特別安いから、そういう事故があったとき町が持つのか、要するに仮に民間の事業者によってそれを委託したときは、それも町が持つのか。私はどうもその辺はそんなことがないと思うのですけれども、どうもその辺がはっきり見えてこない。そうであれば、ちゃんとした決め手があるわけですよね。

だから、シルバー人材に対してはその委託料が安いから、もしもそういう事故があったときというのは、それは町が持ちますよとか、民間業者だったら、それは仕事を委託したのですから、それはその事業者の責任でやっています。一般的にはそうですよね。その辺がどうも私は決まりがどうもはっきり見えてこないんですよ。そこはどうなのか。じゃあ民間の業者に委託、町道を委託したというときに行われたその事故というのはどうなるのか。見えてこないんですよ。ちゃんとした線引きが。そこはどういうふうになっているのか、再度しっかりと説明をお願いしたいということでございます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） まず、シルバー人材センターのほうに業務委託をしております日常の道路管理につきましては、これは軽易なものでございます。また、交通量の激しい道路の除草とか、そういったものについては専門業者のほうに業務委託をしていると。そして、またその辺の瑕疵の、もし事故があった場合の瑕疵の関係でございますが、今回のシルバー人材センターのほうの業務委託については、その辺の内容、業務委託の内容に取り決めがございません。その中で協議をした結果、今回は町のほうで責任をとると。

そして、業務委託、専門業者さんのほうに業務委託する分につきましては、これも甲乙協議の上決めるということでございますが、業者さんの責務が生じてくるのかなと考えております。その辺の線引きのほうにつきましては、よく定められていないのが現状でございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私は、これはそれが定められていないということであれば、それは定めるべきだと思うんですよね。業者に、下請に、業者に対して除草の請負契約をするというときは、そこでその業者が受けたものについては、当然それは業者の責任だと思うんですよ。でも、そういう中でそのシルバー人材については、先ほど言われたように、軽易な仕事であるというのであれば、もしもそうした事故が発生した場合には、それは町が、安い賃金

で使っているのだということであれば、それは町が責任を持つというような、しっかりとした決めをしておいたほうが、その仕事を受けるほうも気が楽ではないかというふうに思うのですけれども、町長、その辺について今決めがないということなのですけれども、私はしっかりとした決めはつくっておけよというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、小池議員のほうから、しっかりと決めをつくっておけると、まさにそのとおりだと思っております。そういったところで、この報告内容のようなことについては、これからちゃんとした決めをつくってやっていきたいと思えます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 今、担当課長のほうからお話がありましたけれども、委託業務についての甲乙協議の上というようなものもあるというふうなことなのですが、この辺をちょっとお聞きしたいのですけれども、軽微なものだからこういったものはないと、甲乙協議の上というふうな形で、委託業務を受けた業者についてもそういうような協議の上なのでしょう。こういった事例については、

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今回の道路除草作業中の事故につきましては、これはシルバー人材センターと業務委託契約を締結した中で行われた作業中の事故でございます。その中で契約を定めております事項は、委託場所、履行期間、そして契約金額、これは時間給となっているわけなのですが、あとは支払い方法、そして協議事項としましては、契約に定めなき事項は甲乙協議の上となっているわけでございます。先ほどの小池議員さんの答弁と重なる部分もありますが、業務委託、こういう専門業者に、発注によって業務委託した部分については賠償責任の関係についてもちょっと条項がございますが、それがちょっと私のほうはどんな内容なのか、この場所では資料がございませんので、申し上げかねますが、その辺は甲乙協議して決めると、そういった内容でございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 一般的に、町の役場の職員がこういった作業をされていてこうした事故等を、委託をした業者との関係の中で、起こした事故について全部責任を負うということですね。

だから、大変なことになるんじゃないかなと。これが物損事故ならばいいのですけれども、人身事故とか、そういったものになってきた場合に、これはやはり町の職員が起こした事故ではございませんので、これは軽微でも何でも、これをやっていると仕事をシルバーに受けられない、お願いできないということになってしまいうんですね。だから、町の業務委託という、その解釈にもよりますが、軽微なものであり、業務委託を結んだものであっても、この辺のところの境はしっかりしているものじゃないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。これは仕事を委託した側の責任ではないのでしょうか。産業課長にお聞きしたいのですが。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今、金谷議員さんのご質問に対しましては、先ほど町長答弁にもありましたが、その辺の定めはしっかりと今後検討してまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 関連してお伺いします。シルバー人材センターとのそういう事案があった場合には協議してということなのですけれども、シルバー人材センターではそういう作業やなんかをする場合には、包括して保険に多分入っているんじゃないかと。人身やなんかけがした場合の保険は入っているけれども、第三者に損害を与えた場合は支払いますよと、そういう包括的な保険があると思うんですよ。そういうあれの加入の状況というのは聞いておりますか。その辺についてお伺いします。保険に入っていればあれですよ。その保険で支払ってもらえばいいことです。多分そのような加入が、包括的な保険があるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 三方からいろんなことをご質問をいただいておりますが、いわゆる今、神宮議員が申されたことも加味しながら、いろんなことで調査研究しながらやっていきたいと思っております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第7 議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことにより、吉岡町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） それでは、議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について町長の補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容は、復興特別所得税の課税に伴ってのふるさと基金に係る個人住民税の寄附金税額控除の特別控除額の算定方法の現行の規定整備、延滞金及び還付加算金の割合等の特例の規定の整備、ほか公益法人等に係る課税の特例の規定の整備、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長の規定整備、そして優良住宅地造成に伴う課税の特例の適用期限到来による規定整備、また東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地の譲渡期限の延長及び同震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等特例の規定整備などでございます。

それでは、吉岡町税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側が旧で左側が新ということをお願いするものでございます。

第34条の7第2項中に下線の部分を加えたものでございます。これは復興特別所得税が平成25年1月1日から課税されていることに伴って、いわゆるふるさと基金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度の各年度に限り特別控除額の算定方法を変更する必要があることから規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第3条の2でございしますが、下線部が改正になるものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

同条第2項は新設でございします。

また、次の附則第4条ですが、やはり下線部が改正になるものでございます。この附則第3条の2及び第4条は、国税における延滞金及び還付加算金の割合等の特例の見直しが行われたことによる規定整備でございます。

次に、3ページをごらんください。

3ページ下の部分でございますけれども、附則第4条の2でございます。下線部の「9項」とあるのを「10項」に改めるものでございます。これは公益法人等に係る課税の特例の規定整備ということで、租税特別措置法第40条に第10項が追加されたものでございます。

次に、4ページをごらんください。

附則第7条の3の2でございますが、下線部がやはり改正になるものでございます。これは住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長するものでございます。これにより居住年が平成29年であるものが特例を受けられることとなるものでございます。

次に、5ページをごらんください。

附則第7条の4でございますけれども、下線部が改正箇所でございます。これは地方税法附則第5条の6の新設による規定整備でございます。

同じく5ページの附則第17条の2でございますが、次の6ページをごらんください。下線部が改正箇所でございます。これは租税特別措置法第37条の9の2が適用期限到来により廃止になったことによる修正でございます。

次に、附則第22条の2でございますが、見出しを含めて下線部が改正箇所でございます。これは東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例によるものでございます。1項は震災によるその敷地の譲渡期限が3年から7年に延長されたものでございます。

9ページをごらんください。

2項が新設で、相続人についても同様の特例が受けられるものでございます。

10ページをごらんください。

3項は2項の新設による項ずれの修正によるものでございます。

次は、附則第23条でございますが、やはり下線部が改正箇所でございます。これは項ずれによる修正でございますが、東日本大震災に係る住宅借入金の特別税額控除の適用期間の特例によるものでございます。

次でございますけれども、本文の3ページをごらんください。

附則でございますが、第1条としまして、施行期日でございますが、附則第7条の3の2及び第23条は平成27年1月1日施行で、それ以外は平成26年1月1日から施行というものでございます。

第2条は、延滞金に関する経過措置、また第3条は、町民税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は総務常任委員会に付託します。

#### 日程第8 議案第34号 吉岡町消防団条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第34号 吉岡町消防団条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第34号 吉岡町消防団条例の制定の提案理由を申し上げます。

消防組織法（昭和22年法律第226号）の改正に伴い、吉岡町消防団条例の整備を行うためのものです。

詳細につきましては町民生活課長をして説明をさせます。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例制定は、消防組織法の改正に伴う条例の整備をするものです。条例制定により4条例を廃止したいものです。

第1条、趣旨であります。この条例は消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとしてしています。

そして、14条立てで構成されていまして、附則で施行期日を定め、公布の日から施行するとしております。

廃止する条例につきましては、1、吉岡町消防団設置条例、2、吉岡町消防団員、服務規律及び懲戒条例、3、吉岡町消防団員の任免に関する条例、4、吉岡町消防団の報酬及び費用弁償等に関する条例、それぞれを廃止いたします。

経過措置としまして、この条例の施行の日の前日までに、廃止前の吉岡町消防団員設置条例、吉岡町消防団員、服務規律及び懲戒条例、吉岡町消防団員の任免に関する条例、または吉岡町消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすとしております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 幾つかお伺いします。

大変、この消防団条例、4つを廃止して1つにまとめて、わかりやすくなってきたと思います。この中で、団員の定数は128人というお話でありますけれども、現状は何人ぐらいいて、何人ぐらい不足しているか、ということで、5分団中、何分団が不足しているか、その辺のところをお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） ご指摘の定員が128人としておりますが、このうち平成25年の上半期に消防団として報酬を支払う準備をしているところであります。本日現在、106名の方の報酬を支払おうとしているところであります。

以上であります。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） そうすると、128人の定員のところを106人ということで、22人不足しているということによろしいのでしょうか。この定員については、榛東あたりは145人もいるし、それから玉村も155人ということなのですから、128人、その定めは何か、ですからその自治法が何かにある基準はどういうので128名にしてあるのか、その辺についてもあわせてお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） これは各5分団ありまして、この5分団につきましてそれぞれの定員を決めております。その関係で、トータルとしまして128人の定数になるということですが、各分団については25名ということで、あとは本部が3あるということで、合計で128人になるかと思えます。

以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 大変、22人も不足しているということで、担当職員やなんかも必死になって団員確保に当たっていると思いますけれども、これだけの人口を抱えているので、128人でも少ないくらいだというふうに感じるのですけれども、その辺の努力をよろしくお願いいたします。

もう1点お伺いしたいのは、今度のこの条例制定につきまして、今まであった資機材だとか、文書簿冊とか、そういうところの決まりをみんな取り除いてあるのですけれども、そういうポンプの台数とかいろんなそういう装備品、それから文書簿冊等は当然前の規定には載せていたと思うのですけれども、こういうものはどこに規定したのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） これにつきましては、消防組織法の条例委任をされる部分と、それから規則委任をされる部分がありまして、先ほどご指摘のありました箇所につきましては、いわゆる設備資材の関係でございますが、これについては規則委任を法律で規定がありますので、本条例とは別に規則で定めるということでありまして、よろしく申し上げます。（「わかりました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） ここに第2条に消防団、その管轄区域は吉岡町全域とするとあるのですが、地区外応援、例えば隣接する渋川市、榛東村、これにも隣接する町村には出場しているかと思うのです。現状として、そのときに12条と公務災害、この吉岡町全域ですよと言っているながら、隣接に応援しているときにけがや事故があったときに、その辺の補償も、その辺はどうなるのか。条例では吉岡町全域だと。だけれども、ほかの町村も、榛

東村も例えば上野田であれば、行ったり来たりは長岡等はしているかと思うのですけれども、その辺、隣接町村との兼ね合いはどうするのか。お願いします。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） これも消防組織法の条例委任と規則委任と、もう一つ、消防組織法の協定委任のところがございます。その中で、これは法律的には第39条第2項というふうになっているわけですが、ここに市町村は消防の相互の応援に関して協定することができるということでありまして、これは協定で定めたというものであります。

以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） もう1点、団員不足ということなのですが、現状では分団長を卒業して団長に、平団員としてまた各分団で何人も残っていると。例えば一旦分団長を卒業したのだから、退職して再任を妨げないという1項があるからいいのですけれども、新しい人がなかなか加入してこれられないというのは、古い人が残っているために補充ができない部分みたいなものはないのかどうか。

それともう1点、報酬ですけれども、これは安いか高いかは別問題としまして、この中で報酬を上げれば団員がふえるということはないと思いますけれども、その辺の考えは、2点について。

それから、もう1点、そうすれば、火災現場に緊急車両、消防自動車に乗っていくときにはいいけれども、仮に自家用車で現場に向かうときに事故に遭ってしまったと。そのときの辺の補償はどうするのか。例えば本人がけがする、相手をけがさせることもあるだろうから、その点についてできる範囲内でお願いします。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） 最初に、報酬のことをお答えさせていただきますが、この報酬につきましては、見直しを町では今しているところでありますが、条例を制定するのにその報酬も定めるということで、この条例の中に一応前の報酬の単価というか、という形でここに載せさせていただいております。報酬審議委員会等でそのお答えがあった場合に、再度報酬改定があるとは思いますが、本条例では前の報酬の単価をそのまま載せさせていただいております。

次に、火災が起きたときの車での事故があった場合の補償のことについては、ちょっと私はここでわかりませんのでお答えできないということで、よろしく願いいたします。

それと、その一番最初の、消防団を卒業した方がいて、その方が平の、役職を離れて平の団員となって、そのことが原因として新しい消防団員が入れないのではないかという心配ですが、そういう要素もあろうかとは思いますが、団員不足についてはさまざまなことが要因として挙げられるかとは思いますが。

以上、お答えになるかですが、よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は総務常任委員会に付託します。

#### 日程第9 議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、引用する同法の条項が移動したことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細については町民生活課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町災害対策本部条例新旧対照表1ページをごらんください。

向かって右側が旧で、向かって左側が新であります。この旧のほうの下線の部分が新しいほうで今度は改正をしたいというところがあります。

その部分は、新のほうの2行目にあります第23条の2第8項を改定をしたいということであり、吉岡町災害対策本部条例で法律の引用部分を改正するものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は総務常任委員会に付託します。

#### 日程第10 議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正に伴い、吉岡町防災会議の所掌事務及び委員の要件の改正その他所要の改正を行うため、吉岡町防災会議条例（昭和46年吉岡村条例第23号）の一部を改正するものです。

詳細につきましては町民生活課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

災害対策基本法第16条第6項は、「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。」と規定されており、都道府県防災会議の組織及び所掌事務が改正されたことにより、市町村防災会議条例についても改正が必要となったためのものです。

吉岡町防災会議条例新旧対照表をごらんください。

向かって右側が旧です。左側が新です。

「旧」の所掌事務第2条第2項を「新」第2条第2号のように改め、同条第2号の次に第3条を新設し、新設した第3号の次に第4号中の下線部分の前3号とするものです。

次に、「旧」の会長及び委員規定の第3条第5項第7号の次に「新」で、下線の部分8号として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者、また9号として下線の部分、前各号に掲げる者のほか町長が防災上特に必要と認めて任命する者とし、次に「旧」第3条第7項の下線部分「第5項第7号」を「新」下線部分「第5項第7号から第9号まで」に改めるものです。

2ページに移ります。

「旧」のほうの第4条第2項に次の下線部分「新設」は「新」の部分の第3項とするもの、「旧」（議事等）第5条中の下線部分「防災会」を「新」では「防災会議」に改めるものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は総務常任委員会に付託します。

#### 日程第11 議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申

上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）に伴い改めるものです。

内容については、東日本大震災に係る特例措置の延長等であります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、本条例につきまして町長の補足説明をさせていただきます。

この議案第37号におきましても、議案第33号と同様に、地方税法の一部を改正する法律に伴い本条例を改正するものでございます。

今回の主な改正内容につきましては、東日本大震災にかかわる震災居住財産の敷地の特例で、地方税法の附則の条項などの改正により、附則規定中の条項分を定めるものでございます。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでございます。よろしくお願いいたします。

まず、右側、旧の下線「附則第44条の2第3項」を左側、新の下線「附則第44条の2第4項及び第5項」に改め、旧の中段及び下段の下線「第36条」を新の中段及び下段の下線「第35条第1項」に改めるものでございます。

議案書の1ページのほうをお開きください。

中段に、附則、第1項、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附則第2項、この条例により、改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）による改正に鑑み、保険料の延滞金の割合の特例措置を改めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、本条例について町長の補足説明をさせていただきます。

この議案第38号におきましても、議案第33号と同様に、地方税法の一部を改正する法律に伴い本条例を改正するものでございます。

今回の改正内容につきましては、後期高齢者医療の保険料の延滞金の割合の特例に係る改正で、延滞金等の利率の見直しを行うものでございます。吉岡町税条例の第3条の2と同様のものでございます。

それでは、吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案というもので、よろしくお願いいたします。

右側の旧の附則第2項の全文を左側に改めるものでございます。左側、改正案を朗読させていただきます。括弧内につきましては省略をさせていただきます。

附則第2項、「当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割

合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とする。」に改めるものです。

議案書の1ページをお開きください。

「附則第1項、この条例は、平成26年1月1日から施行する。附則第2項、改正後の吉岡町後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものに適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。」であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第38号は文教厚生常任委員会に付託します。

### 日程第13 議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

予防接種法の改正に伴い、引用している条文について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、本条例の一部を改正する条例につきまして町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、予防接種法の改正に伴い、条ずれ等による改正に対応し、字句等を改めるものでございます。

それでは、吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでよろしくお願ひいたします。

右側、旧の第1条中の下線、「第3条、第6条及び第9条に規定」を左側の新の下線、「に基づき吉岡町が実施」に改めるものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の規定は、平成25年4月1日から適用する、であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は文教厚生常任委員会に付託します。

休憩します。10時45分まで休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時44分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14 議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認

定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 竹内会計課長。竹内課長、竹内課長については着座のまま説明を許可します。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 体調の関係から着座にて説明させていただきます。

決算書の3ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入総額62億5,669万5,854円、歳出総額56億6,764万3,383円、歳入歳出差し引き額5億8,905万2,471円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましては6,237万4,000円、実質収支額5億2,667万8,471円でございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算書歳入についてでございます。

1款の町税、予算現額21億5,449万4,000円、調定額24億5,511万6,870円、歳入済額22億6,529万8,240円、前年対比565万3,481円の減となっております。不納欠損額557万5,251円、前年対比では1万9,483円の減でございます。収入未済額1億8,424万3,379円、前年対比247万3,059円の増でございます。1項の町民税、収入済み額10億6,161万6,256円、前年対比3,215万4,471円の増です。町民税については、町民税個人では子ども手当の導入に伴い年少扶養控除が廃止されたためふえ、法人町民税については大手医療法人の平成23年度に修正申告され、平成19年度から修正があった関係で23年度は多かつたため減額となりました。次に、不納欠損額224万8,390円、前年対比26万6,135円の増でございます。収入未済額6,103万110円、前年対比67万6,348円の減でございます。2項の固定資産税、収入済み額9億8,062万6,032円、

前年対比4,398万2,452円の減です。この減につきましては、評価替えにより家屋の減額によるものです。不納欠損額317万4,961円、前年対比35万6,918円の減となっております。収入未済額1億2,134万810円、前年対比322万8,107円の増でございます。3項の軽自動車税、収入済み額4,735万7,000円、前年対比286万500円の増でございます。この増につきましては、東日本大震災の影響により在庫がなかったが平成24年度は落ちついて町内中古車販売店の所有台数が増加したためでございます。不納欠損額15万1,900円、前年対比7万1,300円増となっております。収入未済額は187万2,459円、前年対比7万8,700円の減でございます。4項の町たばこ税、収入済み額1億6,245万2,992円、前年対比327万5,000円の増でございます。これは平成22年度に税率改正され、平成23年度は東日本大震災で品薄状態だったため、結果的に増となりました。売り上げ本数は減少傾向でございます。5項の入湯税、収入済み額1,325万2,260円、前年対比で3万9,000円の増でございます。

2款から11款につきましては、8月28日、全協等で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

12款の分担金及び負担金、1項の負担金、予算現額1億4,389万1,000円、調定額1億5,159万1,340円、収入済み額1億4,559万7,840円、前年対比623万8,720円でございます。増額分につきましては保育運営費保護者負担金でございます。不納欠損額10万5,000円、前年対比22万6,250円の減でございます。収入済み額588万8,500円で、前年対比20万3,940円の減でございます。

13款使用料及び手数料、予算現額3,377万円、調定額3,814万1,796円、収入済み額3,453万3,316円、前年対比94万3,427円の増でございます。1項の使用料、収入済み額2,380万190円、前年対比では90万4,281円の増でございます。この収入の増額の主なものにつきましては、物産館使用料、前年対比60万円の増でございます。不納欠損額16万4,500円、前年対比で19万6,800円の増、収入済み額346万8,588円、前年対比で16万9,500円の減で、住宅使用料でございます。2項の手数料、収入済み額1,073万3,126円、前年対比では3万9,146円の減でございます。

14款国庫支出金、予算現額6億6,313万円、調定額6億6,726万5,410円、収入済み額6億1,411万1,490円、前年対比590万3,744円の減、収入済み額5,315万4,000円でございます。これは繰越明許費で配付しました資料6番で参照してください。1項の国庫負担金、収入済み額5億5,436万5,202円、

前年対比3,781万486円の増でございます。これは障害者福祉費の増によるものでございます。2項の国庫補助金、収入済み額5,479万6,025円、前年対比4,320万4,079円の減でございます。主なものは5目の教育費国庫補助金、平成23年度行った明治小学校耐震工事による補助金の減、地域活性化きめ細かな交付金事業、地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金事業などがなくなったための減、24年度行った主な事業は南下防災公園事業補助金、宮田大藪線工事などでございます。

6ページ、7ページをごらんください。3項の国庫委託金、収入済み額495万263円、前年対比51万151円の減でございます。

15款県支出金、予算現額7億394万6,000円、調定額7億208万5,000円、収入済み額5億7,958万766円、前年対比1億4,235万6,000円の増でございます。1項の県負担金、収入済み額2億2,090万6,571円、前年対比5,130万8,908円の増でございます。制度改正により子ども手当の減、児童手当の増及び障害者福祉費の増でございます。2項県補助金、収入済み額3億1,742万7,360円、前年対比8,944万631円の増でございます。主なものは、第一保育園建てかえ工事に伴うものでございます。減額の主なものにつきましては、ワクチン接種緊急促進事業県補助金でございます。23年度に受けた方が多くございましたが、24年度は落ちついて減少いたしました。収入未済額1億2,250万5,000円、これは児童福祉費、群馬県安心こども基金事業、保育所緊急整備事業、第二保育園改修工事のものでございます。3項の県委託金、収入済み額4,124万6,835円、前年対比160万6,523円の増でございます。この増額の主なものにつきましては、総務費県委託金、土地計画基礎調査、選挙費県委託金、衆議院選挙などでございます。

続きまして、16款財産収入、予算現額1,139万7,000円、調定額、収入済み額同額の1,359万2,969円、前年対比405万3,080円の増でございます。1項財産運用収入、収入済み額1,140万8,969円、前年対比233万1,080円の増額でございます。この増額の主なものは、平成24年度線下補償があったためと、基金の利子でございます。2項の財産売払収入、収入済み額218万4,000円、前年対比172万2,000円でございます。

17款1項寄附金、予算現額1,986万円、調定額、収入済み額同額の2,186万円、前年対比784万3,550円の増でございます。これは株式会社吉岡町振興公社からとふるさと納税の寄附金でございます。

18款繰入金、予算現額4,936万3,000円、調定額3,295万3,092円、収入済み額3,295万3,092円、前年対比5,774万7,166円の減でございます。1項の特別会計繰入金、収入済み額843万92円、前年対比430万6,834

円の増でございます。この増額につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰り入れでございます。2項の基金繰入金、収入済み額2,452万3,000円、前年対比6,205万4,000円の減でございます。これは湯水対策維持管理基金の減でございます。

19款1項の繰越金、予算現額5億2,314万3,000円、調定額、収入済み額同額の5億2,314万3,255円、前年対比5,897万7,925円の増でございます。

20款諸収入、予算現額8,136万9,000円、調定額6,999万3,282円、収入済み額6,999万3,282円、前年対比626万8,113円の減でございます。1項の延滞金加算金過料、収入済み額284万7,812円、前年対比92万8,276円の増でございます。2項の預金利子、収入済み額23万3,805円、前年対比12万1,602円の増でございます。運用利子でございます。3項貸付金元利収入、収入済み額500万円、前年対比、同額の500万円でございます。4項受託事業収入、収入済み額600万円、前年と同額でございます。5項雑入、収入済み額5,591万1,665円、前年対比731万7,991円の減でございます。これは平成23年度にあった渋川箕郷線廃止代替バス負担金及び高崎・渋川バイパスに伴う管路施設移設補償費などの減でございます。

21款町債、予算現額4億2,280万円、調定額3億9,560万円、収入済み額3億6,580万円、前年対比2,860万円の増でございます。これは臨時財政対策債及び学校教育施設整備事業債の明治小学校の耐震補強事業の減でございます。防災対策事業債(第1分団詰所建設工事)につきましては増でございます。収入未済額2,980万円は、吉岡中学校北校舎エレベーター設置工事のものでございます。

歳入合計、予算現額62億6,698万7,000円、前年対比1億5,126万円の増、調定額66億6,157万5,464円、前年対比1億8,328万2,842円の増、収入済み額62億5,669万5,854円、前年対比1億197万8,164円の増、不納欠損額584万4,751円、前年対比41万4,833円の減でございます。収入未済額3億9,903万4,859円、前年対比8,171万9,511円の増でございます。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項の議会費でございます。予算現額1億245万7,000円、支出済み額9,988万528円、前年対比846万8,106円の減でございます。これは、議員共済給付費負担金の減によるものでございます。議員年金の廃止に伴うものです。

2 款の総務費、予算現額 10 億 4,581 万 2,000 円、支出済み額 10 億 1,687 万 2,000 円、前年対比 1 億 1,557 万 4,691 円の増でございます。1 項総務管理費、支出済み額 8 億 6,392 万 931 円、前年対比 1 億 2,005 万 9,918 円の増でございます。この増額の主なものは、臨時職員賃金の総務政策課一括管理による増、財政調整基金積立金の増、電子計算機システム改修、機器のリース等の増でございます。2 項の徴税費、支出済み額 1 億 168 万 6,992 円、前年対比 1,096 万 2,684 円の増でございます。公平・適正な課税のため家屋確認調査業務委託料等の増でございます。3 項の戸籍住民基本台帳費、支出済み額 3,394 万 719 円、前年対比 535 万 9,575 円の増でございます。4 項の選挙費、支出済み額 856 万 1,841 円、前年対比 1,064 万 8,703 円の減、平成 23 年度は県知事選挙、県議会選挙、町長、町議の選挙がありましたが、平成 24 年度は衆議院選挙のみであったため減となりました。5 項統計調査費、支出済み額 750 万 8,832 円、前年対比 13 万 7,958 円の減、報酬、経済センサス活動調査員の減でございます。6 項監査委員会費、支出済み額 38 万 1,556 円、前年対比 2 万 825 円の減でございます。

3 款民生費、予算現額 21 億 9,055 万 6,000 円、支出済み額 19 億 7,452 万 5,653 円、前年対比 2 億 286 万 288 円の増、翌年度繰越額 1 億 3,781 万 9,000 円につきましては、私立保育所施設整備補助金（第二保育園）でございます。1 項社会福祉費、支出済み額 8 億 8,436 万 7,320 円、前年対比 6,417 万 8,739 円の増でございます。介護保険事業特別会計繰出金、障害福祉費の負担金補助及び交付金、医療費、療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金のそれぞれ増でございます。2 項児童福祉費、支出済み額 10 億 9,015 万 458 円、前年対比 1 億 3,870 万 1,964 円の増でございます。増減額につきましては、子ども手当の減、児童手当の増、児童保育費（私立保育園整備補助金第一保育園）の増でございます。3 項災害救助費、支出はありませんでした。4 項生活保護費、支出済み額 7,875 円、前年対比 2 万 475 円の減でございます。

4 款衛生費、予算現額 7 億 212 万 5,000 円、支出済み額 5 億 7,576 万 6,204 円、前年対比 975 万 4,046 円の減でございます。1 項の保健衛生費、支出済み額 4 億 337 万 985 円、前年対比 316 万 7,020 円の減でございます。これにつきましては国民健康保険事業特別会計繰出金、予防接種委託料の減でございます。新規住宅用太陽光発電システム設置補助金、渋川看護専門学校運営費補助金、よしおか健康 1 プロジェクト事業委託料がそれぞれ増となりました。2 項清掃費、支出済み額 1 億 7,239 万 5,219 円、前年度比 658 万 7,026 円の減でございます。これは渋川広域組合負担金の塵芥施設分及び一般ごみ収集運搬、それぞれ減額によるものです。

5款労働費1項労働費諸費、予算現額1,763万4,000円、支出済み額1,594万2,604円、前年対比14万2,955円の増でございます。勤労者住宅資金利子補給の増などでございます。

6款農林水産業費、予算現額3億4,838万2,000円、支出済み額3億1,511万7,161円、前年対比5,905万7,421円の減でございます。1項の農業費、支出済み額3億173万6,222円、前年対比5,811万4,524円の減額でございます。これは平成23年度の用地買収費(道の駅)、小倉揚水施設整備、ポンプ設置・ポンプ交換設置・復旧工事の減、農業集落排水事業特別会計の増でございます。6目地籍調査費については新設をいたしました。2項林業費、支出済み額1,338万939円、前年対比94万2,897円の減、これは林道補修工事の減でございます。

7款商工費、予算現額2,901万6,000円、支出済み額2,671万4,514円、前年対比106万8,640円の減でございます。

8款の土木費、予算現額5億3,257万5,000円、支出済み額4億3,043万3,451円、前年対比977万4,322円の減でございます。翌年度繰越額8,200万円、これは道路ストック総点検事業と公営住宅等ストック総合改善事業でございます。資料の6番をご参照してください。1項の土木管理費、支出済み額2,088万8,672円、前年対比20万9,465円の減額でございます。2項の道路橋梁費、支出済み額1億1,929万6,887円、前年対比1,836万1,776円の減額でございます。これは道路改良工事及び工事請負費、きめ細かな交付金等の減でございます。増といたしましては、道路維持補修費は増額となっております。3項河川費、支出済み額171万5,708円、前年対比54万1,930円の増でございます。4項都市計画費、支出済み額2億8,438万777円、前年対比614万8,690円の増でございます。これは都市計画基礎調査業務、県指定緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務委託、宮田大藪線道等、それぞれの増でございます。公共下水道特別会計繰出金につきましては減でございます。5項住宅費、支出済み額415万1,407円、前年対比210万6,299円の増でございます。これは町営本宿団地屋上防水設計委託の増です。

9款消防費1項消防費、予算現額3億3,512万4,000円、支出済み額3億2,863万5,168円、前年比3,827万2,650円の増でございます。これは消防第1分団詰所建設関係の設計、工事、従前詰所解体工事の増、渋川広域負担金、消防施設の増などでございます。

10款教育費、予算現額5億1,498万3,000円、支出済み額4億4,464万7,352円、前年対比2億2,999万1,342円の増でございます。1項の教育総務費、支出済み額7,913万7,646円、前年対比2,388万7,673円の減で

ございます。臨時賃金の総務政策課一括管理にしたことによる減、幼稚園就園奨励金の減でございます。2項小学校費、支出済み額8,736万3,413円、前年対比1億5,155万2,041円の減でございます。減につきましては、平成23年度、教科書改訂、工事請負費、明小改修工事・耐震補強工事でございます。平成24年度については、駒小トイレ自動水栓改修及び明小校庭整備工事を行いました。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

3項の中学校費、支出済み額5,100万2,226円、前年比2,088万4,501円の減でございます。翌年度繰越額4,501万4,000円は吉岡中学校北校舎エレベーター設置工事でございます。減額につきましては、23年度に行いました体育館外構工事及び校内施設整備工事がなかったことにより減額となりました。4項社会教育費、支出済み額1億3,294万8,642円、前年対比850万6,798円の増でございます。これは文化センターの舞台音響機器リース、ホール等改修工事(吊りもの)による増でございます。5項保健体育費、支出済み額3,853万2,895円、前年対比210万3,814円の増でございます。主なものは体育施設の修繕料の増でございます。6項給食センター費、支出済み額5,566万2,530円、前年対比4,427万7,709円の減でございます。平成23年度は、高圧受電設備更新及び動力増設工事、備品購入費等がありましたが、24年度につきましては、大きな工事がなかったことによる減でございます。

11款の災害復旧費1項2項、それぞれ支出はありませんでした。

12款1項公債費、予算現額4億3,995万5,000円、支出済み額4億3,993万7,877円、前年対比265万1,699円の減でございます。これは償還金の利子の減でございます。

13款諸支出金、予算現額4万3,000円、支出済み額4万2,000円、前年度比1万6,000円の減です。1項諸支出金、予算現額1,000円、支出はありませんでした。2項土地開発基金、支出済み額4万2,000円でございます。利息でございます。

14款1項の予備費、予算現額831万8,000円、支出はありませんでした。

歳出合計、予算現額62億6,698万7,000円、前年比1億5,126万円の増、支出済み額56億6,764万3,383円、前年対比3,606万8,948円の増でございます。翌年度繰越額1億9,996万8,000円、不用額につきましては3億3,151万617円でございます。

歳入歳出差し引き額は5億8,905万2,471円で、前年対比6,590万9,216円の増でございます。

以上、一般会計の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月8日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 4番平形です。中にあります南下城山防災公園についてお尋ねします。

先月の8月30日付の上毛新聞で、この防災公園のことが1面トップで掲載されておりました。この記事の中で、耐震性の貯水槽、10トンの水を確保すると書いてありました。このことについては、当初の計画ではたしか40トンであったと記憶しておりますけれども、私も一般質問をしたのですけれども、災害時に1人当たり1日3リットル、災害発生から3日間で9リットル、南下、北下、陣場の3地区の住民1,100人ということで、換算いたしますと、およそ10トンということに精査されたんじゃないかなというふうに思います。建設費も1,200万円の削減ができたのではないかと思います。

そこでお尋ねしたいのは、そのほかの精査をしたことがあるかということなのですが、特に防災公園の除草費用は年間一千数十万円と聞いておりますけれども、これの削減方法について24年度中に何か検討したのか。また、ほかの精査になるようなことを何か、精査されたのかをお尋ねしたいと思います。

議長（近藤 保君） この件については執行部より回答させます。

栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいまの平形議員さんのこの防災公園、これを実施していくについ

て、コスト削減に努めると以前に答弁させていただいたところではありますが、実施設計業務を平成24年度に行いました。その際、平形議員が言われますとおり、耐震性の貯水槽、基本計画の中では40トンが一番最低だと、計算上では10トンでよかったのですが、最低が40トンであるよと、そういったことで40トンということで基本設計を組んだわけですが、実施設計を組むについて精査しましたところ、10トンでもありますよということで、こういったことを初め、どれのということではないのですが、全体的にコスト削減といえますか、単価のほうも見直して、より精度の高い単価を用いまして実施設計のほうを組んでおるところでございます。

そして、2つ目だと思いますが、1,150万円、これは維持管理のほうであると思うのですが、この維持管理につきましては、先進地事例などを参考にして、これからいかに維持管理費を下げてできるかということは、これからの検討課題であると思っております。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） もう1点お尋ねします。さっきの上毛新聞の件なのですが、自衛隊ヘリなどの離着陸を想定した臨時ヘリポートを当初2カ所に設置するほか、バスやトラックも通行できる道路の整備促進、ヘリで搬入された支援物資を車両で公園外に搬出できるようにすると記載されておまして、災害時にこの支援物資の搬入・搬出がイメージできる基地かなというふうに思います。

ところで、本定例会に出されましたこの決算、いただきました決算参考資料がありますがけれども、この中の一番最後のほうにくっついているのですがけれども、平成24年度に一般会計主要事業決算状況一覧表という18ページにわたる一覧表があります。これの資料番号10なのですがけれども、これの中の15ページ、18ページあります、15ページの中に、「安全・便利・住みやすい安全で便利なまち」ということで、南下城山防災公園新設事業というのが載っております。ここに説明書きがあるんですね。これをそのまま読ませてもらいますけれども、吉岡町は相馬ヶ原演習場の北東に位置し、同演習場に隣接する相馬ヶ原駐屯地の旅団化に伴い滑走路が整備されて、ヘリコプターの飛行訓練が行われていると。このような状況のもと、ヘリコプターの不測の事態に備え、緊急時の避難場所、災害時には防災機能を有する地域住民の一時避難場所、また平常時は地域住民の憩いの場としての公園を整備すると、こう書いてあるのです。

これを読みますと、そのまま読んじやいますと、自衛隊のヘリコプターの飛行訓練中に不測の事態、緊急時というものがあれば、この臨時ヘリポートに自衛隊のヘリコプターが

着陸することがあるというふうに読めるのですけれども、そういうことがあるのかどうかお尋ねします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 平形議員がご指摘のとおり、臨時ヘリポートということで2カ所設けております。これは緊急時にあくまでも備えてありまして、平常時は多目的広場としての利用ということで位置づけております。そして、いざ災害時、ヘリコプターが離発着できるような施設ということで、訓練中の緊急着陸とか、そういったことは一応想定はしております。ただ、平常時はあくまでも多目的広場、本当に緊急時ということでの利用で考えております。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） ヘリコプターが訓練中に不測の事態、緊急時というのが、一般町民、私自体もわからないし、町民もわからないのですけれども、そういうことが仮にあったとすると、この臨時ヘリポートにヘリコプターがおりてくるということがあるということですので、ないというふうに答えてもらいたかったのですけれども、ちょっと困惑しておりますけれども、この上毛新聞の記事もそうですけれども、町民は災害時にヘリコプターが離発着することを想定しているわけですね。大規模災害時に自治体から自衛隊に要請が行くと。その要請によって自衛隊が出動するということを想定しているというふうに思うんですね。この自衛隊のヘリコプターの飛行訓練中に、臨時ヘリポートが使用されることというのは想定外だというふうに思います。この自衛隊のヘリコプターの不測の事態、緊急時ということは、これは多分もう自衛隊しかわからないんじゃないかなというふうに思います。

それで、要するにこれをイメージすると、平常時に町民が憩いの場として集っているときに、もしそういう事態が起きれば、突然自衛隊のヘリがおりてくるということがあるということなんですね。これはやはり想定外のことだと思うんですね。そんなに何回もあるわけじゃないと思うのですけれども、この防災公園というのは2018年に完成予定と書いてありますけれども、当然のことながら20年、30年、もっと長い時間使うわけなんですね。そういうふうに思います。それで、これはちょっと不安がよぎるわけなんですね。

というのは、今その話題となっているというか、問題となっているというか、いろんな新聞紙上ににぎわせているオスプレイという垂直離着陸機がありますね。あれは今、アメリカが配備するということなのですからけれども、最近の新聞では、そのオスプレイを自衛隊が導入しようとしているわけですね。これはオスプレイがヘリコプターかどうかかわらな

いのですけれども、飛行機とヘリコプターのちょうど真ん中ぐらいの性能というふうに思っているのですけれども、仮にその数十年先にそういうことがあるとすると、現時点でやはりそういうことも考えてやって防災公園をつくらなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。もし仮に、今課長はあるというふうにおっしゃいましたけれども、一般町民はこれはやはり災害時、大災害時に自衛隊を要請してヘリコプターがおりてくるということしか想定していないで、自衛隊のご都合によってあそこの臨時ヘリポートが使われるということは想定していないというふうに私は思います。

ですから、そういうことがあるのであれば、その点をもう少し説明を議会なり町民なりにしていただきたい、というふうに周知していただきたい、そういうことがある公園だよということをやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、町長、いかがですか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今課長が答弁した内容については、非常時のときにはおりますよということだと私は思っております。常時のいわゆるヘリコプターの相馬ヶ原の訓練で使用するというようなことはないと思っております。防災ヘリなどの、もちろん県にある防災ヘリなんかも何か非常時になったときにはそこを使っただく。もちろん今までも河川敷、そしてまた中学校の前の野球グラウンドなど、そこには防災ヘリが使用してもいいですよということにはなっておりますが、非常時のいわゆる相馬ヶ原のヘリコプターの訓練のためのいわゆる防災のヘリがおりる基地だとは私は思っておりません。

ですから、今議員さんがおっしゃるとおり、非常に、本当に非常時のときにはいわゆる許可を得て、おりるかもしれませんが、訓練に使うような場所ではないというようにも思っております。そういったことでそれは確認しておるものと思っております。ですから、課長のほうからちょっと、非常時にはいわゆる普通の訓練にどんどん使うのでというようなことはないと思っております。また、あってはならないと私も思っております。

ですから、本当のいわゆる災害が起きたと、いわゆる防災が起きた、いろんなことでこれは自衛隊のヘリもお願いしなくてはならないというときには使おうと思っておりますが、いわゆる訓練にそのところを使うということはないと思っております。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。（「議長、これも3回目ですからだめですか」の声あり）だめです。（「つけ加えてよろしいでしょうか」の声あり）では、端的にお願いします。

〔4番 平形 薫君発言〕

4 番（平形 薫君） 今、先ほどの町長の前の課長が答えたことはあるというふうに言ったんですね。ないと思う、ないと思っているという言い方なんです。これは多分私も少し火薬を、爆薬をいじったことがありますので、自衛隊のことを、詳しくはないんですよ、あれなのですけれども、相馬ヶ原で演習をするときは実包は使わないはず。空包だと思っ  
たんですよ。実包を使うときは自治体との協定の中に文言を入れて、使うときはそれで何月何日何時ごろ実包を打つということで富良野も富士も阿蘇もやっているわけなんです。

ですから、思っているんじゃないで、緊急事態の自衛隊のヘリですから、連絡する間なんかはないはず。したがって、そういうことは、そういうときにおりてくることがあるよというのが、必ず協定の中にどこかあるはずだと思うんですよ、私は。それを確認してやっていただきたいなというふうに思います。課長はあると言って、町長はないと言った、どちらか、ないほうがいいと思うのですけれども、これはないと思うじゃなくて、ないと  
言い切れるものを用意していただきたいなというふうに思うのですけれども。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 課長が言っている意味も、私が言っている意味と同じだと私は思っており  
ます。ですから、いわゆる私が言っているとおり、非常時のいわゆるときには自衛隊にお  
願いをしてそのところにおりることはありますけれども、普通の訓練のときにそこを利  
用して訓練をするというようなことはないというふうに思っています。ですから、ご  
理解をいただきたいとします。ですから、防災、いわゆる県にあります防災のヘリはも  
ちろんおりるとします。それはいわゆるこれから公園ができたということになると、今  
は、先ほどから言っているように、防災ヘリのおりるところはここここだよというよ  
うなことを大体指示してあると思っております。

そういったことも含めて、今度新しくあそこができるようになれば、防災ヘリはあそこ  
にはおりるというようなことはあろうかと思えます。そこから病院に搬送したりなんかす  
ることにはなろうかと思えますけれども、平常時の、再三言うようですけれども、平常時  
の自衛隊の訓練においてあそこを使うようなことは絶対ありません。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 今のお話を聞いていて安心をしたのですけれども、この決算書類の中の状  
況一覧表の中の説明の中に、そういったことが書かれているわけですね。これは吉岡町に  
相馬ヶ原演習場北東に位置し、ずっと半分以上がこの自衛隊のヘリコプターの説明が入っ  
ているわけです。私も発言を後でまたしようかなと思ったのですけれども、要するに、こ  
ういった事態というのは、自衛隊のヘリコプターが非常時におりるということになると、

それはここに限ったことではありませんので、こういったことをかなり書かれちゃうと、説明のところが説明し過ぎちゃうというふうな感じがするんですね。この決算の説明書の真ん中の半分から上、この辺のところは書かなくてもよかったんじゃないかというように思うのですが、いかがですか。

要するに、ヘリコプターが危険なときにはどこかおりのわけですよ。それをだからここに指定する必要はなくて、多分自衛隊でも非常時の場合には近くのところにおろしてくれということでおりのと思うんですね。ですから、我々が期待しているのは、その下のところであって、確かに自衛隊にお願いして予算をいただくわけでありますけれども、ぜひともこの辺のところをあんまり強調し過ぎないでもらいたいし、できればこの説明の半分から上のところは削除していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 回答必要ですか。（「必要です」の声あり）どなたか。

栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 先ほど平形議員さんの質問の中で、訓練用のヘリの離発着もあり得ると、そういったことを言われていますけれども、それは誤解ということで、訓練用の離発着は町長の答弁のとおり、想定はしておりません。

その後、先ほどの、ただいまの金谷議員さんのご質問でございますが、この公園につきましては、議員が言われるとおり、あくまでも災害時には防災機能を有する地域住民の一時避難場所、また平常時は地域住民の憩いの場としての公園として整備していきたいと、あくまでも考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） この部分を削除するというような、そういうことはお考えはないですかね。説明書の中で。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に今、金谷議員が言われていることは、あくまでもこれは資料ということでご理解をいただければありがたいというようにも思っております。これは条例だとかそういうものであれば、削除しなくてはならないと私は思いますけれども、これは一つの資料というようにご理解をいただければありがたいと思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） こういったものが附則資料として、附帯資料としてつけられていることで

ありますので、それがひとり歩きしてしまうと、自衛隊のヘリコプターもここを目指してもしもの場合には何とか我慢してここまで来たいというような、そういうことになっちゃおうと思うんですね。私は純粹に下のところの半分のところを残したほうがいいというふうに思いますが、これは説明の資料だからいいのだというようなことでは、私はないような気がするのですが、ぜひともこの資料、説明資料ですが、この半分から下のほう、緊急時の避難時にはここを使うんだということを残していただきたいというふうに思います。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は、予算決算常任委員会に付託します。

昼食休憩に入ります。再開は1時ちょうどといたします。

午前11時50分休憩

午後0時58分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 日程第15 議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内会計課長。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 決算書の163ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入総額1億454万9,804円、歳出総額1億432万4,325円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の22万5,479円でございます。

次に、164ページ、165ページをごらんください。

平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1款1項給食費納入金、予算現額9,861万6,000円、歳入額9,701万9,270円、収入済み額9,648万3,270円、前年対比100.8%、80万4,160円の増でございます。収入未済額53万6,000円、前年対比135.9%、14万1,710円の増でございます。長引く景気の低迷により給食費の支払いが滞る家庭がふえたためと考えています。

2款1項繰入金、予算現額777万8,000円、調定額、収入済み額同額の761万2,150円、前年対比126.8%、160万7,010円の増でございます。児童生徒1人に対しミルク代補助ということで1人当たり月350円、11カ月分3,850円、一般会計から繰り入れています。平成23年度については1人当たり月250円でした。食材が値上がりしている状況の中で、給食費納入金を上げるのではなく、一般会計繰入金を増額することで補うこととさせていただきました。

3款1項繰越金、予算現額39万2,000円、調定額、収入済み額同額の39万2,544円、前年対比178.9%、17万3,111円の増でございます。

4款諸収入1項雑入、予算現額5万4,000円、調定額、収入済み額同額の6万1,840円、前年対比81.4%、1万4,166円の減でございます。

歳入合計、予算現額1億684万円、前年対比104.9%、501万8,000円の増、調定額1億508万5,804円、前年対比102.6%、271万1,825円の増、収入済み額1億454万9,804円、前年対比102.5%、257万115円の増となっております。

次に、166ページ、167ページをごらんください。

歳出ですが、1款1項学校給食費、予算現額1億684万円、前年対比104.9%、501万8,000円の増、支出済み額1億432万4,325円、前年対比102.7%、273万7,180円の増でございます。不用額251万5,675円でございます。

歳入歳出差し引き額22万5,479円、前年対比57.4%、16万7,065円の減でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第16 議案第42号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第42号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第42号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内会計課長。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 決算書の179ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入総額4億4,431万6,460円、対前年比122.5%、8,149万8,360円の増、歳入総額4億4,401万6,460円、対前年比124.1%、8,609万8,386円の増。歳入歳出差し引き額30万円、実質収支額30万円でございます。

次に、180ページ、181ページをごらんください。

平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金1項負担金、予算現額1,008万5,000円、調定額1,866万9,846円、収入済み額1,222万9,106円、前年対比195.4%、597万1,810円の増でございます。これは受益者負担金の増でございます。収入未済額644万740円、前年対比6万7,250円の減となっております。

2款使用料及び手数料1項使用料、予算現額1億156万8,000円、調定額1億870万3,535円、収入済み額1億297万9,370円、前年対比100.8%、79万822円の増でございます。収入未済額572万4,165円、前年対比99.3%、3万9,480円の減でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金、予算現額、調定額同額の4,270万円、収入済み額4,270万円、前年対比2,270万円の増でございます。

4款県支出金1項県補助金、予算現額150万円、調定額、収入済み額130万円でございます。

5款繰入金1項繰入金、予算現額1億9,469万5,000円、調定額、収入済み額同額の1億9,093万5,254円、前年対比1,678万3,496円の減でございます。

6款繰越金1項繰越金、予算現額、調定額、収入済み額同額の30万円、前年と同額です。

7款諸収入1項延滞金加算金過料、予算現額2,000円、調定額、収入済み額同額のゼロ円でございます。2項雑入、予算現額10万3,000円、調定額、収入済み額同額の11万9,730円、前年対比6万6,250円の増でございます。

8款町債1項町債、予算現額9,640万円、調定額9,370万円、収入済み額9,370万円、前年対比6,740万円の増、収入未済額1,140万円でございます。

歳入合計、予算現額4億4,735万3,000円、前年対比4,360万円の増、調定額4億5,648万1,365円、前年対比5,699万1,656円の増、収入済み額4億4,431万6,460円、前年対比8,149万8,386円の増、収入未済額1,216万4,905円、前年対比2,450万6,730円の減でございます。

次に、182ページ、183ページをごらんください。

歳出でございますが、1款1項下水道費、予算現額2億3,052万9,000円、支出済み額2億2,771万3,299円、前年対比9,241万563円の増です。これは工事費の増でございます。

2款1項公債費、予算現額2億1,662万4,000円、支出済み額2億1,630万3,161円、前年対比631万2,177円の減でございます。予備費につきましては、予算現額20万円、支出済み額はありませんでした。

歳出合計につきましては、予算現額4億4,735万3,000円、前年対比4,360万円の増、支出済み額4億4,401万6,460円、前年対比8,609万8,386円の増となっております。不用額につきましては333万6,540円、前年対比1,349万8,386円の減でございます。

歳入歳出差し引き残高30万円、前年対比460万円の減でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第17 議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

## 算認定について

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長より説明させます。ご審議いただきまして認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内会計課長。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 決算書の201ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入総額20億8,477万1,463円、前年対比4,463万7,716円の増、歳出総額20億3,951万2,925円、前年対比4,276万4,351円の増、歳入歳出差し引き額、実質収支同額の4,525万8,538円、前年対比187万3,365円の増でございます。

次の202ページ、203ページをごらんください。

平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税、予算現額5億3,235万3,000円、調定額7億9,204万5,408円、収入済み額5億9,443万2,761円、前年対比801万899円の増でございます。これは、国民健康保険税の収納率の上昇に伴うものでございます。不納欠損額614万5,646円、前年対比230万5,567円の減、収入未済額1億9,146万7,001円、前年対比1,029万1,607円の減でございます。

続きまして、2款1項一部負担金、予算現額2,000円、収入済み額はありませんでした。

3款1項手数料、予算現額15万円、調定額、収入済み額同額の26万8,519円、前年対比6万6,756円の減でございます。

4款国庫支出金、予算現額4億908万2,000円、調定額、収入済み額同額の4億

4,378万242円、前年対比9,576万839円の減でございます。1項の国庫負担金、収入済み額3億6,733万4,192円、前年対比9,016万4,414円の減となっております。療養給付費負担金の減です。続きまして、2項国庫補助金、収入済み額7,644万6,050円、前年対比559万6,425円の減でございます。普通調整交付金の減でございます。

5款1項療養給付費交付金、予算現額1億2,380万円、調定額、収入済み額同額の1億3,777万7,420円、前年対比4,281万9,420円の増でございます。

6款1項前期高齢者交付金、予算現額4億92万8,000円、調定額、収入済み額同額の4億92万8,786円、前年対比1億2,762万4,516円の増でございます。

7款県支出金、予算現額9,060万1,000円、調定額、収入済み額同額の1億2,547万567円、前年対比2,202万9,199円の増でございます。1項の県負担金、収入済み額1,290万1,567円、前年比182万7,199円の増でございます。2項の県補助金、収入済み額1億1,256万9,000円、前年対比2,020万2,000円の増。これは、県財政調整支援交付金でございます。

8款1項共同事業交付金、予算現額2億2,996万8,000円、調定額、収入済み額同額の2億3,007万2,557円、前年対比3,348万8,025円の減。高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同事業交付金の減でございます。

9款1項財産運用収入、予算現額1,000円、調定済み額、収入済み額同額の32万9,283円でございます。

10款1項の他会計繰入金、予算現額2億50万円、調定額、収入済み額同額の1億20万2,005円、前年対比85万4,333円の減でございます。2項基金繰入金、収入についてはありませんでした。

11款1項繰越金、予算現額4,338万6,000円、調定額、収入済み額同額の4,338万5,173円、前年対比2,527万5212円の減でございます。

12款諸収入、予算現額718万8,000円、調定額、収入済み額同額の812万4,150円、前年対比72万7,995円の減でございます。1項延滞金及び過料、収入済み額330万4,913円、前年対比193万3,313円の増でございます。2項預金利子については、収入済み額はありませんでした。4項雑入、収入済み額481万9,237円、前年対比266万1,308円の減でございます。これにつきましては、老人保健還付金の減でございます。

歳入合計、予算現額20億8,795万9,000円、前年対比198万6,000円の増、調定額22億8,238万4,110円、前年対比3,204万542円の増、収入済み額20億8,477万1,463円、前年対比4,463万7,716円の増、不

納欠損額614万5,646円、前年対比230万5,567円の減、収入未済額1億9,146万7,001円、前年対比1,029万1,607円の減でございます。

204ページ、205ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費、予算現額1,061万6,000円、支出済み額794万1,054円、前年対比122万975円の減でございます。1項総務管理費、支出済み額655万2,006円、前年対比150万5,095円の減でございます。2項徴税費、支出済み額112万6,168円でございます。3項の運営協議会費、支出済み額5万7,080円でございます。4項趣旨普及費、支出済み額20万5,800円でございます。

2款保険給付費、予算現額13億9,336万2,000円、支出済み額13億7,729万8,200円、前年対比185万4,415円の増でございます。1項療養諸費、支出済み額12億1,015万567円、前年対比328万1,894円の増でございます。これは、1人当たりの医療費単価の増でございます。2項高額療養費、支出済み額1億5,400万2,173円、前年対比164万3,781円の増でございます。このことにつきましても、1人当たりの医療費単価、入院費の増でございます。3項の移送費はございませんでした。4項出産育児諸費、支出済み額1,134万5,460円、前年対比327万1,260円の減でございます。支給者の減によるものでございます。5項葬祭費、支出済み額180万円、前年比20万円増、支給者の増によるものでございます。

3款1項後期高齢者支援金、予算現額2億5,871万2,000円、支出済み額2億5,868万6,578円、前年対比1,805万2,972円の増。これは、前々年度清算に伴う増でございます。

4款1項前期高齢者納付金、予算現額27万1,000円、支出済み額27万891円でございます。

5款1項老人保健拠出金、予算現額1万3,000円、支出済み額1万1,361円、これは老人保健の制度終了に伴う給付の清算によるものでございます。

6款1項介護納付金、予算現額1億959万2,000円、支出済み額1億959万1,587円、前年対比246万8,487円の増。これも前々年度清算に伴う増でございます。

7款共同事業拠出金、予算現額2億2,971万3,000円、支出済み額2億2,970万7,283円、前年対比1,631万6,404円の増でございます。

8款保健事業費、予算現額2,195万4,000円、支出済み額1,758万2,815円、前年対比18万9,793円の増でございます。1項特定健康診査等事業費、支出済み額1,333万5,379円、前年対比53万5,964円の増でございます。2

項保健事業費、支出済み額424万7,436円、前年対比34万6,171円の減でございます。

9款1項基金積立金、予算現額302万9,000円、支出済み額302万8,559円、前年対比102万6,118円の増でございます。

10款1項公債費、予算現額1,000円、支出済み額はありませんでした。

11款諸支出金、予算現額3,663万4,000円、支出済み額3,539万4,597円、前年比452万333円の増でございます。1項償還金及び還付加算金、支出済み額3,526万9,912円、前年対比453万986円の増。これは、国庫支出金償還金の増によるものでございます。2項指定公費負担医療費立替金、支出済み額12万4,685円でございます。

12款1項予備費、支出済み額はありませんでした。

歳出合計につきましては、予算現額20億8,795万9,000円、前年対比198万6,000円の増、支出済み額20億3,951万2,925円、前年対比4,576万4,351円の増でございます。不用額につきましては4,844万6,075円、前年対比4,077万8,351円の減でございます。

歳入歳出差し引き残額につきましては4,525万8,538円、前年対比187万3,365円の増でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ここで、監査委員報告を行うわけですが、お手元の監査資料に国保会計、次の農業集落排水事業、2件について欠落しておりますので、ここで休憩をとりまして、資料を至急用意させますので、資料配付できましたら、また再開をいたします。しばらく休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時59分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元の資料をご確認の上、会議を続けます。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 南雲です。1つお伺いをいたします。

国民健康保険税ですけれども、収入未済額が本年1億9,146万7,001円ということで、前年度は、23年度ですけれども、2億1,000万円ほどになっていたわけですが、本年度は1億9,100万円ということで1,030万円ほど少なくなっております。これもコンビニの収納でこれだけ効果が上がっているのか、その点についてお伺いをいたします。

また、コンビニの利用者がふえたのか、減ったのか、この点についても聞きたいというように思っております。特に1,000万円からの収納を努力されたということは、私も長くお世話になりましたけれども、やはりすばらしい成果であろうかと思えますし、これからもこういう努力をしていただくことは大切であろうというように思っておりますので、コンビニでの利用がふえたおかげでこう伸びたのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 南雲議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、参考資料のほうを見ていただきまして、資料のほうの9番ですけれども、国保関係のほうの決算の報告のところでございます。3ページですけれども、よろしいでしょうか。

これを見ていただきまして、歳入のところの税の部分でございますけれども、前年と比較をしていただきまして、特に本税のほうの部分の現年部分については、医療費分の給付の分については若干、99.6%ということで低くなっている状況ではございます。ただ、4番、5番、6番、これは過年度の部分で、滞納繰り越しのみでございますけれども、ここにつきましては、4番の医療給付のほうにつきましては124.2%、介護給付のほう

につきましては14.6%、後期のほうにつきましては13.3%ということで、このところの過年度部分が昨年は徴収員のほうも増員ということもございまして、かなりそのところで頑張っていたかまして徴収は伸びたと。今までにない過年度部分の徴収率があったということの評価によりまして、今回こういった状況になったということでございます。

以上です。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 過年度分の納税が増収になったということですが、その過年度分についての、先ほども話をいたしましたコンビニ納税の影響で収納を行ったのか、今その点についてのお答えがなかったので、もう一度聞きたいと思います。

議長（近藤 保君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） コンビニのほうの関係ですが、これも着実に伸びていることは確かですが、多くは徴収員が頑張っていたかと、収納担当の努力によるものか、ほぼというふうに私は認識しております。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第18 議案第44号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第44号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第44号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小池議員。（「ちょっと休憩してください」の声あり）

しばらく休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時50分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

### 追加日程第1 議案書資料の追加の承認について

議長（近藤 保君） 日程18の途中ですが、ここで議案書資料の追加の承認について、追加日程第1として審議を行います。

この件について執行部より提案説明をお願いします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） お手元に配付いたしました平成24年度吉岡町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書において、2ページ目と4ページ目が欠落をしておりましたので、これを追加をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 追加する項目は、一般会計の歳入部分、それから国民健康保険事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） この件について質疑ございますか、ほかに。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 今の追加のところですけども、4の国民健康保険事業会計と5の農業集落排水ということでお話がありましたけれども、その前段の部分も抜けていると思うのです。つまり3の公共下水道事業特別会計の後半の部分もそっくり抜けていたわけですから、これも追加という形になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） そのようにお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

この件について、議案書資料の追加の承認について、このことについて賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案書資料追加の承認については可決されました。

続きまして、日程第18、竹内会計課長の説明を求めます。

竹内会計課長。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 決算書の237ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入総額1億3,495万6,749円、前年対比69.3%、5,969万4,155円の減、歳出総額1億3,485万6,749円、前年対比69.3%、5,969万4,155円の減、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の10万円でございます。

次に、238ページ、239ページをごらんください。

平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1款1項分担金及び負担金、予算現額551万円、調定額、収入済み額同額の609万円、前年対比464万円の増でございます。これは、開発の増でございます。

2款1項使用料、予算現額2,906万8,000円、調定額2,972万4,746円、収入済み額2,914万5,008円、前年対比80万3,854円の増でございます。収入未済額57万9,738円、前年対比3万6,132円の増でございます。

3款1項繰入金、予算現額1億560万1,000円、調定額、収入済み額同額の9,899万6,451円、前年対比1,716万4,981円の増でございます。

4款1項繰越金、予算現額、調定額、収入済み額同額の10万円でございます。

5款1項諸収入、予算現額60万1,000円、調定額、収入済み額同額の62万5,290円、主なものは東京電力株式会社からの放射能補償金で、各処理施設の放射能測定費用でございます。

歳入合計、予算現額1億4,088万円、前年対比6,535万6,000円の減、調定額1億3,553万6,487円、前年対比5,965万8,023円の減、収入済み額1億3,495万6,749円、前年対比5,969万4,155円の減、収入未済額57万9,738円、前年対比3万6,132円の減でございます。歳入減は、炭化施設脱臭設備改修工事に伴う県補助金、町債の減によるものでございます。

続きまして、240ページ、241ページをごらんください。

歳出でございますが、1款1項農業集落排水事業費、予算現額6,120万9,000円、支出済み額5,528万6,926円、前年対比6,162万7,628円の減でございます。主なものとして、炭化施設脱臭設備改修工事の減でございます。

2款1項公債費、予算現額7,957万1,000円、支出済み額7,956万9,823円、前年対比193万3,473円の増でございます。

3款予備費につきましては、予算現額10万円、支出についてはありませんでした。

歳出合計につきましては、予算現額1億4,088万円、前年対比6,535万6,000円の減、支出済み額1億3,485万6,749円、前年対比5,969万4,155円の減でございます。不用額につきましては602万3,251円、前年対比566万1,845円の減でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言 〕

10 番（小池春雄君） 監査委員さんと担当の課のほうにもお伺いしますけれども、この農集排水につきまして、監査報告書の中でも、小倉地区の組合数は346戸で38.0%、131戸が接続済みですというのがあります。事業を投資的効果の向上のために未接続者に対して継続的に加入促進を図り、効果及び効率的な活用をされたいという一くだりがあるのですけれども、これがずっと続いているわけなのですけれども、どこかでいずれかの、もう少し力を入れていかないと、この数字はなかなか改善されないんだというふうに思います。確かに監査委員さんの意見のとおりには事実はそのなのでしょう。しかし、もう一歩踏み込んだ何かが必要なのではないかと。確かに計数的には合っています。しかし、もう少し私のほうにはその監査委員さんのほうも、この改善のために一つ提言をするというのですかね、踏み込んだ形での改善策を示されるべきではないかというふうに思いますけれども、それについての監査委員さんのまずその感想をお伺いします。

それと、担当の課長のほうですけれども、これまでどのような努力をしているのか。そして、これがまたなかなか、38%という接続率なのですけれども、これを向上させるための努力は必要ですけれども、私は何かその妙案というものが考えられるのではないかと。思うのですけれども、決してこのままでいいとは思ってはいないでしょうけれども、もう少し知恵を絞るべきだというふうに思いますけれども、担当の課長はこのことをどのように考えているか、再度お尋ねをするものであります。

議長（近藤 保君） 上下水道課長。

〔 上下水道課長 富岡輝明君発言 〕

上下水道課長（富岡輝明君） 説明をさせていただきます。

現在、農業集落排水につきましては、小池議員さんご指摘のように、小倉地区が平成22年度から供用開始をしまして、今現在、接続率ということで38%でございます。それで、さきに供用開始しました、平成8年に供用開始をした上野田につきましては82.4%、それと平成15年度に供用開始をした北下・南下につきましては83.3%ということで、かなりの接続率の向上を図ってはきてまいりましたけれども、小倉につきましてはまだ3年ということでございます。かなり地区に入って、また地元の町内の業者等にもかなり働きかけをしたり、またホームページ、または広報等を通じて接続のお願いをしているところでございます。

38%、これは3月31日現在でございます。それで、かなりこの接続率につきましては、私なりにそれなりに進んできてきているのかなという気はしておりますけれども、まだまだ努力は足りないということも自覚をしております。今後とも引き続き広報、またホームページ、また地区に出向きましての説明とか、いろいろ地区にまた戸別に回覧とか

も含めまして、広報等、十分浸透させながら、接続率の改善を図っていきたいということ  
で考えております。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君発言〕

代表監査委員（落合一宏君） 私も監査ということで、ことしからお世話になるわけで、まだ詳しい  
中身は存じ上げていないのですが、前からこういうことだったので書かせていただいたの  
ですが、これもいろんなやり方の工夫があると思うので、この辺を月別の監査を含めて、  
その席でどういう促進の方法があるか、それを推し進めてまいりたいと思います。よろし  
くお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 施設の管理費の項目なのですが、昨年度と比べますと、今年度は、  
24年度は前年度から比べますと、6,100万円くらい減額になっています。炭化施設  
の工事をしまして、その後、施設管理費が、噴霧消臭装置ですね、維持管理費が年間13  
0万円くらいかかるだろうとっておりましたけれども、今の現況の報告と、その施設管  
理費の噴霧装置、年間130万円、この辺のところの説明をお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） まず、炭化施設の改修の終了に伴いまして、平成24年度につきまし  
ては、おおむねそれと同等額が減額ということでございます。

また、施設用の脱臭ということで改修工事をさせていただいたのですが、24年  
度決算におきましては150万円ということで1年間、24年度につきましては、その消  
臭原液というのがかかってございます。

それで、今現在ですけれども、炭化施設につきましては、さきの委員会でもお話をした  
のですが、東電の福島原発のその後の放射線量が相変わらず出ているということで、  
直近で申しますと、小倉地区がずっと出ております。本年度に入りまして、ことしの1月  
からまだ7月30日現在が最終の放射能の測定をしているわけですが、相変わらず  
これが稼動した場合には、肥料として使えない値まで上がってしまうと。当然処理をする  
ベクレルからはずっと下の数値ですけれども、肥料としての今は適さない数値が出てしま  
うということで、今はとめておりますけれども、議員がご指摘の消臭原液につきましては、  
昨年度は150万円を使用しております。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第19 議案第45号 平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第45号 平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第45号 平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内会計課長。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 決算書の255ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入歳出総額同額の1,003万3,808円でございます。

次に、256ページ、257ページをごらんください。

平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について説明申し上げます。

1款1項貸付事業収入、予算現額1,035万2,000円、調定額1億4,003万74円、収入済み額996万2,008円、前年対比177万3,598円の増でございます。貸付金元金利子でございます。

2款県支出金1項県補助金、予算現額7万1,000円、調定額、収入済み額同額の7万1,000円、前年対比48万7,000円の減でございます。

収入合計、予算現額1,042万3,000円、前年対比73万8,000円の増、調定額1億4,010万1,074円、前年対比728万7,903円の減、収入済み額1,

003万3,008円、前年対比58万6,584円の増、収入未済額1億3,006万8,066円、前年対比787万4,487円の減でございます。

続きまして、258ページ、259ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費、予算現額10万2,000円、支出済み額8万4,359円でございます。

2款1項公債費、予算現額175万6,000円、支出済み額175万5,024円、前年対比284万1,326円の減でございます。

3款予備費につきましては、予算現額1,000円、支出済み額はありませんでした。

4款1項一般会計繰出金、予算現額856万4,000円、支出済み額819万3,625円。一般会計への繰出金でございます。

歳出合計につきましては、予算現額1,042万3,000円、前年対比73万8,000円の増、支出済み額1,003万3,008円、前年対比58万6,584円の増でございます。

歳入歳出差し引き残額ゼロ円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 収入未済が1億3,000万円あるということなのですが、この中でやはり回収がその後ほぼ何とかなるだろうというのは、この1億3,000万円の中のどのくらいでしょうか。そして、今後においてその焦げつく、回収不能になると思われる額というものは、大ざっぱでいいのですけれども、恐らく大体こんなふうになるんじゃないかなというのがあると思うのですけれども、その辺についての数字をぜひとも示していただきたいというふうに思います。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） 最初に、不納欠損額についての問い合わせだと思しますので、そちらのほうからお答えさせていただきますが、焦げついた部分の回収と、それからこの貸し付けの部分は回収不能ではないかという部分の話をさせていただきたいと思いますが、先にもいわれる回収ができないのではないかとこの部分に心配している部分であります。現在のところ、資料としましてはこの別添成果報告の533ページがその取りまとめの最終的な部分がこの24年、いわゆる元金と利子ということで分けて記載させていただいている部分であります。現在のところは平成25年の中では、この人はもう回収はできない、いわゆる借り受け人死亡とか、その他の要件もありますが、あるいはその保証人が死亡または行方不明等のことによって回収が不能というような事案は、今のところどちらかがありますので、それはございません。ですが、これから1億幾らというようなことで鋭意努力しているわけですが、これは主に過年度分につきましての回収が相当困難を来しているということがありますが、一人一人にこういう借り受け人に対して、または返済していただけるであろう推定相続人等に対して、通知を差し上げているところであります。

その中で、回収の相談等をさせていただく中で、相続ができていないとか、そういう案件がありますので、町としては、貸して、住宅新築資金として貸し付けている部分がありますので、基本的には返していただくというような方向で今大変努力しているところであります。

以上であります。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 鋭意努力しているのは、それはわかるんですよ。それはわかります。でも、収入未済としてこれだけありますけれども、鋭意努力しているから、最後にはまあほとんどその回収はできるだろうと、ほぼ回収できるだろうというのであれば、私は別に多少おくれる分には、それはいいと思っていますよ。そうならですよ。でも、どうもそうには私には見えてこないのですけれども、そうすると、だから実際はどうかと。実際は、そ

れと、いろんなケースもあるうと思いますけれども、今後町がどういうふうにしていくのかと。回収しますはわかりました。でも、本気で回収できると思っているのかどうか。だけど、何か打つ手も考えなきゃならないと思うんですよね。それは恐らくいろんなケースがありますが、ケース・バイ・ケースだと思うのですけれども、でもまだ見えてこないんですよ。でも、何となくこんなふうになるのかなというのでも見えてくると、まだ少し納得もできるのですけれども、今回もそうですけれども、監査委員さんのほうでも回収金の整理に特段の努力を望むとともに、対策の確立を切望しますというんですよ。今までと違う、新たな対策をしなければ、なかなか改善しませんよというふうに言っているんですよ。もやもやもやって、全くこのオブラートでくるまれて、それが霧の中というのですかね、見えてこないんですよ。もう少し霧を散らしてもらって、ぼんやりとでも見えてくれば、私も、ああ、そうかというのがわかるのですけれども、まだ見えてこない。しかし、皆さんの中には恐らくその腹づもりというのか、何かそういうものはあるんだと思うんですよ。その辺が見えてこないのですけれども。ぜひその辺をちょっと、もし私たちが理解できるような、額も大きいですからね、考えを示していただきたい。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） お答えさせていただきますが、もうこの方からはお金が取れないだろうというケース、あるいは先ほども触れさせていただきましたが、借り受け人、それから保証人がいれば、これはお金を回収していくというのは基本であります。ですが、その中で、借り受け人がいなくなって、あるいは保証人がいなくなって、相続が全くできていない、または放棄されているというような状況であれば、これは不納回収の金額から落としていくという手はずになっておりますが、その規定の中では、そういう規定の中で該当する人はいないということで、先ほどさせていただきました。

もう一つ、具体的にということですが、これについては個別案件として相談の中で弁護士等、相談の中に入れて、過去に、こういう方向でやったらどうでしょうかということをしているケースもございます。ですが、それを全てにおいてやるというわけにもまわりませんが、個別案件的に対応していかなければならないというふうに考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、再度お尋ねしますけれども、その連帯保証人であったり相続人であったりする人たちが、その話というのは、全て町が話をして、それに関係する人が全てこのことを承知していると、そしてまた絶えずこうなっていますよという、今申しまし

た保証人であったり相続人であったりという方は、そのことはいつも町がそういう話をし、本人がそういうことを十二分に承知しているというふうに私たちは理解してよろしいのでしょうか。

それとも、ともするともう保証人であっても、もうそれは古いものだから、保証人が忘れていたケースもあるでしょうし、ああ、そのことの俺が保証人だったかなということも忘れていた方もいるでしょうけれども、そんなことがないように、絶えずそれに関係する人たちには話はしていると思うのですけれども、だとすればそういう関係人に年に何回ぐらいの話をしていますか。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） この25年度になりました、関係者の方に先ほども話をさせていただいたとおり、通知を差し上げていまして、通知を差し上げますと、これはどういうことなのかという、関係者になっていることすら自覚していない方もいらっしゃいます。あるいは保証人になっている方でも、何で私のところに通知が来るのだというようなこともございました。そのことについては一々説明をさせていただいて対応しているというのが現状でございます。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に付託します。

## 日程第20 議案第46号 平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第20、議案第46号 平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。

議案第46号 平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長より説明させていただきますので、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内会計課長。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 決算書271ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入総額10億7,559万4,815円、前年対比107.7%、7,726万736円の増、支出総額10億6,371万7,539円、前年対比108.0%、7,875万9,697円の増、歳入歳出差し引き額、実質収支同額の1,187万7,276円、前年対比88.8%、149万8,961円でございます。

次に、272ページ、273ページをごらんください。

平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明を申し上げます。

1款保険料1項介護保険料、予算現額2億3,956万4,000円、調定額2億4,328万1,600円、収入済み額2億4,088万9,100円、前年対比5,968万9,400円の増でございます。この増につきましては、被保険者の増によるものと保険料改定でございます。不納欠損額38万6,600円、前年対比3万2,900円の減、収入未済額200万5,900円、前年対比17万5,000円の増でございます。

2款使用料及び手数料1項手数料、予算現額1万3,000円、調定額、収入済み額同額の1万4,100円でございます。

3款国庫支出金、予算現額2億3,000万8,000円、調定額、収入済み額同額の2億2,527万1,420円、前年対比70万7,212円の増でございます。1項国庫負担金、収入済み額1億8,519万5,074円、前年対比415万6,074円の増。これは介護給付費負担金、前年度比415万6,074円の増でございます。2項国庫補助金、収入済み額4,007万6,346円、前年対比344万8,862円の減でございます。これは調整交付金、前年対比391万7,000円の減でございます。

4款1項支払基金交付金、予算現額2億9,281万4,000円、調定額、収入済み額同額の2億9,281万2,918円、前年対比1,166万5,018円の増でございます。現年度分介護給付費交付金の増でございます。

5款県支出金、予算現額1億5,720万1,000円、調定額、収入済み額同額の1億5,353万9,666円、前年対比1,652万7,450円の増でございます。1項の県負担金、収入済み額1億4,331万9,042円、前年対比1,051万4,298円の増でございます。給付費負担金の増でございます。2項県補助金、収入済み額1,022万624円、前年対比601万3,152円の増でございます。

6款財産収入1項財産運用収入、予算現額4万8,000円、調定額、収入済み額同額の4万7,605円。これは基金利子でございます。

7款繰入金、予算現額1億5,349万2,000円、調定額、収入済み額同額の1億4,522万7,011円、前年対比822万9,086円の減でございます。1項一般会計繰入金、収入済み額1億4,522万7,011円、前年対比544万8,086円の増。現年度分介護給付費の増でございます。

8款1項繰越金、予算現額1,337万6,000円、調定額、収入済み額同額の1,337万6,237円、前年対比672万152円の減でございます。

9款諸収入、予算現額441万8,000円、調定額、収入済み額同額の441万6,758円でございます。1項延滞金加算金及び過料、収入済み額はありませんでした。2項雑入、収入済み額441万6,758円、主なものは第三者納付金でございます。

収入合計、予算現額10億9,093万4,000円、前年対比108.4%、8,476万5,000円の増、調定額10億7,798万7,315円、前年対比107.7%、7,740万2,836円の増、収入済み額10億7,559万4,815円、前年対比107.7%、7,726万736円の増、不納欠損額38万6,600円、前年対比92.2%、3万2,900円の減、収入未済額200万5,900円、前年対比109.6%、17万5,000円の増でございます。

次に、274ページ、275ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費、予算現額1,566万7,000円、支出済み額1,528万7,937円、前年対比407万134円の減でございます。1項総務管理費、支出済み額61万2,066円、前年対比3,802円の減でございます。これは、一般管理費の減でございます。2項徴収費、支出済み額52万7,688円、前年対比67万6,510円の減でございます。3項の介護認定審査会費、支出済み額1,389万8,250円、前年対比54万295円の増でございます。4項趣旨普及費、支出済み額24万9,933円、前年対比18万3,717円の減でございます。

2款保険給付費、予算現額10億3,111万7,000円、支出済み額10億1,111万5,423円、前年対比7,906万5,812円の増でございます。1項介護サービス等諸費、支出済み額9億2,901万2,894円、前年対比7,235万7,806円の増でございます。2項介護予防サービス等諸費、支出済み額3,809万2,551円、前年対比211万1,104円の減でございます。3項のその他諸費、支出済み額125万1,308円、前年対比4万6,093円の増でございます。4項高額介護サービス等費、支出済み額1,374万7,266円、前年対比149万2,103円の増でございます。5項高額医療合算介護サービス等費、支出済み額217万4,044円、

前年対比84万3,066円の増でございます。6項特定入所者介護サービス等費、支出済み額2,683万7,360円、前年対比221万5,640円の増でございます。

3款1項財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済み額はありませんでした。

4款地域支援事業費、予算現額2,404万7,000円、支出済み額2,277万4,525円、前年対比49万4,063円の減でございます。1項介護予防事業費、支出済み額338万7,506円、前年対比117万5,753円の減でございます。これは、社会福祉協議会と業者に委託しております。2項包括的支援事業・任意事業費、支出済み額1,888万7,019円、前年対比68万1,690円の増でございます。

5款1項基金積立金、予算現額143万円、支出済み額143万円でございます。

続きまして、6款諸支出金、予算現額1,367万2,000円、支出済み額1,360万9,654円、前年対比286万2,312円の増でございます。国庫受け入れ超過分の償還金の増でございます。1項償還金及び還付金、支出済み額1,337万3,187円、前年対比270万6,945円。これは国庫受け入れ超過分の償還金の増によるものです。2項の繰出金、支出済み額23万6,467円でございます。

7款1項予備費、予算現額500万円、支出済み額はありませんでした。

歳出合計につきましては、予算現額10億9,093万4,000円、前年対比8,476万5,000円の増、支出済み額10億6,371万7,539円、前年対比7,875万9,697円の増でございます。不用額につきましては2,721万6,461円、前年比600万5,303円の増でございます。

歳入歳出差し引き残額1,187万7,276円、前年対比88.8%、149万8,961円の減でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的に

は正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第21 議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第21、議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内会計課長。

〔会計課長 竹内 智君発言〕

会計課長（竹内 智君） 決算書の301ページをごらんください。

実質収支に関する調書、歳入総額1億4,333万5,698円、前年対比113.4%、1,693万6,380円の増、歳出総額1億3,988万5,708円、前年対比112.4%、1,542万4,790円の増でございます。歳入歳出差し引き額、実質収支同額の344万9,990円、前年対比178.0%、151万1,590円の増でございます。

次に、302ページ、303ページをごらんください。

平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料、予算現額1億331万8,000円、調定額1億284万6,800円、収入済み額1億245万800円、前年対比1,244万4,000円の増でございます。不納欠損額9万1,800円、収入未済額30万4,200円でございます。

2款使用料及び手数料1項手数料、予算現額5,000円、調定額、収入済み額同額の800円、前年度1万5,300円の減です。これは督促手数料でございます。

3款繰入金1項一般会計繰入金、予算現額3,621万8,000円、調定額、収入済み額3,600万6,465円、前年対比475万9,860円の増でございます。

4款1項繰越金、収入済み額193万8,400円、前年対比5万2,800円の減でございます。

5款諸収入、予算現額384万9,000円、調定額、収入済み額同額の293万9,233円、前年対比19万9,380円の減でございます。1項の延滞金加算金及び過料、収入額はありませんでした。2項償還金及び還付加算金、収入済み額5万6,000円、前年対比6万3,400円の減。広域連合より還付分でございます。3項預金利子、収入額はございませんでした。4項受託事業収入、収入済み額268万3,233円、前年対比21万5,980円の減、これは受診者の減によるものでございます。連合会からの人間ドック補助金でございます。5項雑入、収入済み額20万円、前年対比8万円増でございます。

歳入合計、予算現額1億4,532万9,000円、前年対比111.4%、1,491万5,000円の増。調定額1億4,373万1,698円、前年対比112.9%、1,640万3,580円の増。収入済み額1億4,333万5,698円、前年対比113.4%、1,693万6,380円の増。不納欠損額9万1,800円、前年対比208.6%、4万7,800円の増、収入未済額30万4,200円、前年対比34.4%、58万600円の減でございます。

次に、304ページ、305ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費、予算現額519万3,000円、支出済み額412万2,913円、前年対比5万250円の減でございます。1項総務管理費、支出済み額386万7,933円、前年対比6万3,766円の減でございます。2項徴収費、支出済み額25万4,980円、前年対比1万3,516円の増でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億3,963万4,000円、収入済み額1億3,570万6,795円、前年対比1,553万8,440円の増ござ

います。

3款諸支出金、予算現額10万2,000円、支出済み額5万6,000円、前年対比6万3,400円の減でございます。1項償還金及び還付加算金、支出済み額5万6,000円、これは保険料還付金でございます。2項繰出金、支出済み額はありませんでした。

4款の予備費、支出済み額はございませんでした。

歳出合計につきましては、予算現額1億4,532万9,000円、前年対比111.4%、1,491万5,000円の増、支出済み額1億3,988万5,708円、前年対比112.4%、1,542万4,790円の増でございます。不用額につきましては544万3,292円、前年対比91.4%、50万9,790円の減でございます。

歳入歳出差し引き残額344万9,990円、前年対比178.0%、151万1,590円の増でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第48号 平成24年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金によ

## る処分及び決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第22、議案第48号 平成24年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第48号 平成24年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

水道事業では、水道利用のお客様に対しまして、安全安心で安定した水を供給することを第一の使命として事業活動を行っておりますが、平成24年度決算では、経営活動に伴う収支であります収益的収入及び支出におきまして1,572万9,757円の欠損金が生じた赤字決算でありました。

また、投資的費用であります資本的収入及び支出におきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足した額9,008万9,858円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額437万5,149円、過年度分損益勘定留保資金8,571万4,709円で補填させていただきました。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決及び認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

322ページ、323ページをごらんください。

平成24年度吉岡町水道事業決算報告書について説明をさせていただきます。

1、収益的収入及び支出について、この項目につきましては、水道の経営活動に伴い発生しました収入と支出で、全ての支出で消費税を含んだ額でございます。

収入の部、第1款水道事業収益、決算額、右から3列目になります、3億6,372万6,830円、対前年度で59万7,546円の減でございました。

内訳のほうを説明させていただきます。

第1項営業収益、決算額3億6,058万3,240円、対前年度で126万5,844円の減でございます。これは水道使用料、新規加入負担金手数料等でございます。この収益でございます。第2項営業外収益、決算額314万3,590円、対前年度比で66万8,298円の増でございます。この項目につきましては、公共下水農集排の検針負担

金及び東電賠償金等が含まれております。特別利益につきましては、決算額はございません。以上です。

支出の部、第1款水道事業費用、決算額3億7,487万1,782円で、対前年度1,287万3,571円の減でございます。

内訳について説明をさせていただきます。

第1項営業費用、決算額3億3,162万6,036円で、対前年度で1,081万4,671円の減でございました。これは排水及び給水受水費、減価償却費等が含まれております。第2項営業外収益、決算額4,324万5,046円で、対前年度で205万9,600円の減でございました。これにつきましては、支払い利息、企業債の利子の償還金でございます。第3項特別損失につきましては700円計上させていただきました。予備費につきましては、決算額はゼロでございます。

続きまして、324ページ、325ページの資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。

この項目につきましては、水道事業の活動が円滑かつ継続的に進めるために行いました施設の整備拡充等に関する収支報告でございます。

収入の部、第1款資本的収入、決算額1億1,256万円でございます。対前年度、比較しますと9,407万円の減でございます。

内訳のほうを説明させていただきます。企業債につきましては、平成24年度も借り入れは行いませんでした。第2項出資金4,000万円、これにつきましては町からの出資金でございます。老朽管更新工事ということで使わせていただいております。第3項工事費、これにつきましては、決算額7,256万円、対前年度1億407万円の減でございますけれども、これは主に高渋バイパス補償工事がほぼ完了ということで、かなりの減額ということで、工事の減額が主なものでございます。工事費の補償金の減額が主なものでございます。

支出の部、第1款資本的支出、決算額2億264万9,858円、対前年度で比べますと1億159万5,196円の減額でございます。内訳のほうでございますけれども、第1項建設改良費、決算額1億4,398万5,082円、対前年度で比べますと1億318万2,410円の減でございます。これは先ほど収入のところでも説明しましたが、高渋バイパス補償工事が完成に近づきまして、かなりの減額工事となっております。また、この項目では老朽管布設がえ工事及び消火栓設置工事等を行っております。第2項企業償還金ということで、これは計画的に返済をしております企業償還金でございます。24年につきましては、5,866万4,776円、対前年度で158万7,210円の増でございました。これの資本的収入が支出に対しまして不足する額9,008万9,85

8円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額437万5,149円及び過年度分損益勘定留保資金8,571万4,709円で補填をさせていただいております。

続きまして、326ページと327ページをごらんください。

損益計算書につきまして説明をさせていただきます。

この計算書は1年間の経営成績を明らかにするものでございます。その期間で得た全ての収益、またこれに対する全ての費用をここに記載してございます。経営活動にとってどれだけ効果があったかということを示す計算書でございます。これにつきましては消費税抜きの金額でございます。

この計算書は、大きく分けまして、1、営業収益・営業費用と営業外収益・営業外費用、あと特別損失ということで分かれております。

営業収益は決算額で見させていただきますと、1、2を足して、(1)、(2)を足した3億4,347万615円から営業費用、この2の営業費用の合計になりますけれども、3億2,484万2,198円を引いた額、一番右に載っていますけれども、営業利益ということで載っています、これにつきましては、1,862万8,417円の営業収益費用につきましては黒字となっております。対前年度で957万4,862円の増でございます。それに3番の営業外収益301万5,371円でございます。これに営業外費用ということで、これは支払い利息、記載が別になっておりますけれども、3,737万2,846円、これを差し引いた額で営業外ではマイナス3,435万7,474円となっております。これは対前年度で比べますと262万4,676円の減でございます。

その下のほうになります。経常損失と書いてあります。ここがその差し引きをしますと1,572万9,057円となります。それに特別損失ということで過年度損益修正損、これにつきましては、前年度におきました開閉栓の手数料の過誤納がありましたので還付したということで、700円が発生しております。これを足しました1,572万9,757円、これが当年度の損失、いわゆる赤字決算額となっております。

続きまして、328ページ、329ページの剰余金計算書について説明をさせていただきます。

最初に、資本金について説明をさせていただきます。

資本金につきましては、自己資本金、借入資本金がございます。自己資本金につきましては、一番上の当年度末、一番下ですね、済みません、当年度末残金8億4,595万2,182円で、これは対前年度で比べますと4,000万円、これは町からの出資金でございます。この増でございます。借入資本金につきましては、15億109万5,357円が残って残っておりますけれども、これは対前年度で5,866万4,776円の減でござ

ございますけれども、これは企業債の返還による減でございます。

右に移ります。剰余金について説明をさせていただきます。

剰余金の中の、まず剰余金に資本剰余金と利益剰余金がございます。資本剰余金は資本取引から生じる剰余でありまして、建設または改良のために過去及び現在において外部からの資金調達以外の方法によって繰り入れられたものでございます。この中で今年度動いておりますのが工事負担金でございます。工事負担金につきましては10億3,807万2,997円ということで、7,053万3,334円の増でございます。これにつきましては、高渋バイパスの補償金、消火栓設置等のもので、また湧水対策から購入負担金として入っております。資本剰余金の合計としまして17億7,093万5,802円、これは対前年度と比べますと7,053万3,334円の増額となっております。

次に、その右の利益剰余金について説明をさせていただきます。

利益剰余金というのは、利益処分によって積み立てられました減債積立金、建設改良積立金及び未処理欠損金ということで区分をされております。減債積立金につきましては、今年度は動きはございません。前年度に発生をしました2,792万8,595円ということで、前年度の赤字欠損を処理させていただいた結果、建設改良積立金の同年度末残高というのは3,706万5,178円でございます。ここから今年度未処理欠損金ということで1,572万9,757円、今年度の欠損金ですけれども、この処理をここからさせていただきたいということでございます。

この詳細につきましては、この下の欄に書いてあります欠損金処理計算書(案)で記載をされております。当年度末の残高の建設改良積立金の欄をごらんください。3,706万5,178円、利益剰余金がございました。これに対して今年度生じた欠損金1,572万9,757円の処理をさせていただくという案でございます。処理後は2,133万5,421円の建設改良積立金、減債積立金と合わせまして、利益剰余金の次年度につきましては3,780万2,421円となるというものでございます。

続きまして、330ページ、331ページの貸借対照表について説明をさせていただきたいと思っております。

この貸借対照表につきましては、財政状況を明らかにするために、決算時、3月31日時点におきまして保有する全ての資産、負債、資本を表示したものでございます。

まず、330ページに記載されています資産の部のほうから説明をさせていただきます。

固定資産で有形固定資産で、イからトまででございます。これにつきましては、現在価格でここに載っておりますけれども、有形固定資産合計ということで38億4,711万8,356円でございます。これは対前年度で比べますと645万5,094円の減でございます。主なものにつきましては、減価償却で配水池、導水管、配水管等の構築物の減でござ

います。

2の流動資産について説明をさせていただきます。流動資産というのは、現金及び比較的短期間のうちに回収され、また販売されることによって現金にかえられる資産でございます。現金預金につきましては、3月31日現在、3億9,340万8,823円ということで、対前年度と比べますと3,387万7,816円の増となっております。以下、未収金、貯蔵品、前払い金が記載されておりますけれども、流動資産の合計というのは4億8,069万3,384円で、これに固定資産合計38億4,711万8,356円を足した資産合計というのが、43億2,781万1,740円、これが3月31日現在の資産でございます。

331ページの負債の部、また資本の部について説明をさせていただきます。

3の流動負債について説明します。未払い金につきましては6,802万2,647円、対前年度で比べますと2,809万686円の減でございました。

また、(2)の前受金9,243万6,323円、対前年度で3,000万円の減でございます。これは先ほど言いましたように、工事負担金のほうに差しかえてございます。

(3)預り金につきましては、1,156万6,694円ということで、対前年度と比べますと13万7,676円の増となっております。負債の合計としまして17億202万5,978円で、対前年度と比べますと5,795万3,010円の減でございます。

資本の部について説明をさせていただきます。

4の資本金、自己資本金で8億4,595万2,182円、これは対前年度と比べますと4,000万円の増、これは町からの出資金が増となっております。借入資本金15億109万5,357円、これにつきましては対前年度、5,866万4,776円の減ですけれども、これも先ほど説明しましたけれども、企業債の償還金の減でございます。資本合計が23億4,704万7,539円。

5の剰余金でございます。剰余金につきましては、利益剰余金とは異なりまして、資本取引が生じます剰余でありまして、建設または改良のために水道事業で過去及び現在において資本金調達以外の方法によって繰り入れたものでございます。イからホの一般会計補助金まででございます。ここで動きがあるのは口の先ほど説明した工事負担金でございます。ここで7,053万3,334円、これは税抜き金額ですけれども、これがここに増で記載をされております。総計で17億7,093万5,802円が資本剰余金の合計でございます。利益剰余金につきましては.....済みません、ダブって説明しました。括弧の利益剰余金の減債積立金、建設改良積立金ということで、建設改良積立金、同年度未処理欠損金ということで、利益剰余金の金額の合計が今現在、3月31日現在、3,780万2,421円ということでございます。資本剰余金合計と利益剰余金の合計を足しました

金額18億8,738万223円、これに資本合計の23億4,704万7,539円足した41億5,578万5,762円、これに負債合計を足しまして、負債資本合計が43億2,711万1,740円ということで、対前年度と比べまして2,181万4,209円の減の資産となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成24年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、平成25年8月9日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料、監査資料、吉監第20号をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、産業建設常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもちまして平成24年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

落合代表監査委員には、監査報告ご苦労さまでございました。

休憩をします。40分まで休憩します。

午後4時25分休憩

午後4時40分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

あと20分で5時になるうとしています。5時から1時間延長して6時まで続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） それでは、6時まで引き続き会議を行います。

日程第23 議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第23、議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,280万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,309万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、1款町税の調定額の確定により8,165万1,000円の追加、10款普通交付税確定により10億9,708万6,000円になったことにより、9,708万6,000円を追加、またあわせて21款町債の臨時財政対策債1,740万円の追加、15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金、緊急雇用創出基金事業補助金1,749万8,000円を追加、2目民生費県補助金、群馬県安心こども基金事業（保育士等処遇改善臨時特例事業）県補助金1,185万1,000円を追加、財政調整基金繰入金1億64万6,000円減額などがございます。また、前年度の実質収支額は5億2,667万8,471円となっていることにより、繰越金の4億8,667万8,000円の追加などがございます。今回の補正で財政調整基金からの繰り入れは、6月補正後は6億1,412万5,000円でしたが、1億64万6,000円を減額し、5億1,347万9,000円といたします。これにより、平成25年度9月補正後の財政調整基金の残高見込み額は2億9,824万1,000円となります。

次に、歳出ですが、前年度の実質収支額5億2,667万8,471円の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるため、積立金を2億4,334万円を増額いたしました。また、同額の大きなものとしては、障害者自立支援給付費返納金3,366万6,000円を追加、群馬県安心こども基金事業（保育士等処遇改善臨時特例事業）県補助金が1,185万2,000円追加、緊急雇用基金事業委託料1,749万8,000円を追加、道路維持補修工事1,194万8,000円追加、八幡山グラウンド用地買収費2億1,0

05万8,000円の追加、八幡山グラウンド建物・立木補償費5,691万1,000円などでございます。減額の大きいものは、ごみ収集委託料2,120万3,000円を減額、入札差金によるものでございます。

以上、主な補正内容となっておりますので、よろしく願いをいたします。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） それでは、議案第49号、平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額等によるということで、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるということで、7ページをごらんいただきたいと思います。

臨時財政対策債ですが、限度額3億3,000万円を1,740万円増額し3億4,740万円とするものでございます。普通交付税が決定し臨時財政対策債の発行可能額ができたことによるものでございます。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書により説明を申し上げさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1款町税1項町民税1目個人でございます。1節現年課税分5,709万5,000円、1款町税2項固定資産税1目固定資産税1節現年課税分2,271万9,000円、1款町税3項軽自動車税1目軽自動車税1節現年課税分184万円のそれぞれ追加でございます。これは調定額の確定によるものでございます。

続きまして、9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金1節地方特例交付金664万7,000円の追加。これは減収補填交付金でございます。交付決定による追加でございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

10款地方交付税1項地方交付税1節の普通交付税9,708万6,000円追加。普通交付税の決定によるものでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務費県補助金、補正額合計が1,752万8,000円の追加でございます。主なものは、緊急雇用創出基金事業1,749万8,000円の追加でございます。これは中小企業の企業経営に基づき人材雇用に対する補助により追加するものでございます。次に、15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金ということで1,185万1,000円追加でございます。群馬県安心こども基金事業(保育士等处遇改善臨時特例事業)ということで県補助金でございます。これは今年度のみのものでございます。保育園の保育士の給与等の待遇改善に対する基金事業でございます。次に、15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業振興費県補助金、補正額合計は227万1,000円追加。主なものとしましては、青年就農給付金225万円追加。これは対象者が1名とその配偶者が1名増加したことによるものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

18款繰入金2項基金繰入金2目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金で1億64万6,000円減額でございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

19款繰越金1項繰越金4億8,667万8,000円追加でございます。決算に基づき確定したことによるものでございます。

20款諸収入5項雑入で、雑入の補正額合計は188万8,000円追加でございます。主なものは、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金ということで186万円でございます。これは群馬県市町村振興協会より地域づくりに取り組んでいる自治会に対して助成されるもので、本年は5つの自治会に交付されることになっております。

21款町債、臨時財政対策債1,740万円の追加、これは臨時財政対策債の借入金の額が確定したことによる追加でございます。

次に、歳出でございますが、人件費、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款を通して人事異動による増減でございます。

それでは、16ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費1項議会費については、補正額43万8,000円の追加でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費、全体の補正額でございますが、17ページをごらんいただきたいと思います。補正額2億4,906万1,000円追加でございます。主なものは、1目一般管理費19節負担金補助及び交付金の魅力あるコミュニティ助成事業補助金186万円の追加、9目基金費、財政調整基金2億4,334万円については、これは平成24年度実質収支額の確定に伴い2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費、補正額3,366万6,000円追加でございます。これは障害者給付金の返納金でございます。

21ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費、補正額の合計が2,045万9,000円追加でございます。1つは19節群馬県安心こども基金事業(保育士等処遇改善臨時特例事業)県補助金として1,185万2,000円追加、これは先ほども申しましたけれども、今年度のみのものであるということで、保育園の保育士の給与等の待遇改善に対する基金事業でございます。2つ目が、23節保育所児童運営費の返納金で860万7,000円の追加でございます。次に、3款民生費2項児童福祉費5目学童保育事業費で、補正合計額が403万3,000円追加でございます。主なものは学童保育事業県補助金の返納金で317万3,000円の追加でございます。

22ページをごらんください。

4款衛生費2項清掃費2目塵芥処理費、補正額2,120万3,000円の減額でございます。これは一般ごみ収集委託料で入札差金でございます。

23ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、補正額の合計が256万8,000円の追加でございます。主なものは、19節の負担金補助及び交付金の青年就農給付金225万円でございます。これは先ほど申しましたように、就農対象者が1名とその配偶者が1名増加したことによるものでございます。

24ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費8目農業集落排水事業費の農業集落排水事業特別会計繰出金を255万9,000円減額するものでございます。

25ページをごらんください。

7款商工費1項商工費1目商工総務費13節の緊急雇用基金事業委託料1,749万8,000円追加でございます。これは先ほど申しましたけれども、中小企業の企業提案に基づくところの人材雇用に対する委託事業により追加するものでございます。

26ページをごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、補正額合計が1,264万2,000円追加でございます。主なものといたしましては、15節の道路維持補修工事として1,194万8,000円追加でございます。次に、3目道路新設改良費、補正額合計1,244万円追加でございます。主なものといたしましては、13節の町道改良測量設計委託料として675万円、15節の町道改良工事として500万円の追加でございます。

27ページをごらんください。

8款土木費4項都市計画費2目都市施設費、補正額合計は146万3,000円の追加でございます。主なものといたしましては、17節の南下城山防災公園の用地買収費用550万円の減額とし、22節の同じく南下城山防災公園の補償費550万円を追加することによる組み替えでございます。

32ページをごらんください。

10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費、補正額合計2億7,212万円の追加でございます。主なものとしまして、15節の体育施設補修工事として352万5,000円、これは明治小学校体育館の放送設備改修、河川敷グラウンドの簡易トイレを簡易の水洗化トイレへの変更設置工事、また河川敷グラウンドの野球場及び西側外構補修工事を行うものでございます。次に、17節の八幡山グラウンドの用地買収費ということで2億1,005万8,000円、また22節の同じく八幡山グラウンドの建物・立木の補償費として5,691万1,000円の追加でございます。

34ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 一つお伺いをいたします。

32ページですけれども、10款教育費1目の保健体育総務費の中の17節の公有財産購入費、八幡山グラウンド用地買収費の2億1,005万8,000円と22節の補償補填及び賠償金の八幡山グラウンド建物・立木補償ということで5,691万1,000円の金額が計上されておるわけですが、去る6月の3日の日に、文教厚生常任委員会が開かれまして、そのときに計画図の説明を受けました。その後、現地を視察をさせていただきましてけれども、計画図の西側をもう少し広げてほしいという委員会の人たちの意見が多く出ていたわけですが、測量が終了した後、その説明もなく今回補正予算が計上されておるわけですが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 測量につきましては、今南雲議員さんがおっしゃいましたように、文教厚生常任委員会で6月3日、計画平面図をお示しをして計画案ということでご説明を申し上げました。それで、今回の補正につきましては、この案に基づきまして、この

案に載っている面積ということで予算を計上させていただきました。したがって、議員さんがおっしゃる西側については、この予算には含まれていないということであり、よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番南雲ですけれども、昨年12月の定例会の一般質問でも、私もこの問題は議会から話を受けましたので一般質問をさせていただいたわけですが、当初計画の中で11町歩ほどいにしへの丘公園構想ということで、平成2年ごろ浮上しておりましたけれども、たまたま吉岡町でも文化センターの建設、また温泉センターの建設、その後、吉岡バイパス、上毛大橋の建設等で、大きな出費が出ていた関係上、一時中断をしていた話でありましたけれども、たまたま今回この八幡山グラウンドの拡張計画の話が、陳情が出ていたときに、この構想をずっと見せていただいたわけですが、やはりこの中でももう住宅が数多く出てきております。やはり町の中央でもありますし、拡張には私は反対するということは一切ありませんけれども、できるならば前にも申し上げましたように、効率的な八幡山運動公園ができれば素晴らしい施設になるのかなというような考えもありますし、先輩からもそんな話を早くから聞かされておりましたので、何とか近い構想に持っていければと思っておりますので、余りに早くの予算をつけるということも大切かもしれませんけれども、もう少し理由を持った言及はできないのか。また、できれば検討委員会をつくっていただいて、運動公園のほかいにしへの丘の構想も前にも話しましたけれども、そういった総合的な開発を考える必要があるのではないかなというように思っておりますので、その点についての考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまの南雲議員さんのご質問でございますけれども、確かに平成3年ころにいにしへの丘公園という構想ができておまして、大きな構想があるわけでございますけれども、今回は八幡山公園の中の条例でご存じかというふうに思いますが、八幡山公園の多目的の屋外運動場と、そういうふうな位置づけが条例上されておるわけでございます。そうしたことで、多目的の運動を屋外運動広場に利用できる範囲というような形で、今回まずどのあたりでできるかなと、そんな形で現地のほうをちょっと構想的に考えさせていただきました。当然その運動広場、屋外運動場には、当然周りに多少の駐車スペースも必要だろうということで、そこまでを含めた範囲で一応構想をさせていただいたものでございまして、この辺が多目的に利用できる広場かなということでやらせていた

だいておりますので、可能な範囲ということで確保はしていただきました。それで、その中で大体1.2ヘクタールくらいが駐車場まで含めて可能ではないかなという形で、文教委員会のほうにも構想図というような形でお示しさせていただきました。

それをもとにして当初予算のほうにも調査費を計上させていただいておりますので、その範囲の中を調査をさせていただきまして、今回用地買収を補正の中にさせていただいております。具体的には、当然実際に事業を進める上にはどういうふうな形で整備したらいいのかという、その辺のところは当然いろいろな皆さんのお知恵を拝借しながら整備のほうは進めていくという形になろうかというふうに思いますけれども、当年度につきましては、まずは用地を取得させていただくというような方向で予算を要求させていただいて、そんなところでございます。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番南雲です。

今、教育長からとりあえず必要だけとっておかれないというような話ですけども、やはり我々がこう見た段階では、もう少し広い構想の中でやっていただければありがたい。特にここへ来て風水害の事故が多くなっております。吉岡町は風水害の少ない、被害の少ない地域でありますけれども、やはり今、島根、鳥取方向、また山口方面、また東北方面が風水害でかなり被害を受けております。異常気象というか、1時間に80ミリから100ミリ、多いときでは160ミリも降るといような際立った雨の降り方をするような状況でありますので、やはりこういった災害等も考えたときには、今の桃井城址後の防災公園も確かに地域には大切な防災公園になるかとは思いますが、それ以上にこの八幡山グラウンド周辺の地域は町の中央にもなっておりますので、いろいろの災害の見地から見ても、十分活用できる領域でもあるというように判断をしておりますので、もう少し広い目で計画を立てていただければありがたい、そのように思っております。

特に今年度は元気交付金ということで、6月に駒寄小学校の校舎も4教室増築するし、また、1億3,000万円ほど桃井の防災公園も用地買収分もあるということで、かなり資金も多くなっていますので、やはり変に使うんじゃなくて、計画を立てながら進めてもらえればありがたいというように思っております。何とかそういった計画を立ててもらえるのかどうか、最終的には町長の考えがあると思うので、また俺かと言われるかもしれないけれども、最終的にやはり中央であるだけに、何とか整備をもう少し広げて考えていただければありがたいというように思っておりますけれども、いかがですか。お願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 南雲さんのほうの答弁をさせていただきますが、先ほど教育委員会の局長が、そして教育長が述べたとおりなのですけれども、いわゆる体育協会、学校など、そしてまた自治会などから陳情が出てまいりました。まず、ことし手がけるのは1.2ヘクタールだという形の中から、陳情の項目に応じてことしやろうという計画は立てたわけでございます。今議員が言われるように、当初いにしへの丘公園ということで、いわゆる古墳のほうから西の道まで大きな計画が立っておったのですけれども、ここに来てようやく古墳の整備ができた。そして、またこの1.2ヘクタールですけれども、これもある程度できる方向に向いているということになりますと、今言った、議員がおっしゃるとおり、徐々にそういった当初計画したものが実現できるのではないかなというようにも思っております。これもいわゆる2億何千万というお金をかけてやるものでございまして、このほか多くのことをやるということになりますと、ことしではできないということになれば、いわゆる議員がおっしゃるとおり、長い目で計画を立てて物事を進めていくのがいいのかなというように思っております。そういったことの中におきまして、今回1.2ヘクタールをまず買って進んでおいて、それからまた皆様方とよく相談しながら、こういったものができるか、必要かということで判断をしていきたいというように思っております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。非常に素早い動きで、昨年陳情が出て2億円の補正予算ということで、私も感心しておりますが、ただその構想の中で、野球をやってサッカーをやって300メートルのトラックを、それは一遍に動けば確かに駐車場もたくさん必要ですけれども、これが並行しているんですね。だから、野球とサッカーと陸上が、3つが一緒に動けば確かに駐車場もたくさん必要なのだけれども、どっちか1つという線を引きながらやるということだとすると、今までと全く同じような使い方になるかなというように私は思います。そういう中で、たくさんの駐車場も必要になってくるということで図面が引かれているわけですが、私はこういうふうなつくり方でいいのかなというように思うんですね。

2億円という補正予算で一気にとということですが、どんなものを本当に形として残すのか。それから、いつごろそういう完成した形で見えてくるのか。それから、幾らぐらい上限としてかかるのか。そういったところの計画がしっかり出された中で用地取得とか、そういったことが必要かなと。

南雲議員のほうからも話がありましたけれども、かかわっている人たちや、あるいはそ

こを利用している中学生や、そういった方々のご意見を聞く中で、一番最初にPTAの方々が中学校のグラウンドが狭いと。何とか八幡山グラウンドを拡張してやってくれといったその趣旨を酌み取るということになると、今のようなやり方でいくと、線が3つダブって引かれているということになると、一遍に3つの競技ができれば、確かに駐車場もたくさん必要ですけれども、交互に使っていくということになると、少し広げたぐらいでは、これはもうどうしようもないなというので、2億円というお金は、確かに今土地を買っておかなければ地主さんが売っちゃうかなというようなことで焦りもあるのだからかもしれないのですけれども、やはりその辺の最初に請願のなされた趣旨をしっかりと理解する中で、中学もこれから多くなってきて、また校舎が建て増しになってくることもあるかもしれませんし、今野球とソフトと一緒に、その間を陸上がグラウンドで走っているという状況、その辺の考えを何とか形をしっかりとしたものにしてもらうためにも、しっかりとした計画を立てる意味では、南雲議員が言われたような検討委員会みたいなものを開く中で、しっかりとその図面を引いて拡張計画というものが実現していくための買収計画といったものがあってしかるべきと思うのですけれども、いかがでしょうか。事務局長、今の図面でいくと、3つの競技と一緒にできるかどうか、いかがでしょう。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 6月3日にお示しした図面ですと、それぞれ公式な試合ができる野球場とサッカー場がレイアウトされています。その中で、先ほど最初に駐車場のお話がありましたが、公式な試合ということになりますと、例えば大型バスが入れるような形にするとか、そういった部分も考えられるかなと、ある程度広い駐車場が必要だなというふうに考えております。

それで、公式な試合、野球とサッカーをそれぞれ公式な試合を2つ同時にできるかというと、ちょっと重なっている部分があるのでできないのですが、練習程度でしたら両方一遍にできますし、あるいはどちらか一方で公式試合をして、その傍らで練習ができるというような広さは備えております。

そういったことで、先ほど中学生のというお話ですけれども、多目的に使えるグラウンドということで、部活動等に非常に合致しているというふうに思っております。例えばこれを1つの競技だけにしてしまうということになると、逆に中学生なんかはもう使いづらくなってしまうんじゃないかなというふうに考えております。そういったことでご理解をいただけたらと思います。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 今、一緒にはできないということなんですよね。一緒にはできないんですよ。その公式な試合は一緒にはできないということなんですよ。となると、見ている人たちだとか、そこに参加する人たちは駐車場は今と同じで、それで十分なんですよね。今のグラウンドでサッカーも野球も一緒にはできないんですよ。だから、野球をやっているときはサッカーはできないしということなのだけれども、今の話だと、野球の試合をやっているならばサッカーの練習は少しはできるということですよ。サッカーの練習が少しできるということなんです。ですから、中学校の生徒たちは今、サッカーの子たちがあそこで練習していて、平日ね、土曜日、日曜日は出ています。

ですから、要するに一緒にできれば確かにグラウンドは駐車場とかたくさん必要になってきますけれども、今のその計画の中でダブっているという部分があると、これは今とそれほど変わらないかなというふうな気がします。野球をやっていたらサッカーの連中はまた違うところに行くということになりますから、どちらかでもいいので、やはりその意見を集約するときに、事務局のほうで頭に考えているものと、利用する側の人たちが考えていることは違うかもしれません。そういうことを集約する中で、しっかりとしたものをそろそろ吉岡もつくらなきゃいけないと。榛東のほうはプロのサッカーの方も練習に来ていて、土曜、日曜日なんか見えていますと、小学生から高校生、大学生までいろんな方が来ているのを見ますよ。それから、同じようなのだけれども、東村、佐波東では、もうサッカー、野球場はしっかりしたものができているんですね。

だから、そんなものは幾つもできないと思うのだけれども、町民の要望って何なのかということをもとに聞く、そして図面を描く、そして全体の構想を練りながら買収するというのが、私は筋だと思っておりますけれども、一気にこれを、これありきで土地は買うのだということも大切かもしれませんけれども、その辺、使う側とか利用する側のご意見を聞く中で、そういうものの構想を練っていくというような考えはないですかね、教育委員会のほうでは。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまの金谷議員さんのご質問でございますけれども、ここの今の八幡山が設置されているという公共の施設については、それぞれ目的を持って設置をされておるわけでございまして、この八幡山の今、通常グラウンドと言われておりますけれども、ここは多目的、先ほど申し上げましたように、多目的の屋外運動場というような位置づけになっておるものでございまして、例えば野球の専用、サッカー専用のグラウンドをつくる、が設置されていると、そういうものではございませんので、ここでいろんな形で利用できる、例えばイベントもここでも利用できる、そういうふうな形で教育委員会のほうは

整備できたらいいのかな、そんな構想で前にも文教委員さんにも示させていただいており  
ましたけれども、大きな広い広場をつくっているような形で利用できると、そういうふうな  
目的にできればいいのかなと。たまたま学校の近くでございますので、子供たちも中学校  
のグラウンドも十分広さがあるわけではございませんので、学校施設ではないのですけれ  
ども、そこを利用して例えば部活なんか活用できると、そういうふうにご利用できればい  
いのかななんて、そんな構想で考えておるわけでございます。

したがいまして、野球場をつくるとか、サッカー場をつくるとかと、そういうことじゃ  
なくて、とにかく広いところを整備をして、いろいろな形で利用できたらいいのかなとい  
う構想であります。ですから、自治会、例えば町の何かイベントもそこでできればいいか  
ななんて、今役場の周りでいろんなことをやっておりますけれども、できればそういうと  
ころを利用してやることも可能ではないかななんて、そんなことも含めて考えております。

それで、先ほども申し上げましたように、前にいにしへの丘公園という大きな構想があ  
りました。南のほうに既に古墳公園というような形で買収もしております。それで、また  
今の多目的広場がありますからここも広げていく、将来的にはその一体を整備できていれ  
ばいいのかななんて、ある程度そういうふうな形でもう一度整備をし直すということも一  
つの方法かというふうに思いますけれども、今のところはそのような形でできるだけ広い  
ところを確保して、いろいろな形で利用できればいいのかな、そんな目的でそんな構想を持  
って教育委員会のほうは整備できればいいのかななんて、そんな考え方であります。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） 2番金谷です。いろんな考え方があるのだらうけれども、河川敷のグラ  
ウンドなんかは非常にソフトボールが4カ所も5カ所もできて、ああいうのがあるというの  
は吉岡の本当に得意なところですよ。この間も子供の野球場をつくってもらったのだけ  
れども、どうしても小さ過ぎて試合ができないということで、やはり八幡山に子供たちの  
試合とか戻ってきてしまっているという実態もあるんですね。そういう中で、各競技団体  
の方々も結構譲り合うというか、そういう気持ちがあると思うんですよ。例えばあそこが  
人工芝のサッカー場ができて、100メートルのトラックが6コースもできれば、それな  
ら野球はしょうがないなという人もいるかもしれないし、あるいは中学校のグラウンドを  
考えたら、テニス部がどこかに上がってくれば、ソフトがそこに来れば、十分グラウン  
ドの中で200メートルのトラックができて運動会ができるというような考えもあるかも  
しれないし、そういう利用者の考えをしっかりと、何というか、集約する中で計画を練り  
直すということが大事なかなと思って、私は多目的というか、一つちゃんとしたものを何で  
もいいからつくってもらいたいなと思うんですね。

そういう中で、いろんな意見がどこで集約させたらいいのかなということを考えているうちに、買収計画なんかもあるし、この面積を利用するには、中学校のソフトテニスをやっているところを少し持ってくれば、これは一つ南側に持ってくれば、駐車場もちょうど必要かなというような、それはできると思うのですけれども、何か町民に一つはちゃんとしたものが吉岡にはあるぜというのが見せてやりたいなあと思うし、皆さんのご意見を聞く中で計画を練れないですかね。もう1回聞きたいのですけれども。教育長さん、どうですか。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、当然これから整備に当たっては皆さんのご意見を伺いながら整備をするという形になるかというふうに思いますけれども、考え方としますと、先ほど申し上げましたように、何か決められたスポーツの専用のグラウンドをつくるという考え方は、ちょっとどうかというふうな考え方を持っております。例えば野球専用のグラウンドにする、サッカー専用のグラウンドにする、陸上専用のグラウンドにするということになると、もうそういった種目の人たちが利用することである程度制限されてしまうという部分があるかというふうに思いますので、できるだけいろんな形で利用できるというのがいいのではないかなんていうふうな考えでおります。

そういうことで、これから整備に当たっては、各種団体の方々とも当然ご意見を伺いながら整備を進めるということになるかというふうに思いますけれども、それも単年度で多分整備できるという形にはならないかというふうに思います。大きな公園で都市公園的なものであれ、補助事業的なもの、補助等がいただけるようであれば、そういった形で補助事業で都市公園として整備していくという形もとれるかというふうに思いますけれども、今のところ町長の考え方とすれば、単独で少しずつでも整備をして、できるだけいろんな形で利用できる方法がいいだろうというような発想でおりますので、先ほど申し上げましたように、くどいようですけれども、学校の施設では当然ないわけでございます。公園でございますから、そこも当然学校近くですから子供たちも利用できる、できるだけ平日利用できるということになれば利用度も上がるわけですから、そういうふうな形で利用していただくのはよいことではないかというふうに思いますけれども、いろんな形で利用できるという形で整備するのがいいのではないかなと、そんな考え方を持っているところでございます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君発言〕

3 番（岩崎信幸君） 同じくまた八幡山グラウンド整備でございますが、南雲議員も金谷議員も言われたとおりで、私もその意見に賛同でございます。6月の一般質問でもその形に關しましては、ある程度個別に生涯スポーツとして、また総合運動公園としてある程度の整備が行われたとっております。実際問題として、体育をこれから目指すものとしたしましては、ある程度のスペースがやはり必要ではないかと思うわけでございます。6月の一般質問の中でも野球、スポーツ少年の野球団とサッカー団が本当に間仕切ってスポーツを、運動をしているようでは、やはり私も困ると思うわけでございます。そうなりますと、ある程度の総合運動公園という立場から、また今言ったとおり、生涯スポーツという立場をとりますと、ある程度やはり広いスペースが必要ではないかと思うわけでございます。

それに対しまして、6月の一般質問の中では、体育協会及びスポーツ少年団、中学校、自治会等の方々によって協議会を立ち上げたらどうかということをお申しましたが、これから検討するということですが、私としては、その協議会はしっかりとつくって、これからの構想を望むわけでございます。そこら辺の執行委員会というものがうまくできるのであればと思っておりますけれども、そこら辺を質問させていただきます。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまの岩崎議員さんのご質問でございますけれども、総合公園として整備をするということは、多分地形的には相当無理な場所ではないかというふうに思っております。というのは、古墳ですとか、送電線だとか、いろいろ制限を受ける部分がありますから、総合公園ということになりますと、例えば野球場をつくる、サッカー場もつくるという、そういうふうな、いろんなスポーツを組み合わせたところという考え方で、総合運動場という形になるかと思っておりますけれども、あの場所に野球場をつくる、陸上競技場をつくる、サッカー場をつくる、これは地形的に相当制約がありますので、それはほとんど不可能ではないかなと。もしそういうふうな形で整備をするのであれば、別の場所にもうちょっとその制限を受けない場所にそういうものを設置しなければならないのではないかなというふうに考えております。

あくまでも今利用できる、要するに制限を受けない利用できるところを整地してやるということになると、今私たちが構想しているそういった部分しか、ちょっと無理ではないかなというような考え方でありますので、当然皆さんからご意見を伺いながら、いろんなこれから整備をするという形になるかというふうに思っておりますけれども、総合運動公園として整備するということは、地形的には相当いろんな制限を受けます。古墳ですとか、送電線だとか、周辺にもう相当住宅がありますから、そこを総合公園にするということは、総合運動場とすることは、もうほぼ不可能ではないかなというふうに考えております。例え

ば野球場だけつくる、サッカー場だけつくる、陸上競技場だけつくと、こういうことになれば、場合によっては可能かもしれませんが、そうではなくてもうちょっといろんな形で利用できれば、いろんな広場にしているような種目、イベントもできる、そんな形に整備できたらいいのかななんて、そんな考え方であるというところでございます。

議長（近藤 保君） 岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君発言〕

3番（岩崎信幸君） 一番最初の、協議会というものを発足させる予定はございますか。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 今のグラウンドの部分を整地するというようなことで考えておりますので、特に協議会をつくっている皆さんに協議していただくという、そこまでのところは今までのところは考えておりませんでした。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 幾つかお伺いします。

大変グラウンドの活用度はあると思います。確かにいい場所で、中学生も使える、多目的に使える、グラウンド整備ではなるのだと思います。ただし、このグラウンドの整備の費用、今期でどのくらい見込んでいるかということと、あと完成はいつごろを予定しているかの点、それから八幡山公園は現在は土地の借地があると思うのです。毎年189万円払っていると思う。それも一緒に今回購入予定に入っているのかどうか、それはまた別であるかどうか、この3点についてお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） まず、どのくらいの費用がかかるかということにつきましては、非常にまだ不明確な部分があります。というのは、老人センター側にまずは擁壁をつくらなければ広がらないという現実的な問題がありまして、それには相当な高い擁壁を設置しないと、今の面と平にならないというような状況があります。その擁壁の費用だけでもかなりの額になるかと思っております。

また、逆の西側のほうですが、道路で、今ある既設の道路を西側に振って、そしてまた今ある文化財の事務所を移設させたり、あるいはこれだけの広さになると、トイレも今はテニスコートとの間に2個あるだけなのですが、やはりトイレも2カ所程度は必要なんじゃないかと。あとは、文化財のところに1個あるのですが、そういった分も含めて幾つかのトイレを設置しなければならないのではないかとということで、いろいろ現段階で、

これは単独事業なので、補助事業ならいろいろ一気にということもあるのですが、単独事業ということもありまして、そういう不確定な部分がありますが、今後詰めていきたいというふうに考えております。

それで、それについては今、用地測量等業務委託をしておりますので、その高低差とか、そういった部分が測量の結果出てくるかと思っておりますので、その結果を見ながら進めていきたいと思っております。（「完成はいつ」の声あり）

それで、そういう不確定な部分がありますので、そしてまた単独事業ということもありますので、具体的に何年ということはまだちょっと申し上げられない状況であります。（「あと借地料」の声あり）

この交渉している中で、もう既に売りたいという方もいらっしゃるし、今お借りしている方もいらっしゃるのですけれども、引き続き賃貸借でなんていうご意見もあつたりしてまして、今のところそういったご要望がありますので、そういったものを考慮しながら進めていきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 借地の場合は、まだそういう現在借りているやつはそのままというような理解でよろしいでしょうか。それと、単独事業ということなのですが、それだけの公園をつくる場合、国なり県からの補助、こういうものを何らかの方法、とれる方法は現在考えているのでしょうか。補助金なりその辺ですね。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 今のところ、財源確保ということで今後研究、検討していかなくてはとを考えておりますが、今の段階では補助事業というものが、合致するものがこの段階ではないということで、単独事業ということで進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） まず、1点目でありますけれども、27ページの8款4項2目の都市計画費の中で、今皆さんの議論がありました、これまでもありましたけれども、17節、22節の中で、17節で公有財産の購入費の中で、用地購入費、南下城山公園ということでありましたけれども、これを22節にして補償補填及び賠償金という中で、その補償費だということに目的を変えましたよね。これは、そもそもその場所はどこであったのか。そして、これでは550万円を減額補償して、それで補償費に550万円を新たにつけかえた

ということなのですけれども、ここは説明がなかったんですよね。ここにしましたというのはあったのですけれども、これはちょっと見えてこない。だから、これは550万円を、当初はどこを買おうとしたけれども、それが買わなくなって、それでどうして今度はその補償費になったのか。何の補償なのか。ちょっとその辺が理解できないので、そこは改めて説明を願いたいと思います。

それから、もう1点でありますけれども、これが今議論になっておりました10款教育費の中の1目、5項1目の中の17節の公有財産の購入費というふうにありましたけれども、これが2億1,000万円ということなのですけれども、この土地の面積がどれだけになるのか、そしてこの不動産鑑定価格はどのくらいであったのか。だから、土地の面積ですね、それからその不動産鑑定価格、そして坪単価、これが幾らになるか。答弁漏れがないようにお願いしますね。

それから、22節の補償補填及び賠償金ということで、この中では八幡山グラウンドの建物と立木補償ということで5,691万1,000円は細かくなっていますけれども、これでは建物の、建物というのはどれを指すのか。それで、どのくらいのどういう建物であって、どのくらいの面積があるのか。その補償となるその根拠は何なのか。それから、立木補償があります。これはどういう種類の木が何本あるのか。その単価はどのような単価なのか。これも見えてきません。しかし、5,691万1,000円という半端も出ているから、相当細かな積み立て計算の上に立っているのだというふうに思いますけれども、これもわかる説明、理解できる説明をぜひともしていただきたいというふうに思います。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、小池議員さんのまず第1問目でございますが、この4項2節の都市施設費の17節と22節の詳しい説明ということでございますので、答弁させていただきます。

当初、城山防災公園の土地購入費ということで1億3,000万円を計上させていただいたところであります。そして、今年度、買収予定地内に補償物件がその中に存在している土地がございました。今回土地購入にあわせて、物件補償もあわせてするという事で、今回のこの予算の組み替えとなったわけでございます。そして、今年度、城山防災公園に予定しております1億3,000万円という事業費は変わりません。

そして、この補償の内容でございますが、立竹木、そしてあとは工作物でございます。対象者が2名ということでもあります。

あとは、買収を予定している土地の面積でございますが、当初では1億3,000万円要求させていただいた中で、1万7,879平米を予定しておりました。今回、先ほどの

繰り返しになりますが、用地を買収予定していた土地の上に補償物件があったと。その中で、あわせてこの土地の購入と物件補償をあわせてやっているという対象者が2人いたということではありますが、若干土地のほうが減りまして、1万7,304平米と約570平米ですか、若干購入予定面積が減っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） まず、この土地の面積ですが、トータルで1万2,709.17平米です。全筆で23筆で、11人の地権者がいらっしゃいました。この単価につきましては、場所によりまして価格が違っております。畑だとか、送電線の下の畑だとか、あるいは雑種地といったところで単価が違ってきますが、平均するとこの2億1,000万円、2億1,005万8,000円で、1万2,709.17平米ということで、平均しますと平米当たり1万6,528円ということになっております。

それから、補償の関係ですが、補償算定のほうをしているわけですがけれども、その中で建物というのは豚舎がございまして、ほとんどが豚舎の関係で占められておりまして、立竹木あるいは工作物というのは非常に少ない額になっております。ほとんど畑なのですけれども、中には果樹をつくっている方がいらっしゃいまして、そういった方への補償ということで、この5,600万円のうちほとんどが豚舎の補償というような形になっております。

以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 最初のほうの都市計画施設費の中の17、22節ですがけれども、説明の中でわかりにくかったのですけれども、この中の補償費、もう少しはっきり細かく、ちょっと聞いていてもわかりにくいんですよ。何がどれだけどこにあるのだけか見えてこない。500万とか550万円の金を出すのですから、もう少し、ああ、なるほどこういうものかと理解できる説明をぜひ願いたい。

それから、32ページの保健体育総務費の中の今ありました、その八幡山グラウンドの件ですがけれども、私はこれは当然のことながら土地を購入しますから、その不動産鑑定ってしますよね。不動産のその鑑定価格がどうかと。それと、建物とその立木補償だと。これも5,600万円という多額な金を使うんですよ。それをあんまりアバウトなものじゃなくて、予算の決め方として、要するにこれは最大限の上限を議会で議決しているわけですから、これからその2,000万円下がるか、3,000万円下がるのか、下がらない

でこのままそっくりいっちゃうかわかりませんが、そういうその努力はするかと思うのですけれども、少なくとも物を買うのですから、物のその補償をするのですから、その根拠になるものが必ずあるわけなんですよね。だから、ぜひとも筆数も分かれていますように、何筆もあるようなんですけれども、これ今すぐに出せなければ、後ほどで結構ですから、後でいいですから、これが、ああ、なるほどこういうものかというものが不動産、これは今何筆って言いましたかね、何筆かあって、それがどういうところで、何筆あって、それで鑑定価格が幾らで、その町が買おうとしている価格が幾らなのかというのと、当然同じことの八幡山グラウンドのところの建物と立木補償というふうにありますけれども、これが豚舎なら豚舎でもいいんですよ。だから、豚舎だったら、それがどのぐらいの面積があって、補償でこのぐらい考えていると。また、その立木というのはこういう木があって、その何はこのくらいで、どれはこの雑木がこのくらい見ているんだという基礎となる数字はぜひ示していただきたいというふうに思います。

栗田課長のほうも一度でなかなかその説明が難しければ、後でも結構ですから、こういうものだというものをぜひ示していただきたい。両方とも示しますよという確認だけとれば、後の答えは結構ですから。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） なかなか言葉ではちょっと言いあらわしにくい面もございますので、また説明をさせていただきたいと思います。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 私のほうは栗田課長と同様に対応させていただきたいと思いません。

議長（近藤 保君） それでは、質疑。

平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 先ほど事業総額というのですかね、はっきりしないと。完成時期も定かではないというような回答があったのですが、ここに補正予算で上がっているだけでも、補償と用地買収だけで2億6,700万円ですか、なっているわけなんです。比較論の話になっちゃうのですが、南下の城山防災公園というのが、数字でおおむね7億とか7億数千万とか書かれてあるのを見たことがあるのです。これは防衛の補助事業ですから、補助費がもう来ますから、それを差っ引いても、大体4割方は一般財源から賄われるというふうになると思うんですよ。そうすると仮に40%、ざくっと見積もって4割

としても、四七、二十八、三億弱ということになるわけですね。これを今言ったように、単独の事業で補助事業でない可能性が高いということなので、そうするというと、城山防災公園と同じ金額で要するに町の負担として、そういうものをつくろうと今しているわけなんです。そうするというと、現時点でこれから協議会をつくってくれとかなんかいろいろ話がありましたけれども、そういう話を抜きに、今単純に考えて概略の総額が幾らぐらいなんだ、あるいはいつごろまでにできるんだという、その確定じゃなくて、希望でも目標でもいいのですけれども、そういったものが全然ないでこの計画で用地買収費1.2ヘクタールが出てくる自体が私は大変おかしんじゃないかなと思うのですけれども、この総額と完成時期をある程度持っていると思うんですよ。現時点で結構ですから教えていただけませんか。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、まず今八幡山のグラウンドができておるわけでございます。これを利用をとめずにできないかというような考え方も持っております。それで、先ほどもちょっと局長からも話がありましたけれども、できるだけ町で使える部分があれば、町の土地を使いたいということがございますので、東側に老人センターがあります。老人センターから北のほうも町の土地がありますので、そこが大分のりがしょっておりますので、そこを壁で、かたいもので押さえれば利用する面積も広くできるだろうと。そんなことも考えながらやっていると。ですから、利用しながら、利用をとめずにできないかなと、そんなことも考えております。ですから、完成についてはいつ完成かということじゃなくて、もうぼちぼちやりながら、単独ですからそんな方法でやっていけたらいいのかなと。

ですから、予算の範囲ということになるかというふうに思いますけれども、まずベース、高さをどういうふうにするかということから始まるわけですから、今のグラウンドの高さを利用しながらということになると、今のグラウンドの高さをそのまま南のほうに持って行って整地をしたいと。当然そのつくり方なのですけれども、要するにグラウンド面をどういうふうにするかによってお金のかけ方が相当違ってきます。ですから、砂をどういうふうに入れかえるか、どこまで入れかえるか、そういうことも当然違ってきますので、先ほどもちょっと申し上げましたように、利用方法、どういうふうにご利用していくかということもありますので、先ほども協議会まではという考え方はなかったのですけれども、利用されるいろんな方々に入ってきて、どういうふうを整備していったらいいだろうという、そういうのはぜひいろんな知恵を出していただくのがいいのではないかなんて、そんな考え方を持っております。ですから、当然今の夜間照明なんかもどうしていくのだ

とか、そういうことも当然いろんな形でいろんな意見を出していただくことによって、また費用のほうも違ってくるのではないかなと。ですから、ちょっと今つかみにくいと。

申しわけないのですけれども、そういった部分がございますので、総事業費につきましては、今のところはもうちょっと先のほうまでご容赦願えればというふうに思っております。

以上です。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） わかりましたけれども、これは定例会でこういうことが議論されているとなると、当然のことながら9月定例会でこういうことが話されました。八幡山グラウンドの用地買収の予算がつかましたよという話は、町民のほうに流れると思うんですね。そうするというと、皆さん、これを利用する、要するに注目を浴びるわけですね。南下防災公園もあるかもしれませんが、こちらのほうは非常に使いやすい、みんな使いたがるということで、注目を浴びる。そういう議論の中で、やはりある程度の完成時期、例えば二、三年先だとか、費用についてもやはり何億から何億ぐらいかかるんじゃないかと、今そこは精査しているところだよという言い方でもいいのですけれども、できるだけ早く町民にそういうことがわかるような情報を、精査は要らないですよ。精査は要らないですけれども、おおむね予算ぐらいはなるべく早く議会のほうに言っていたかないと、私たちの後ろにも町民がいるわけなので、その説明ができないということで、それはぜひお願いしたいなというふうに思うんですよ。なるべく早くやっていただけるということでお願いしたいのですけれども、いかがですか。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） そうしましたら、今、先ほども申し上げました測量のほうも出しておりますので、なるべく早目にそれぞれ精査してまいりたいと思います。またご報告したいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務常任委員会に付託します。

ただいま6時になろうとしております。会議を6時から、議案の件数も10件ほど残っております。6時から8時まで延長して続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 8時まで延長し、引き続き会議を行います。

ここで、10分間休憩します。

午後5時56分休憩

午後6時06分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 日程第24 議案第50号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第24、議案第50号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第50号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億901万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成24年度決算の確定により繰越金の減額が主なものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、町長の補足説明を申し上げます。

補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成24年度決算が確定いたしまして、実質収支額が22万5,479円となりました。これを平成25年度の繰越金として歳入額を補正するものです。

補正予算書の2ページの第1表をごらんいただきたいと思います。

第3款の繰越金の既決予算ですが、30万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が22万5,479円になったことから、7万5,000円の減額をい

たしまして22万5,000円に補正をお願いするものでございます。

歳出につきましても歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、給食用食材料費を7万5,000円減額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第25 議案第51号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第25、議案第51号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第51号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,276万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、歳出で、第1款下水道費におきまして、第1目総務管理費と第3目建設費で計64万9,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。歳入では、歳入歳出差し引きによります一般会計からの繰入金64万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第26 議案第52号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長（近藤 保君） 日程第26、議案第52号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第52号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,608万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,370万2,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

歳入の部、8ページをごらんください。

前期高齢者交付金1億2,083万1,000円の増額補正です。

次に、繰越金ですが、前年度から4,525万9,000円の繰越金がありました。

支出の部に移ります。9ページをごらんください。

総務費の一般管理費13万円の減額補正でございます。

次に、保険給付費は一般と退職被保険者療養給付費8,747万6,000円の増額補正です。療養給付費の支出を維持するためのものがございます。

保険給付費の高額療養費についても一般と退職について合わせて10ページに移ります。2,443万2,000円の増額補正です。高額療養費の支出維持のためのものござい

ます。

続きまして、後期高齢者支援金等でございます。事務費と合わせて3,363万5,000円の増額です。

前期高齢者納付金等でございますが、38万4,000円の減額。

11ページに移ります。

老人保健拠出金ですが4,000円の減額です。

介護納付金1,447万6,000円の増額です。それぞれ社会保険診療報酬支払い基金から、いわゆる支払い基金ですけれども、決定した通知でございます。

諸支出金につきましては、658万7,000円の増額補正です。前年度より多く受け取った分につきましてはの償還金でございます。療養給付費交付金償還金につきましても342万4,344円で国庫支出金の償還金でございます。療養給付費負担金等返還分が316万1,193円で、合わせて658万5,537円です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 8ページでございますけれども、6款1項1目の前期高齢者交付金ということで1億2,000万円の増額補正になっておりますけれども、これはあれですか、当初予算のときのこれはあれですか、見積もり違いということなのですか。随分額が大きいですが、じゃあ当初で見込めなかった理由は何だったのか。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 小池議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、前年度の部分の当初予算の部分を当初計上させていただきました。これにつきましては、前期高齢者の部分になるわけでございますが、過去2年部分と同年度の概算の部分を決定した額が今年度の交付決定額になります。これにつきましては、今回交付決定額が決まりましたので、今回これで計上をさせていただきました。見積もりのほうにつきましてはなかなか難しい部分がございますので、先ほど申し上げましたとおり、前々年度の24年度の当初の額を計上させていただいたというような状況でございます。

以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） だから、予算というのは、やはり適切にやはりそれは最大限、そのさまざまなものを見込んでその予算を立てるといえるのか、それが基本なんです。この中で、額にしても割合にしても随分大きいわけなんです。大きいわけ。だから、これは24年度と同じに見積もったという話なんですけれども、大体その額ってつかめてくるんですよね。こんなに私は大きく、だから考え方として、交付決定されてきたら、その後で乗っければいいやという考えじゃなくて、やはり最大限その全て予算というのはありとあらゆることから見込んで予算計上するというのが正しいんですよね。だから、そういう中で、ちょっと見込みが甘かったのかなというような回答が出てくればいいのですけれども、そこを言わないで24年度のとおりやりましたと。それじゃやはりいけないので、それと次に、その経験が次の年度に生きていかないということもありましたし、皆さんも記憶の中にあるかと思いますが、何年か前には、やはりその会計の、皆さんの考えのちょっとした勘違いとは言えないんですよ。大きな額がね、ちょっとその問題になって大変なことになったことというのは記憶にあると思うんですよ。そういうことを繰り返さないためにも、しっかりとした見積もりをしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます。精査をした中で予算のほうを計上していきたいと思っております。今回これだけの差が出たということにつきましては、昨年度の部分について後半に残り、3月補正の部分を策定後に、急激にその給付費のほうが増えました。そういった部分が今回反映された部分というものもあるのだと思っておりますが、これに関しましては、また精査をした中で予算組みのほうをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第27 議案第53号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（近藤 保君） 日程第27、議案第53号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第53号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,880万2,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の主な内容につきましては、歳出で第1款農業集落排水事業費の第1目総務管理費におきまして、人事異動に伴います人件費255万9,000円の減額をお願いするものでございます。これによりまして、歳入では歳入歳出差し引きによる一般会計からの繰入金255万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第28 議案第54号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第28、議案第54号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第54号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

の提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,457万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,943万5,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

歳入の部、7ページをごらんください。

保険料の第1号保険者保険料を3万9,000円を増額補正です。

次に、支払基金交付金の243万8,000円を増額補正です。24年度の精算により介護給付費交付金が追加交付されたものでございます。

財産収入は、利子及び配当金を4万円増額補正です。

繰入金は、一般事務繰入金を9,000円増額補正です。

8ページに移ります。

繰越金ですが、前年度の繰り越しが1,187万7,000円になりました。

諸収入は16万8,000円を増額補正です。24年度の審査会共同設置負担金の精算のものでございます。

9ページをごらんください。

支出の部になります。

総務費の一般管理費9,000円を増額補正です。

次に、基金積立金の介護給付費準備基金1,053万4,000円を増額補正です。歳入の支払基金交付金の補正分と繰越金の一部を計上したものでございます。

続きまして、諸支出金の第1号被保険者還付金18万4,000円です。これは亡くなった方の還付金でございます。

償還金が、国庫支出金等過年度返還金367万5,000円です。

10ページに移ります。

繰出金の16万8,000円は、歳入、諸収入24年度審査会負担の精算部分を一般会計へ戻すものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第29 議案第55号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長（近藤 保君） 日程第29、議案第55号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第55号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,401万5,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させます。ご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

歳入の部、繰越金326万1,000円の補正は、24年度の事業繰越金でございます。

7ページに移ります。

歳出の部に参ります。

後期高齢者医療広域連合納付金326万1,000円の増額補正です。保険料等の負担金です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第30 議案第56号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(近藤 保君) 日程第30、議案第56号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 提案申し上げます。

議案第56号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出におきましては、支出で4万1,000円の増額補正、また資本的収入及び支出におきましては、支出で1万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(近藤 保君) 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長(富岡輝明君) それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出におきまして、支出第1款水道事業費用第1項営業費用で4万1,000円の増額補正をお願いし、また資本的収入及び支出におきましては、支出で第1款資本的支出第1項建設改良費におきまして1万1,000円の増額補正をお願いするものです。これはいずれも人件費の増額によるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第31 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長(近藤 保君) 日程第31、同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について。

吉岡町教育委員会の委員が9月30日をもって任期満了になるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求める委員は竹内邦夫氏でございます。同氏は、昭和33年11月8日生まれの54歳、住所は、吉岡町大久保3347番地の8です。同氏は、昭和52年3月、前橋高等学校を卒業後、群馬大学医学部に入学し、卒業後、昭和60年に医師国家試験に合格し、群馬大学附属病院第一外科に入局をいたしました。多くの患者の診察に向き合い、この間、利根中央病院、県立小児医療センター、原町赤十字病院、大宮赤十字病院の関連病院へ出向され、平成17年には医学博士を取得し、平成22年に退局をされました。群馬大学附属病院退局後は、首都圏郵政健康管理センターの前橋分室に産業医として勤務され、社員の健康相談に応じ、昨年からは同所の主任医長として活躍されています。

なお、吉岡町竹内小児医院は、地域の医療に貢献していただいていることはもちろんのこと、病後児保育にもご協力をいただいているところでもあります。

本人は知識も豊富で同級生からの信頼も厚く、また教育にも大変熱心であり、人格は高潔で教育委員としてふさわしい人です。ぜひ同意をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号は、総務委員会に付託します。

### 日程第32 発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書

議 長（近藤 保君） 日程第32、発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

発議者に提案理由の説明を求めます。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

1 0 番（小池春雄君） ただいま議題になっております発議第3号について説明いたします。

これにおきましては、発議第3号、平成25年9月4日。吉岡町議会、近藤 保様。提出者、小池春雄。賛成議員、飯島 衛。

道州制導入に断固反対する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条2項及び吉岡町会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提出の理由についてであります。

この発議提案の理由は、この発議は添付の意見書に記載してあるとおり、平成20年の全国町村議会議長会において、総意に基づき、道州制の導入には反対の緊急声明を行っております。昨年誕生した安倍政権は、今国会に道州制推進基本法を提出しようとしております。道州制の必要性も内容もうやむやのまま、その大枠を確立しようとしている。地域の実態や住民の意向をかいま見ることなく市町村の再編を強いることになれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの市町村の自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながることになる。道州制の実態も見えないまま、道州制が導入されかねないと強く懸念されることでもあります。

よって、意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、総務大臣道州制担当大臣宛てに意見書を提出をするものであります。

以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第3号は、総務常任委員会に付託します。

### 日程第33 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

議長（近藤 保君） 日程第33、議長報告を行います。

ただいま、請願1件、陳情1件を受理しています。

請願第5号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について、紹介議員である齋木輝彦議員より趣旨説明をお願いします。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君登壇〕

1 4 番（齋木輝彦君） この請願は毎年出されているわけですがけれども、目的が達成できていない

ために本年度もさせていただきます。

請願書。

吉岡町議会議長、近藤 保様。

請願者、住所、渋川市石原1629-1、群馬県教職員組合北群馬支部長、小林祐司。

紹介議員、齋木輝彦。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

請願趣旨・理由。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

教育には多額の人件費が必要とされます。例えば、日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかですが、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。

また、社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応も課題となっております。いじめ、不登校生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

このような中で、群馬県を含む地方自治体が独自に実施している小人数学級の指導は高く評価されています。この自治体の取り組みを安定的に支えるためにも、現在人件費に充てられている義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することが必要です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2014年度政府予算編成において下記事項が実現される

よう、地方自治法99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を要請いたします。

#### 記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

参考として、欄に日本の1学級当たりの児童生徒数、小学校では27.9人、中学校では32.8人、OECD平均では、小学校21.3人、中学校23.3人となっています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。

齋木議員、ご苦労さまでした。

請願第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、陳情第3号「社会の支え手」を実践するシルバー人材センターへの支援の要望は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

#### 散 会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後6時43分散会



## 平成25年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

平成25年9月11日（水曜日）

### 議事日程 第2号

平成25年9月11日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 議案書関連資料の一部訂正及び一部削除について

日程第 2 一般質問（別紙一般質問表による）

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小淵莊作君	町民生活課長	守田肇君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	竹内智君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

## 開 議

午前9時00分開議

議 長（近藤 保君） おはようございます。

今議会は、一般質問の日程を2日間としました。

本日は一般質問の第1日目です。

本日の出席議員は16名でございます。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第2号により会議を進めます。

### 日程第1 議案書関連資料の一部訂正及び一部削除について

議 長（近藤 保君） 日程第1、議案書関連資料の一部訂正及び一部削除についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得まして、手元に配付してあります正誤表のとおり、議案書関連資料に誤りがありましたので、訂正及び削除することをご了承お願いをいたします。

詳細については、総務政策課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） お手元に配付してあります正誤表をごらんください。

訂正箇所は4カ所あります。

まず、1ページ、平成24年度吉岡町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について訂正をお願いいたします。

箇所は、（8）後期高齢者医療事業特別会計の3段目、「不能欠損額」の下線部「不能」の字が誤っていましたので、正しい字の「不納」に訂正をお願いいたします。

次に、平成24年度決算参考資料（資料番号8）で、決算前年度対比表（一般会計）歳出の2ページ、6款1項7節湯水対策施設維持管理費、翌年度繰越額に「2,122万3,000円」と記入してありますが、この数値を削除していただきたいと思ひます。

3点目に、正誤表の裏面2ページで、同じく資料番号8、決算前年度対比表（一般会計）歳出合計、翌年度繰越額で「1億9,996万8,000円」を「2億6,783万3,000円」に訂正をお願いいたします。

4点目ですが、平成24年度決算参考資料（資料番号10）、主要事業決算状況一覧表

の15ページ、区分の2行目5列の説明欄、「吉岡町は相馬原演習場の」から「緊急時の避難場所、」までの下線部を削除し、「災害時には」から「公園を整備する。」に訂正をしてください。

以上です。後ほど本書の訂正をお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。

お諮りします。

議案書関連資料の一部訂正及び一部削除について、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、本案は了承することに決しました。

## 日程第2 一般質問

議長（近藤 保君） 日程第2、一般質問を行います。

13番神宮 隆議員を指名いたします。神宮議員。

〔13番 神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 13番神宮です。通告に基づきまして一般質問を行います。

今回、少し質問を多くいたしましたので、簡明なご答弁でお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1番の吉岡町の人口増加と職員の事務負担状況でございます。

新聞によりますと、ことし3月、厚生労働省の人口問題研究所は、2040年、平成52年になると思います、群馬県の人口が、2010年の国勢調査と比べて37万8,000人余り少ない162万9,970人ということで公表されました。県内では2040年の人口は、2010年と比べ、吉岡を除き全市町村で減少するということでございます。唯一増加する吉岡町は2万2,768人と、2010年から2,966人増加し、北関東3県では最高の増加率と言われております。高齢化率も2010年と比べ36.6%と、

13%も県下は高くなります。吉岡町も29.3%と、10ポイント近く上がります。それでも県下から見ると最も少ないということです。また、年少人口についても、14歳以下の人口についても、県平均が10%になってしまうと。吉岡町の人口に対して13%と、県内でも若い人が非常に多いということを予測しております。

平成23年3月に制定しました第5次吉岡町総合計画の将来人口では、平成32年、2020年になりますけれども、推定では人口2万1,847人になり、高齢化率も27%、年少人口も13.6%と推計しています。22年10月の国勢調査では、町の人口は1万9,802人、10年間で2,045人増加するとしております。

今後、町の人口の経年ごとの増加はどのように予想しておりますか。人口増加状況を維持継続していくためにはどんな対策を考えておられますか。町の人口の経年ごとの増加、それから人口増加の維持継続していくための対策についてお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 改めまして、おはようございます。きょうから2日間、4人の議員さんより質問をいただくわけでございます。また、精いっぱい答弁をさせていただきます。その中には、何人かの議員さんから質問をいただいている経過がございますので、重複する部分があるかと思えますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、答弁させていただきます。

第5次総合計画では、平成32年、2万1,847人を予想し、目標人口を2万2,000人としています。将来人口の予測は増加傾向が続くと想定されますが、人口減少社会の影響と流入人口の変化が今後どう変化するかでないかと思っております。

将来に負担をふやさない、秩序あるまちづくりが求められるところですが、新たな住宅地の供給がどこでどれくらい発生するかは、なかなか想定しがたいものでもあります。

吉岡町の人口増加現象は、自然増によるものではなく、土地利用の変化や土地所有者の意向に大きく左右されるものと要因が考えられます。この現象を政策的に操作することは難しいのではないかと思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） そうすると、今後の経年ごとの、32年までの推計しましたこと、この辺の推計というのですか、吉岡の人口増加の推計というのはどんなふう考えておるか。この点についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長より答弁させます。

議 長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 人口の経年ごとの増加ですけれども、これは非常に予測しがたい数値かなというふうに思っております。といいますのは、予測人口では、国勢調査の人口をもとにされているものでありまして、昨年、例えば1年後、2年後、3年後といった各年での基礎的な数値が当初の予測の数値と一致しておりませんので、それを比較することは非常に困難ではないかなというふうに思っております。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 特に、今回については、町のほうの推計ですと、平成32年については2,045人ふえるということなのですけれども、この点について厚生労働省の人口推計との差、これについて格差があるような感じもするのですけれども、この辺の推計については、この推計値の差、どのようにお考えですか。

議 長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 総合計画策定の人口予測では、5年に1度行われる国勢調査の数値を用いております。また、人口問題研究所の推計人口も国勢調査の数値が基本となっております。次回の国勢調査は平成27年で、速報値・確定値は翌年になります。したがって、単純には比較できないのではないかなというふうに考えております。

毎年求められる数値は、住民基本台帳の数値ですので、これも昨年外国人登録が加わりましたので、当初の推計とは比較してもどうかなというふうに思っております。

ただ、平成22年を100とした場合の伸び率で考えますと、住民基本台帳数値では103.82になります。人口問題研究所の数値では103.34と、推計に大きな開きはないように思っております。現在のところ、そういうふうに人口推計を見ているところでございます。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 町の推計でいきますと、32年、2020年は20年間、32年以降、厚生労働省の推計でいきますと、2040年まで20年間に、そのころになると20年間で921人しかふえないという推計が出ております。大分人口の減少というのが厳しくなってくるのではないかなというふうな感じで、吉岡の増加もこの辺で大分勢いはなくなるんじゃないかと心配しておるところでございます。

ところで、本年6月の末の人口が2,169人、一般職員の数110人、これは教育長を除いてありますが、というふうに聞いております。職員1人当たりの町民人口は183人と、平成20年より4人増加しております。これまでにどのような対策をとってきましたか。この人口増加に対する事務負担の対応はどのように対応していくつもりでございますか。

それと、県内の類似町村の職員1人当たりの人口、事務負担はどのようになっているか。その点についてお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件についても総務政策課長より答弁させます。

県内の類似町村の職員1人当たりということでもよろしいでしょうか。その件に関しましても、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 数だけの増加に対しましては、機械的に処理できますので、事務負担とは感じていませんけれども、質は高度化してまいります。専門的な知識を要求されることがふえているというふうに感じております。経験だけでは対応できませんので、知識の向上が求められるところです。案件によっては、上位機関に相談するとか、専門としている業者に依頼することなどが多くなってきております。

今後、町や町村会が主催する職員の研修に参加できるよう努め、職員一人一人のスキルを一層高めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

また、県内類似団体の職員1人当たりの事務負担でございますけれども、吉岡町は、平成24年4月1日現在で、全国類似団体79団体のうち、人口1万人当たりの職員数は、普通会計で44.52人と全国で最も少ない団体でございます。県内では、中之条町が113.82人と全国で69位、東吾妻町が114.52人と全国70位となっております。

吉岡町は、平成25年4月1日現在では、人口が2万人を超えていますから、この類似団体が変わります。前年の類似団体に当てはめると43.73人で、141団体中、全国で5番目に少ない団体に相当いたします。県内では、玉村町が人口1万人当たり59.02人で40位、みなかみ町は117.04人で137位です。

類似団体は違いますけれども、榛東村は56.66人、邑楽町は65.47人というふうになっております。

したがって、吉岡町の職員数は全国でもかなり低い値だということが言えるかというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 全国、県内でも最も事務負担が大きいということでございまして、全国でもそういう高い位置にあると。今回も決算関係を見させてもらいましたけれども、大変時間外の手当、これが大変多くなっております。こういうあれで88人が超過勤務、1,446万円ということで時間外、超過勤務が多くなると見受けられております。非常に問題なのが、やはり健康問題であると思います。こういうことでありますので、その辺のところをよく把握して、不健康者を出さないようにご配慮いただきたいと思います。

それから、次に行きます。

町は、これまで総務省の事務次官通達で行政改革の推進の指針により集中改革プランの策定を義務づけられ、国家公務員並みに削減目標を立ててきておると聞いております。この指針については、現在でも変わっておりませんか。

それから、平成23年から27年までを推進期間とする地方分権時代に対応した基礎自治体として行政基盤の確立を推進するため、第2次吉岡町行政改革大綱を策定したとお聞きします。第1次の行政改革大綱とはどのように変わったのか、要点のみで結構ですからご教示をお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 国の「新地方行革指針」によりまして、「地方公共団体は、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画」、これを集中改革プランとしたわけです。

町では、集中改革プランを策定し、平成18年度から平成22年度までの5カ年までを推進期間としたものです。したがって、集中改革プランは、その期間は終わっております。

現在は、第2次行政改革大綱による行政改革を推進しているところでございます。

第2次行政改革大綱と第1次の大きな違いですけれども、第2次行政改革大綱では、目標の数値を定め、5カ年の実施計画を定めて実施しているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 次に行きたいと思います。

人口増加に対する職員の事務負担、これを補うためにやはり臨時職員をふやさなければならぬと思いますけれども、5年前、平成20年と比較して、その雇用状況と配置はどのようなになっているかお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

平成24年度中の臨時職員の数、まず総務政策課が3名、財務課が2名、健康福祉課が21名、会計が1名、教育委員会事務局が50名の計77名です。

特に、教育委員会事務局は臨時職員の雇用が多いですが、学校、給食センター、図書館など職種に応じた雇用とし、業務の内容が臨時職員であっても差し支えないところ、あるいは一時的な業務の対応に当たって、人件費の抑制を図って臨時職員を配置しています。本来ならば、正職員をふやせば臨時職員は減らせるのですが、臨時職員で対応しているところでもあります。

平成20年は計70人でしたので、余り変わりはない状況だと思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 当然事務負担が多くなってくれば、そういうあれになると思いますけれども、どうしても臨時職員ということになりますと、責任の度合いというのが大分正規職員と比べて、給与面もそうだし、勤務時間の問題もあるし、責任問題、そういう点もあろうと思いますので、どうしても負担が大変だということならば、正規職員の増員等も検討願いたいと思います。

それから、次に行きます。

平成18年に現在の役場の体制、9課18室、23施設で管理ということで運営してきておりますけれども、事務効率の効率化のために、組織機構を改革して効率を図ったところはございますか。この点についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員がおっしゃるとおり、平成19年度に機構改革を行いました。その結果、今、年を重ねたわけではありますが、問題が全くないわけではありません。当面は現在の組織体制で行きたいと考えております。組織を変えることに頼らず、業務の分担を限られた職員数の中で工夫し、調整していきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） 大変職員の少ない中で、課によっては大分仕事の担当量がふえているようで、特に管理職は大変だと思いますけれども、ぜひ町民サービスの低下を招かないように今後も行政改革に取り組んでいただきたいと思います。

次に、第2番目の質問に入ります。職員の勤務意欲の高揚対策でございます。

町役場職員については、町民の福祉の増進を目的に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しておられます。必要最少限度の職員で担当業務を効率的かつ適正に推進していくためには、優秀な多様な人材の確保をしなければならないと思います。そして、職員の勤務意欲、士気の高揚、いわゆるやる気ですね、こういうものがなければ、効率的かつ適正な業務推進は図れないと思います。やる気があれば知識をどんどん吸収しようともしますし、訓練を積み重ねて技能を磨こうとします。職員の勤務意欲の高揚、士気の高揚方策、やる気をどのようなことで図っているのか、お伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

職員の勤務意欲が低下しないよう、職場環境の改善や適材適所の人事異動による刷新など対応しております。私は、職員は一労働者だと思っております。適正な給与の支給も職員のモチベーションを維持する大きな要因ではないかと思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） 私が考えるには、職員の勤務意欲の向上方策としては、正しい褒め方があると思います。また、正しい注意の仕方ももちろん必要ですけれども、どんな人でも褒められればうれしいものであります。褒めてもらいたい、心の底では願っているものと思います。褒めることは職員の心を奮い立たせる。また、いたずらに罰に重点を置けば、職員はこれを恐れて積極的な仕事をしなくなり、創意工夫の力が失われていくと思います。よい考え、成果には褒賞してやれば、仕事に対する積極性や創意を伸ばすことができます。人の知恵を生かすには、生かす知恵こそ最大の知恵であると言われております。

町長は職員の知恵を十分に尊重し、仕事についての建設的な意見は大いに奨励し活用していくべきだと思います。職員の仕事に対する創意工夫などの提案制度はございますか。効果的提案と仕事の功労に対して褒賞制度はあるのか。その点についてお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私は、職員は常に改革意識を持っていますので、その都度考えて業務に取り組んでいただいていると思っております。今、褒賞制度があるかということですが

も、今現在はございません。また、褒賞制度をこれからも考えていくつもりはありません。あるなしにかかわらず、職員は積極的に職務を遂行していると思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 私も昔公務員だったわけですがけれども、いろいろその職員の勤務意欲向上のために、提案制度というのがあった記憶があります。それぞれの思いついたことを提案をして、提案委員会で検討して、これは生かせる、これは無理だというようなことでやってきたことがあります。下意上達のシステム、こういうものが、上意下達というのは、これは当然命令ですからありますけれども、下意上達の方法というのはどんなシステムで今とっておられるか、その辺についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長に答弁させます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 特に提案制度ということはありませんけれども、職員が職務に専念している中で気がついたこと、あるいはここはこう変えていくべきであるというようなことが感じられれば、その都度決裁を受けて新しい制度に変えていく、新しい方法を見出していく、そういう努力を職員はしているつもりでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 風通しのいい、そういう下からの意見についても、できる、できないは別にして、聞いてやるということは必要ではないかと。

次に行きます。

そういうことで、最近、全国、県内でも公務員の規律違反が多いということです。これは市町村職員に限らず、県職員に限らず多いと。この間の新聞では41歳の県庁職員が電車内で女性のスカートの中を盗撮して3カ月の停職になったとか、県庁の40代の男性主任が無車検の乗用車で運転して事故を起こして4人がけがしたと。川場村でも酒気帯び運転、それから板倉でも男性課長補佐が正式な契約を結ばず無断で工事発注したということで処分を受けておると。公務員全体で警察官にも教職員にも大変規律違反が見られると。

職員に対する規律違反、吉岡町では職員服務規程というのがあると思いますけれども、どのようにして徹底しているのか、この点についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましても、総務政策課長より答弁させます。

議 長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） まず、職員が公務員としての自覚をしっかり持つということが第一ではないかなというふうに思っています。服務規律の厳守は当然のことですけれども、各所属長を通じまして、今後も指導を徹底していきたいというふうに思っております。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） ぜひその辺のところは、吉岡は割合にそういう規律違反が少ないというような感じはしておりますけれども、ぜひ勤務規律保持をお願いしたいと思います。

次に行きます。3番目の地方公務員の給与の引き下げ問題でございます。

本年6月議会で、吉岡町の特別職の給与月額を7月から来年3月まで9カ月間、町長が15%、副町長は10%、教育長は10%減額して支給することとなりました。今回、議会の冒頭の挨拶の中や新聞では、一般職の給与の引き下げは行わない方針としたということで、前回については、教職員組合と協議して決定するというようなお話でございましたけれども、今回こういうことになったいきさつ、今回の給与の削減、一般職員はなぜ給与削減を行わなかったか。この点についてお伺いいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁をさせていただきます。

議会開会日の冒頭に申し上げたところですが、職員の給与削減問題については、職員組合と協議を重ね検討してきたところでございます。吉岡町は、全国類似団体の中では日本一少ない職員数で頑張っていることはよくご承知だと思っております。努力をしていることは十分理解していますが、さらに経費削減に努めるよう求めてきました。

その結果、職員の福利厚生費1人当たり年額6,000円の補助金を廃止し、なお時間外勤務の削減、事務経費の削減等、住民サービスを低下させることなく経費の削減に努力することで合意をいたしました。また、職員組合では、再利用可能な資源の回収に積極的に取り組んでいく姿勢も示していただきました。したがって、職員の給与削減は見送ることに決めたとところでございます。

この文面は開会日に申し上げたとおりだと思っております。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） 新聞なんかにあります、大分地方交付税の減額が1,500万円に上ると  
いうようなことで、そういう点もありますし、職員1人当たり年間6,000円の福利厚  
生費の廃止ということなのですけれども、福利厚生費、これはどんな内容、今回、毎年予  
算で計上されておりますけれども、年間6,000円の福利厚生費、これはどんな内容の  
ものを削減するということですか。

それと、これを特に、福利厚生費ですから、勤務意欲の向上のための費用だと思うので  
すけれども、これを削減して職員の士気に影響はないかどうか。この辺についてお伺いし  
たいと思います。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私は、福利厚生費、組合と相談しながら6,000円の年額補助金を廃止  
していただくということには、福利厚生に被害はないと思っております。

また、その詳細につきましては、総務政策課長より答弁させます。

議 長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） この福利厚生費でございますけれども、これは全体の福利厚生費の中  
には、人間ドックの補助ですとか、そういった福利厚生費もあるわけですけれども、そう  
いうものではなくて、年額にして1人6,000円当たりを補助をしております。それは  
健康増進費、あるいは家族慰安といったところに使用するという目的で支出をしておいま  
したけれども、これを廃止するという事で合意したわけでございます。この合意に、廃  
止に当たりましては、先ほど申しました時間外勤務を削減し、職員にはノー残業デーを、  
月に2日やっていたノー残業デーですが、これを毎週に拡大をしていると。そして、ノー  
残業デーには早く帰って家族サービス、あるいは健康増進、スポーツ、運動と、リフレッ  
シュをして職務に臨むようにということで、このノー残業デーの拡大も決定をしたところ  
でございます。

したがいまして、この福利厚生費の年額6,000円が廃止されても、ほかの点で職員  
には健康増進に努力して欲しいというふうに思っております。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） 榛東村も、一般職員、議員も削減して、大泉も玉村も皆、職員、議員も削  
減しているということなのですけれども、大変、吉岡町はそういう事務負担が多いと。し  
かし、ラスパイレスといくと104.4%ということですから、現在国より上回っている  
わけですけれども、こういうような点を見て、国、県が、地方交付税の減額だとか、そう

ということで割合に財政的に有利な吉岡がそういうことをやるということは、国、県からのそういう何ていうのですかね、不利益、そういうものが十分に考えられると思いますけれども、その点については、地方交付税1,500万円が減額というようなことになりますけれども、その点についてはどのように考えているか。

また、一般職員について、そのように減額しない県内のあれは。上野村と甘楽町はラスパイレスが低いということで削減を見送るということは聞いていますけれども、一般職員、特別職だけではなくて一般職員はやらないという市町村はございますか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、いわゆるこの、今議員が申し上げたことがちょっと私には意味がわからないのですけれども、しなかったのがいいのかな、したほうがいいのかなというようなことだと思うのですけれども、先ほどから申し上げているとおり、我が吉岡町は、こういった類似団体であるということの一つの原点として、もう黙っていても国から来る補助金は下げてきられます。早く言えば1,500万円はもう切ってこの町に来ると。ですから、私の考えたのは、いわゆる町民に迷惑がかからない、そして組合がいわゆる納得をしてくれて、いわゆるこうすることで7月から来年の3月まで一時的に物事を考えるのではなく、長い目で見て物事を考えていったほうが、この吉岡町の得策になるのではないかとということを私は判断いたしました。

ですから、国のほうから罰則を受ける、県から罰則を受けるというようなことは、私はないと思っております。もう既に1,500万円という罰則は受けております。そういうことの中においては、これ以上の罰則はないと私は思っております。

ですから、町民に迷惑をかけない、そしてまた長い目で見たときに、この吉岡町を考えたときに、こういった得策はいいのではないかとということを私は思って、この組合との話し合いに応じたということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 本当に私としても、非常に、要は町全体としてしないほうがいいのか、したほうがいいのか、そのメリットの差だというふうにやはり考えて、町長はそのように判断して町のためにしなかったということならば、それでもいいのでしょうかけれども、東日本大震災ではなかなか復興がおくれているようなことではございますけれども、私としても東日本大震災のことを考えると、非常になかなか迷うところではございました。私としてもそのあれで支援はこれからもしていきたいと思っておりますし、町のほうの不利にならないように、町長としても対応をお願いしたいと思っております。

次に行きます。時間が押してきております。都市計画道路の早期開通要望です。

昨年8月、下野田自治会長から都市計画道路大久保上野田線の早期開通要望の陳情が提出され、同年9月議会で採択しました。その後、同年12月議会で南雲議員や6月の宇都宮議員、昨年も小池議員などから、町の取り組み状況について一般質問がありました。

町長は、県道事業として早期に着手していただくよう機会あるごとに県のほうへ言っておられるということですが、知事は、県の2路線事業が終了しない、渋川バイパスだの南新井前橋線の事業完結がないと整備、吉岡、榛東、渋川だけに金かけるわけにいかないということなのだと思いますが、この都市計画道路大久保上野田線の開通予想、難しいと思うのでしょうか、どのように予想しておりますか。この点についてお伺いしたい。吉岡商工会もこの間要望が出てきたように、たしか望んでおるとは思いますけれども、よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

ご質問の都市計画道路大久保上野田線、通称吉岡バイパスの延伸整備の計画については、過去に多くの議員さんから町の取り組み姿勢を問われています。神宮議員さんからも、平成23年第1回定例会でこの件に関してご質問をいただいております。

町では都市計画道路の整備を推進していますが、とりわけ吉岡バイパスの延伸は、交通の利便性・安全性の著しい向上と地域の発展に大きな影響を与えていることは再三再四申し上げているところでございます。そして、要望活動を今までも知事を交えての意見交換等でしてまいりましたが、整備計画の見通しは見えていないのが現状であります。

本路線は都市計画決定済みの路線であり、ぜひ県道事業で整備していただきたいと考えていますが、現在、吉岡町内において県事業で高渋バイパスの3期工区、並びに南新井前橋線の2期工区を進めていただいております。当面、この2路線の整備推進を図ってまいりたいと思っておりますが、進捗状況を見ながら、吉岡バイパスの延伸整備を推進してまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひ県のほうへ強く申し込んでいただきたいと思っております。

次に行きます。

きょうの新聞で出ておりましたのですが、上武国道が平成28年に全線開通になるという新聞記事がありました。さきに開通した町道で漆原南原線の17号からつながるサントリー南のところの半田南線から今度その都市計画道路大久保上野田線までの接続見

通し、これはどう考えておりますか。もう28年に開通すると。サントリー西の川久保踏切が狭くて、乗用車が1台、2メートルぐらいしかなくて通れなくて、時によっては交互に混んで並んでいることがあります。脱輪するおそれもあります。渋川・半田地内ですが、吉岡町民も多く利用しております。渋川JRに川久保線の踏切、こういうところの拡張も要望できないか。この点について伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ご質問の半田南線ではありますが、これはご承知のとおり、渋川市の都市計画道路ではありますが、この本計画路線はJR上越線と立体交差が生じてくるわけでございます。それはアンダーになるかオーバーになるかはまだ未定ではありますが、いずれにせよ、吉岡バイパスの整備計画、特にこの縦断の計画に大きな影響を与えることは間違いないと考えております。そして、半田南線と吉岡バイパスを接続させる交通体系を構築することは、当然必要不可欠であると考えております。そして、接続してこそ交通施設としての機能や地域の発展に最大限の事業効果を発揮するものと考えております。

渋川市さんのほうは、半田南線の事業の見通しは、今のところ具体的にはないとのことではありますが、事業の計画に当たりましては、当然、吉岡町、渋川市が連携することはもちろんであります。さらに広域的にも働きかけをしまして推進していかなければならないと考えております。

また、ご指摘の踏切でございますが、この踏切につきましては渋川地域でありまして、拡幅改良のJR協議が生じてくるわけでございますが、道路管理者である渋川市さんになると考えております。その中でこういった現踏切の拡幅改良などについては、非常にハードルのほうは高いと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） たしか上越線をアンダーでもオーバーでも、大変これはもう20年ぐらいかからなきゃなかなかできない。拡幅ならばそんなに時間がかからないと思いますので、ぜひ渋川市、JRに要望していただきたいと思います。

それから、次に行きます。

下野田中部地区においては、八木原方面に向かう町道原・森下線から県道高崎渋川線と

連結する広い道路がありません。都市計画道路となっておりますが、これは大変狭い町道となつて渋高線、県道に出る。さきの議会でも町長は、交通の利便性・安全性を確保するために県道高崎渋川線まで拡幅整備することを町独自で検討したい、また平成23年3月議会でも、地域懇談会でも地元からの要望が来ているので、関係者の協力が得られるならば、当面生活道路として整備を検討したいということでお答えになっております。下野田地区でも大変この県道に出るのに広い道路がなくて困っております。ぜひ下野田も期待しておりますし、特にこの都市計画道路については下野田のみならず、吉岡のこれからの発展に大きな影響が出てくる一番中心の都市計画道路ではないかというふうに思っております。その点についてぜひ地元要望についての、渋高線までの延伸についてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

町道原・森下線から旧県道高崎渋川線までの拡幅整備についても、平成23年第1回定例会で、整備計画についてのご質問をいただいております。

私は「拡幅については、地元関係者のご要望をいただいているところであり、関係者の協力が得られるならば、都市計画路線となっているが、当面生活道路として整備することも検討したいと考えている」と答弁させていただきました。

事業実施に際して、関係者のご協力をお願いするわけですが、特に地域住民の皆様が主に利用する道路の拡幅を初めとする地域の生活に密着した事業については、関係者全員の協力が必要不可欠であると考えています。

ご質問の件については、町道拡幅について関係者の協力・同意を得られていると聞いていますので、今回の補正で、本路線の測量調査費を計上させていただきます。

関係者の協力・同意が得られているとのことですので、今後、用地買収、本工事を進めてまいりたいと思っておりますが、地元のご協力をお願いをするところでもあります。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 大変補正での予算計上、ぜひよろしくお願いしたいと思います。昨年、見城10号線の狭い道路を町で拡幅していただきました。下野田などは救急車も通れるようになったということで、周りの人は大変感謝しております。ぜひともこの下野田地区の、これをやっている、割合に下野田は、今回そういうことを据えつけてもらって拡幅整備していただけるのですけれども、整備率が低いというように考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に行きます。5番、振り込め詐欺の被害予防です。

ことし7月の8日午後2時ごろ、吉岡町、地名は挙げませんが、65歳の女性が長男と金融業者を装った男から97万円をだまし取られたという事件がありました。その前の日の午後5時ごろ、女性宅に長男を装う男から、風疹にかかって声がおかしい、携帯電話を洗濯しちゃったので壊れたので会社の携帯電話を使っていると電話があったということです。女性が8日に教えられた電話に電話すると、金融業者を装う男が、息子さんに100万円を貸しているんだと。代理返済という方法もあると告げて、女性は指定された口座に現金97万円を振り込んだということです。

この女性は旧明治地区の女性ということなのですが、振り込め詐欺の発生は本当に全国的にも大分ふえているということで、ことしは去年より5割増し、被害額は7割増しということで、被害総額は107億円まで達しているということです。県内でも95件発生していると。渋川署管内でも5件発生していると。金を振り込もうとした人が、金融機関では防止に当たってそれを阻止した件数が87件、2億4,000万円もあるということです。

振り込め詐欺の中には、オレオレ詐欺だとか、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金詐欺というのがありますけれども、最近では、キャッシュカードを直接自宅に取りに来る、振り込ませない振り込め詐欺というのが大分ふえているということで、振り込め詐欺の8割がその現金受け取り型になっておると思います。

いろいろ町のほうでも、防犯協会を通じてそういう予防に努めておるとは思いますが、この振り込め詐欺にだまされないために、どんな被害予防対策を行っているかお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

予防啓発活動として、振り込め詐欺被害防止マニュアルのチラシを町民生活課カウンター前に配備し、配布をしております。吉岡町防犯委員会による啓発活動も実施をしております。毎月16日は県民防犯の日となっておりますから、この日に合わせて被害に遭わないよう啓発活動を実施しております。

吉岡町防犯委員会による啓発活動の平成24年度実績、平成25年度の実績については、町民生活課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） 最初に、平成24年度の実績ですが、啓発活動では4月17日、町内

金融機関及びカインズホーム前橋吉岡店で振り込め詐欺のチラシの配布、7月19日、道の駅よしおか温泉にて車上荒らし及び振り込め詐欺のチラシの配布、9月29日、両小学校運動会にて来場者に振り込め詐欺のチラシの配布、12月18日、町内金融機関及び道の駅よしおか温泉で車上荒らし及び振り込め詐欺のチラシの配布、明けて1月10日、110番の日に合わせてカインズホーム前橋吉岡店で振り込め詐欺のチラシの配布を、合わせまして計5回行っております。

25年度では、この4月の20日と6月の24日に、カインズホーム前橋吉岡店で振り込め詐欺のチラシの配布、7月19日、鬼が橋交差点で振り込め詐欺のチラシの配布を行っている現状です。

また、平成24年振り込め詐欺の件数で、群馬県内ですが56件、渋川警察署管内で3件ですが、吉岡町ではございませんでした。しかし、平成25年になって吉岡町で先ほど神宮議員さんご指摘のように1件発生しました。

後に、渋川警察署から振り込め詐欺防止講演会の要請がございまして、8月の24日に漆原東自治会で、健康ナンバーワンの研修後に渋川警察署生活安全課長による講話をいただきました。

また、今後は、各自治会で実施している福祉ネットワークの際に、防犯講話等を取り入れていく予定です。

以上が町民に対する詐欺予防の24年度の実績と25年度の現状です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 時間も押してきましたので急ぎたいと思います。振り込め詐欺の還付金詐欺については、やはり税務相談の役場職員をかたって、税金や保険料、医療費などを払い過ぎているということで、現金をだまし取るということが多くあります。こういうようなことで、そういう詐欺もあるんだということを役場職員にもよく徹底して、そういうようなあれは役場では行かないんだということをよく指導していただきたいと思います。

最後に、6番の役場西、県道高崎線の信号機設置の進捗状況でございます。

町役場から西方の高渋線に出る通り、県道渋高線に出る、大分交通事故が多い、8月末にもやはりそこで役場のほうから来た車と渋川方面から来た車がぶつかって大破した事故が発生したということを聞いておりますし、役場職員もそこで事故を惹起したということも、この間聞いております。

ここで下野田自治会からも要望が出ております。ここの信号機の設置、この進捗状況についてどのようになっているかお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。この件については、議員さんもお承知だと思いますので、簡単にさせていただきます。

これについては、最終的には平成25年10月15日以降に着工し、工期は1週間程度で完成する予定ということで聞いております。

また、この件に伴い、下野田の信号は同時に廃止される予定ということになっております。そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） その役場の撤去した後の青木写真館のところの安全対策、西から下ってき  
てのあれがいろいろ危険性が出てくるとは思いますけれども、この辺の安全対策はどのよう  
にお考えですか。

議 長（近藤 保君） 守田町民生活課長。簡潔にお願いします。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） 信号を撤去した後、まずは既設横断歩道3カ所、これも撤去させてい  
ただきます。それから、停止線2カ所、今度は設置をしまして、以上が警察にて対応する  
ということでありまして。それと、安全対策上、カーブミラーの設置を、これは考えており  
ます。これは3カ所になろうかと思っています。それと、ドットライン、点々のドットラ  
インを設置していくということでありまして。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 数多くの質問にご答弁ありがとうございました。以上で終わります。

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、神宮 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時30分といたします。

午前10時06分休憩

午前10時28分再開

議 長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議 長（近藤 保君） 9番石倉 實議員を指名します。石倉議員。

〔9番 石倉 實君登壇〕

9番（石倉 實君） 議長への通告に基づきまして、一般質問を行います。

問いの1といたしますか、第1問目の質問でございますが、駒寄川にJRの線路がかかっ

ています。鉄橋がかかっていますが、その西側に既に側道の橋がかかっています。その鉄橋の東側に橋をかけてほしいという提案でございます。

駒寄川にＪＲの線路が、漆原地区はご存じのとおり段差のある地区です。例えば駒寄小学校周辺では標高１６５メートル、漆原神社あたりでは１４８メートルと、その差は１５メートルから２０メートルぐらいのところになっています。このあたりの方が通勤や通学、子供の送り迎えなどで群馬総社駅を利用する場合、坂道の上下りや道路が狭かったり、安全面なり防犯上の問題等を考えると、なかなか便利なルートが思いつかないと思います。

しかし、ＪＲ上越線の線路だけは、この地区を段差なしで横断しています。ＪＲの線路にほとんど高低差がありませんから、線路の側道として道路を整備すれば、特に自転車などに適した道路ができ上がるのではないかとこのように考えるところでございます。

現在は橋はありませんけれども、歩行者や自転車で通学している子供たちのためにも、駒寄川にかかっているＪＲ上越線の線路上の側道に、上りの側道に橋をかけて、その南側にももちろん道路をつくって、瀬来までの、踏切までを新しくつくるということを提案するわけでございますので、その中で幾つか今の、現在の鉄橋の西側の、昔ですね、いつごろできたかわかりませんが、西側の側道の橋の除去なり、あるいは今後、あそこのところに橋をかけるというふうなことを町当局としては考えているかどうか。

いろいろとこの、というのは、昭和何年ごろだったのでしょかな、構造改善事業があって、道路だけは駒寄川までしっかりした道路ができております。もちろんつくただけで草ぼうぼうで、車さえ今は軽トラがやっと通るぐらいの状況でございますが、そういうふうなものを当時としてはあそこのところに橋をかけて向こうへ持っていこうというふうな話があったかどうか。その辺のところも含めてご回答していただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

駒寄川にかかっているＪＲ上越線の線路上り線側に橋を設けて、その南側にも道路を整備して、瀬来踏切までの道を新しくつくってはどうかというご質問だと思います。

ご質問の駒寄川を渡るＪＲ上越線に沿って、駒寄川に道路橋を架設し、あわせて南側に取りつけ町道を新設して整備したらどうかとのことでありますが、実現すれば、地域の生活の利便性は著しく向上すると考えています。しかしながら、河川法やＪＲの近接という高いハードルと、橋梁架設にも膨大な費用が予想され、整備は厳しいと考えています。

ＪＲ西側の町道に迂回していただくか、東側を上越線とほぼ並行して走る漆原総社線を利用していただきたいと考えています。

生活に身近な町道を初めとするインフラ整備の要望は多く寄せられているところであり  
ます。町としても厳しい予算ではありますが、緊急度や地域のバランスを考慮しながら、  
道路や水路などの整備を進めていますが、なかなか要望に追いつかないのが現状でありま  
すが、これからも「住みよい安全で便利なまち」を目指して努力していく所存でございま  
すので、ご理解を願いたいと思います。

議 長（近藤 保君） 石倉議員。

〔 9 番 石倉 實君発言〕

9 番（石倉 實君） ただいま町長が、河川法というふうに言われましたが、河川法というのは、  
我々素人にとってどの程度難しいか、どんなにか難しいかというのがわからないのですが、  
河川法さえ通れば、橋というものを要するに町としては検討する余地があるのですか。そ  
の河川法というのをひとつ教えてもらいたいのですが、なぜその駒寄川に橋をかけるとい  
うふうなことに對して、その河川法があるからだめなんだというふうな話なのですが、そ  
の辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 河川法ということですがけれども、この件につきましては担当課長より答弁  
させます。

議 長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 川に、河川法が適用された1級河川、そういったものに橋をかける場  
合、河川法があるからだめだということではないです。橋の計画がありますよ、それで河  
川法の協議をするわけですね。その河川法については、主に使われるのが河川区域内の協  
議ということで24条とか26条、これは工作物の関係なのですが、そういった協議と、  
あと河川法の保全区域、河川区域界から20メートルを保全区域と申しまして、そこの主  
に55条、24条、26条の協議が必要ということでありまして、その協議を経た中で許  
可になれば、当然橋はかけるということになるのですが、あくまでも河川法というのは河  
川を守るというその立場から定められておりますので、その辺の協議には時間を要する  
ということでございます。

議 長（近藤 保君） 石倉議員。

〔 9 番 石倉 實君発言〕

9 番（石倉 實君） 大体わかったような、わからないようなことですが、いずれにし  
ても、このことにつきましては、お金はありますよ、もう要するに許可が出たよというふ  
うなことであれば、これは問題なくできるわけですが、問題は橋をかけるための費用なり

効果なりというものが当然出てくるとは思います、その辺のところはまた後日、いろいろと私も反省しながら考えていきたいとします。

この駒寄川に渡ると、瀬来地区というふうな地区がございますが、近年、近隣市町村からの転入者等で、今では住宅の戸数で百数十戸ですかね、住宅地図で見ると大体そういうふうな戸数ができておまして、この地域から駒寄小学校に通学する子供たち、そして地域の皆さんの安全確保を図るためにも、あそこに橋があれば、わざわざ向こうの上越線に行かなくてもできるわけでございますので、検討していただきたいと、こういうふうに思います。橋がかかりまして、道路も整備されますと、この道路は上越線の上りの側道として多岐にわたり利用される主要道路としての役目を果たすものと思います。朝、瀬来地区の子供たちが狭い瀬来踏切を渡る光景を見たときに、誰しも安全であってほしいと思います。

これからもこの地区に限らず子供はふえていくと予想されております。未来の吉岡町を背負う子供たちの安全確保に努めるのも我々大人の仕事、役目でございます。これからもこのことにつきましては、橋をかけるということにつきましては、私は諦めず続けてまいりますので、町長、ひとつこれからもよろしくお願いたします。

続きまして、2のところ、問い2のところに移りますが、JRの上越線の東の道路に、大久保のJRの瀬来踏切のところを西から東に越えますと、すぐ向こうにJRの側道がございます。これはJRの側道というのだが、これは町の町道になっていると思います。これはやはり前にうちのと同じようなことであると思いますけれども、ここのところに2つほどのところを舗装の提案ということをするわけですが、長松寺の矢落観音というのがありますが、そこを入っていきますと、上ノ原1号線ですね。途中から道路は舗装になって、今度は左に行きますが、それを真っすぐ行くわけですね。そうしますと、そのまま駒寄川のほうへ行くときに、駒寄川のほうに先ほど私が橋をかけてくれと言った、そのところに梨屋踏切というのがあります。その梨屋踏切までの間というのは、もちろん道路はもうできているんですよ。メートルにすれば100メートル前後なんだろうかな、そのところはやはり草ぼうぼうで、もう軽トラが通るだけで人間が雨の日に通るときにはもちろんぬれちゃって通れません。そういう状況になっているので、そのところを、梨屋踏切を越えて向こうへ通学をする人、あるいは買い物で行く人、散歩に行く人というのは通っているんですね。

ですから、とりあえずその今の上ノ原1号線、100メートルぐらいのところを梨屋踏切までの間、要するに舗装にしていいただければ、要するに買い物で向こう方面に行く、自転車で行く、西の側道に行くといっても非常に便利になりますので、そういうふうなところをとりあえず道路舗装というふうなものが計画として組まれているかどうか。その辺の

ところをひとつまずお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 梨屋踏切というのですか、あのところは私も小さいときには利根川に釣りに行くときに通った覚えがございます。あそこから下へ下って坂をおりて吉岡のほうに出るところだと思っております。そういったところで、道路を初めとするものは、先ほどから申し上げておるのですけれども、今石倉議員さんが申されているようなところが町には何十カ所というようなところもあるかと思えます。

そういったことで、今石倉議員さんが一般質問でこのようなことで質問していただいているということですが、ご指摘の町道の舗装計画は今のところはありませんが、繰返し恐縮ではありますが、あの状況を見てみますと、これからあそこのところは開発されるのかなというように私はちょっと思っております。そういった面におきましては、開発されるような状況であるならば、いわゆる舗装もしなくてはならないのかなというようには思っておりますが、今の現状を見ると、ほとんどがあそこは農地と、周りはお百姓だということですが、開発によって今、家が徐々に駒寄川の近くのほうまでできているのかなというようにも思っております。

そういったことで、今のところは計画はございませんが、どうしてもしなくてはならないというような時点になりましたら、考えていきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

9番（石倉 實君） またそのときはよろしくお願ひしたいと思いますが、それともう一つ、先ほどちょっと言い落としてしまったのですが、その話はわかりました。それで、瀬来踏切を西側から越えて、要するにこの左、東の側道を行くと、町道、やはり70メートルから100メートルぐらい、要するに未舗装というか、草ぼうぼうで、要するに車が、人も通りません。もちろん自転車も通っていません。そういうところがあるのですが、あれだけ、なぜあの区間だけ、メートルにして、正確にはかっちはいませんが、およそ七、八十メートルかなというふうに見ていますが、そこはなぜ要するに残したのだから、やはりあそこのところは整備されれば、そこからすぐ、要するに上毛大橋もすぐ、上毛大橋も手前になりますね。なぜそこのところが残ったか。それをひとつお尋ねします。また、そこのところを舗装する計画があるかどうか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいま石倉議員さんが言われる箇所について、なぜあそこだけ抜い

たのかということでございますが、その辺の経過については、ちょっと私のほうはわからない状況でございます。その中で、先ほどの町長の答弁でもございましたとおり、この地区は最近開発等が進んでおります。そういった開発の状況や、また緊急度に応じまして、そういった舗装計画等も徐々にやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

9 番（石倉 實君） ぜひひとつ、そこだけすれば本当に、何というのかな、上毛大橋のところに行きたくても、非常に行きやすいわけですね。ですから、そこをひとつぜひ土俵に上げてもらって、ひとつ取り組みいただきたいと、こういうふうに思います。このところは、今のお話のところは、梨屋踏切のところ、通学等で、夜も買い物も行くだろうし、通勤もいる、歩行者ですね、散歩で行くというふうなところでございますので、その辺のところもあわせながらやっていただきたいと、思います。

次に、やはり瀬来踏切から向こうへ行くところにつきましても、そこをやってしまえば、本当に自転車でもどんどん通れるし、非常に便利になるわけでございますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと、思います。

それでは、次の質問に移りますが、上毛大橋下から、要するに上越線の東側のところ、これを大久保の第二大久保踏切までの間、道路というふうなものをあけてというふうな、そういう話でございます。上毛大橋下から以南、第二大久保踏切までの間、鉄道の東側になりますけれども、通勤なり通学の活用できる歩行者や自転車優先の道路を整備したらどうかということでございます。付近には玉村までのサイクリング道路も整備されておりますので、その道路へのアクセスとして、また総社駅利用者の利便性を図るためにも道路建設を一つ提案するというふうなことでございますが、その辺のところも、もうそこを越えていきますと、吉岡が少しありますが前橋に入ってしまうところでございます。

いずれにしても、そこのでき上がれば、将来的にはそこからずっと、要するに総社の駅までももちろん行く道をつくってしまえば、本当に生活もしやすいし、総社駅に行くのにしても便利だというふうなことで、その手前、吉岡の分のところを私は今言っているわけでございますが、その辺のところも今後のやはり町の要するに長期計画の中ではやはり取り入れていただいて、ひとつそういうふうなところまでやるような方向ですというふうなことをご提案するわけでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

車社会と言われる今日、幹線道路の整備が着々と進んでいますが、幹線道路には整備にあわせて歩道を設置し、歩行者の安全を確保しています。また、交通量が多い道路では、自転車の利用状況も考慮し、自動車と自転車・歩行者を分離しているところでもあります。多くの幹線道路で見受けられるところですが、幹線道路の整備は地域の発展には重要であります。議員さんが提案されているように、自転車・歩行者優先の道路の整備も推進していくことも大切だと考えております。

町では、JR駅の設置についての議論を重ねていますが、前橋市も群馬総社駅の駅舎改修や駅西口の整備について勉強会を開催されたようであります。議員の提案は住みよい安全で便利なまちづくりを構築するために重要であります。周辺のこういう動きも見ながら考えていきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

9番（石倉 實君） ぜひともひとつその辺のところも踏まえて、やはり上毛大橋から下、先の話というのは、ちょっと話が込み入った話になるうかと思しますので、その話ではできるだけ将来的にはそういうふうな方向で進めていただきたいと、こういうふうに思います。

今回の質問につきましては、町として一部の道路整備と橋にかかわる提案でありましたが、仮定で申し上げるのは控えなくちゃならないと思いますが、ご容赦をお願いしまして述べさせていただきたいと思っております。橋がかかったとしますと、川久保から上毛大橋までつながるわけでございます。総社駅なり前橋市内に行くにしましても、沿線住民の方を初め、地域の皆様の日常生活道路として、また子供たちの安全確保のためにも、しかもJR線に沿っておりますので、自転車で健康管理のために使うサイクリングロードとしても使えるわけでございます。そういう極めて重要な道路でございます。道路としての役目を果たせるわけでございます。もちろん対岸の前橋市の人たちだって、要するに上毛大橋まで来て、そこから今言った道をこちらへ来れば、そういう人たちに対する効果も出てくるわけでございますので、ぜひともこの橋を1本かけることによって、川久保から上毛大橋までつながってしまうわけなんですね。

ですから、それはやはりこの地域にしても、あるいは町の活性化のためにも、私はこの橋ということは本当に重要であるというふうなことを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、石倉 實議員の一般質問が終わりました。

散 会

議長（近藤 保君） これをもちまして、本日予定されておりました一般質問は終了いたしました。

た。引き続き明日、午前9時より一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時51分散会



# 平成25年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

平成25年9月12日（木曜日）

## 議事日程 第3号

平成25年9月12日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

日程第 2 発議第3号の撤回請求について

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第1 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書

（提案・質疑）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島 衛 君	2番	金谷 重男 君
3番	岩崎 信幸 君	4番	平形 薫 君
5番	山畑 祐男 君	6番	栗田 俊彦 君
7番	宇都宮 敬三 君	8番	馬場 周二 君
9番	石倉 實 君	10番	小池 春雄 君
11番	岸 祐次 君	12番	小林 一喜 君
13番	神宮 隆 君	14番	齋木 輝彦 君
15番	南雲 吉雄 君	16番	近藤 保 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 関 昭 君	副 町 長	堤 壽 登 君
教 育 長	大 沢 清 君	総務政策課長	森 田 潔 君
財 務 課 長	小 淵 莊 作 君	町民生活課長	守 田 肇 君
健康福祉課長	福 田 文 男 君	産業建設課長	栗 田 一 俊 君
会 計 課 長	竹 内 智 君	上下水道課長	富 岡 輝 明 君
教育委員会事務局長	大 澤 弘 幸 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 井 隆 雄	主 任	青 木 史 枝
---------	---------	-----	---------

## 開 議

午前9時00分開議

議 長（近藤 保君） おはようございます。

本日は一般質問の第2日目です。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第3号により会議を進めます。

### 日程第1 一般質問

議 長（近藤 保君） 日程第1、一般質問を行います。

2番金谷重男議員を指名いたします。金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2 番（金谷重男君） 2番金谷です。通告に沿って質問をいたします。

最初に、前橋ナンバーのことについてですが、前橋ナンバーに関するアンケート結果を、実施して、そして公表が前橋のインターネットで私も見たわけですがけれども、その後、その結果の公表を町民にはアンケートしますよというのは4月の広報でやりましたけれども、公表しないでというか、その中で県に申請して国に申請したというようなことがあります。町民への説明というのは、新聞報道はその当時やっているのですけれども、申請に関しての議会への報告もないし、申請前にそういう説明も得ておりません。

こういう協議会というものの位置づけと権限と、こういったことを町長並びに総務課長にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きょうは一般質問の2日目ということで、きょうも誠心誠意答弁させていただきます。

まず、初めに金谷議員さんからの前橋ナンバーについて、答弁させていただきます。

前橋ナンバーの導入に関しては、平成18年に導入していくことが決定されています。推進協議会では継続して国に第2弾の申請受け付けを要望してきた懸案事項でもあります。その待っていた応募が開始されたので、協議会では申請に及んだところでもあります。

一定の流れの中で行われたものであり、改めて議会の承認を要する案件ではなく、受け付けに間に合うよう前橋市との要望書の作成に当たってきたところでもあります。

また、申請書は群馬県を通じて提出したもので、決定は審査の上、国がするものであります。

当初、推進協議会に参加するに当たっては、各種団体で協議検討し、参加を決めております。その結果、協議会に参加したということは、この時点で導入の方向ははっきり出ていたわけで、改めて問うまでもないと考えています。

しばらく申請までに間があったので、協議会としても再度確認の意味から、住民の意向を確認し、当初の目的と違いないことを確認した上で協議会を開催し、要望をしてきたところでもあります。

推進協議会の位置づけ、権限については、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 前橋地域新ナンバー導入推進協議会は、平成17年から設立準備会がつくられ、前橋市、旧富士見村、榛東村、吉岡町で協議を重ね、平成18年8月に設立総会が開催され、共通の新ナンバー導入に向けて協議していくことを合意しています。この時点で、榛東村は協議会に参加していません。

また、平成18年10月には、名称について「前橋」とすることを決定しております。

公募再開の要望活動を行ってきたところ、平成25年2月26日、第2弾の公募が決定になりましたので、4月9日、協議会が開催され、前橋ナンバーの実現を目指し、国に要望していくことを確認しました。

5月27日の協議会では、アンケートの結果、7割近い賛同が得られ、多くの地域住民が実現を期待していることを確認し、前橋ナンバーに関して地域ニーズがあることが確認できたことから、国に要望していくことを決定をしたところであります。

前橋・吉岡の両市町の各団体からの委員で構成されている協議会は、最終決定の権限を持つ機関というふうに位置づけられております。協議会に参加をしているということは、この協議会の決定に従って活動していくのは当然のことではないかというふうに考えているところでございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 18年からということで、準備会には榛東も粕川も、合併前の市町村も参加していたわけで、この段階で、現在の段階では、吉岡町が隣接町村では1つしかないという状況です。榛東はもうその準備会から脱退しておりますので、吉岡町だけなんですね。

その当時、もし申請する場合にも、やはり町民にアンケート調査を実施して、それが公表されて75%といいますが、どっちでもないという人もいますので、反対の方もいるわけですね。こういう状況の中で政策決定をしていくときに、十分なその周知徹底ということが図られないと、政策というものがひとり歩きしてしまうというふうに思います。

例えば吉岡町の庁舎前に旗が立ちました。いつ立ったのかわかりません。推進しましょうと。それから、パンフレットもつくりました。しかし、この間の全員協議会で、そこで初めて皆さん見たわけです。自治会の連合会でもそのパンフレットが配られたわけでもございません。

新聞に書いてあるところ、読んでみますと、急ぎというんじゃないですけども、そういう表現じゃないのですけれども、4月からスタートするというふうな産経新聞の記事も当初の中にあります。そして、アンケートを実施してこれを決めていくんだというような内容が書いてありました。最初の段階でですね。そして、広報では、アンケートにご協力くださいというふうな文面が広報に載りました。しかし、結果が出ません。

昨日配られてきたその前橋インターの記事は、皆さん見てもわかると思うのですけれども、パスポートの記事から比べると非常に小さいものでありまして、最後にご意見をお聞かせくださいというふうな形になっています。ご意見をお聞かせください、アンケート調査が終わった後、パブリックコメントなりで町民にそれを問うのが、一応そのご意見を聞いて進めていくのが筋じゃないかというふうに思うのですけれども、私はあえて町長を補佐する立場の副町長さんにその辺をちょっと聞きたいのですけれども、こういう段取りの中で、実際に18年ごろにはそういう話があったと。それが協議会で進めていくといったときには、やはりこのアンケート調査を実施し、パブリックコメントをやると。それを前橋市はやっていますから、そういう過程を踏んでいくのが筋じゃないかと。

私のほうは、慌ててその申請ということで、6月の議会で質問したわけですけども、その辺のところ、その段取りが違うんじゃないかということを知りたいわけですけども、こういう流れというか、例えば町村合併なんかもそうですけども、榛東の協議会は行われましたよ。それで協議会が最終決定機関だと言われているのだけれども、この流れの中でもし、性格が違うだろうけれども、こういう流れの中でもし町村合併が決まったら、町民はもう右往左往するんじゃないですかね。あるいはいろんな意味でのご意見もたくさん出てくるんじゃないかと思いますが、これはナンバーが、前橋のナンバーを使うか、使わないかですから、議会が多分代表してそういったことをいろいろ話をしているんだというふうに町民は見ていると思うんですね。でも、我々はこの間パンフレットをいただいたのが初めてでありました。その辺のところを見ていて、この政策決定ということに関して、町長を補佐する立場で、副町長さん、どんなお考えでしょうか。こういう流れでもよろしいかどうかをお聞きしたいのです。簡単をお願いします。

議長（近藤 保君） 堤副町長。

〔副町長 堤 壽登君発言〕

副町長（堤 壽登君） まず、最初に前橋ナンバーに関しての反対者がかなり多いということにつ

いてでございますが、反対の方はごく一部ではないかと思っています。アンケートの調査の結果では、吉岡町では11%、それから前橋市では7.7%、全体の平均値では約1割程度弱とっております。

それから、先ほど申されましたように、パブリックコメントや自治会による意見集約が必要だというふうなことです。自治会による意見集約は難しいと思っておりますし、また自治会にお願いする内容ではないと思っております。

先ほどの、ちょっと飛ばしてしまいましたが、9割以上が反対ではないということになると思いますけれども、世論として賛同が得られていると言えるのではないかと、そんなふうに思っております。

それから、もう一つについては、今までの経過について、私なりに改めて見直してみても、平成17年の準備会の設立のころからのことでございますが、改めて見直してみても、現在まで必要な手順は踏んできていると、私はそのように思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 協議会で進めてきて、それが一時中断じゃなくて、ペーパー会議というふうなことを議長からも聞きましたが、何年かはそういう紙での会議というふうな、これは継続というような形でやられてきて、ことしの3月あたりから少しずつというか、2月の予算の中に入っていますから、幾らかのお金が入っています。ただ、その辺のところは私も見落としてしまったわけですが、ナンバーの話が出てきて、結果が出てきたのですから、せっかくのね、それはパブリックコメントを実施するということが大事だし、自治会を通じて皆さんにお知らせするというのも早い段階であっていいんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、この流れの中で一番心配していることは、結果があってからご意見はと言われども、もう決定したという段階の中でご意見はと言われるということが、事後承諾みたいな感じがするんですね。自治会の決定は要らないかもしれないのですけれども、自治会に流して、そこからこういうふうなことがありますよと、あるいは広報で流してこういう結果が出ましたということはお知らせすべきじゃないのかと。申請する前にですね。

そして、もう一番大事なことなのだと思いますけれども、このナンバー申請があったと、こう順番というのが大事なんですね。国交省だって、後から反対だという人が、私はやりたくないというような、そういう訴訟を起こした場合に、数が少ないからということもあるかもしれませんが、その段階を踏んでいたのかということがあるんですね。一番大事だと思うのです。それで、協議会にも議長も参加しているということで、平形議員と要望書を議長に出しました。国交省に要望したと。前橋ナンバー導入が決定した8月2日に各報

道機関に報じましたと。しかし、本町議会では前橋ナンバーの決定までの過程の詳細が明らかにされていません。要するに、アンケートの結果等が吉岡町の議会には報告はされていなかったということです。申請前にね。この辺のところはいかがですかね。ほかの、例えば県レベルの議会になると大騒ぎになるというんですね、こういうのはね。要するに、新聞報道で議会が初めて知って大きなことですね。こういうことは一般的には何らかの、大きなことですから、新聞報道の前に議会なりにお話をさせていただくということが大事だと思うし、何かあったときにそういう経過を踏んでいるということが、私は政策決定の中でちゃんとやりましたということを証明する一つの大きなあかしになるんじゃないかと思うのですけれども、町長、いかがですか、その辺のところ。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほどから申し上げているとおり、17年、18年からこの件については、前橋のナンバーを導入すると、また参加するということは、そのときのいわゆる議会、もちろん区長、農業委員会、商工会、あらゆる団体の方に寄っていただきまして、ご当地ナンバーに参加するということを決定して進めてきたというのが筋だと思っております。ですから、それに従いまして、そのとき決められたことを、議員さん方、そしてまた我々執行もそのような筋でずっと今まで継続してやってきたというのが事実でございます。

ですから、町民に説明しなかったとかなんだとかということではなく、筋は一つ一つ踏んで今まで来たというのが実態ではないのかなというようには思っております。再三再四、全員協議会の中でもいろんな面でこのことについてはご説明をしているというようにも思っております。ですから、町民をないがしろにしたとか、そういったことは私はしなかったということを確認していると思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 再三再四というふうな形は、要するに、準備期間の段階の中ではそういう過程の中で自治会連合会長も出ていったということなのですが、それも今回も自治会連合会長、あるいは農業委員会長、議長も含めて協議会に出しておりますが、その決定するときには、必ずアンケート調査をしますよ。反対があれば協議会でその決定はできませんから、アンケート調査は大事ですよ、これはね。この件に関してだけれども、ある方に、名前は出せませんけれども、話を聞きますと、何だい、前橋と群馬両方使えるんかいとか、アンケートを受けた方に聞きますと、まず前橋との合併の話ではありませんということで切り込んできたと。その後、ナンバーについてご意見をお聞かせくださいというような話だったらしいです。それは4月に前橋と吉岡の境のところで調査があったというふうなことで

すが、やはりアンケート結果が大事だと思うんですよ。15%の人が賛成できませんよと言ったと。10%とかね。あるいはわからないと言う人もいます。どっちかといえいいよと、賛成っていうのは半分ぐらいいるというような流れの中で、これはやはり明らかにしてパブリックコメントなり、こういう結果が出ましたと、前へ進んでいきますよというようなものが6月の広報なりに出てきて、そして申請という形が私はベストじゃなかったかなというふうに思うのですけれども、その辺のところをもう一度確認したいのです。この辺がベストではなかったかと思うのですけれども、新聞報道があればそれでいいのだというふうに町長はお思いでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほどから申し上げているとおり、協議会で決定してもらうことをやっていくことをご理解していただきたいと思います。ですから、このアンケートをとる、とらないを置いて、この協議会で決まって、前橋市は前橋市、吉岡は吉岡町で、お互いにアンケートをとりましょうということで、協議会に基づいて私たちは動いているというのが実態でございます。ご理解いただきたいと思います。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 前橋市はいち早くホームページで掲載をしました。私も確認をしました。そして、6月の私のほうの一般質問が終わった後に、吉岡町はホームページで、前橋市のホームページを張りつけるような形で、要するにそういうものが載ったわけですが、どんどんどんどん新聞報道は進んでいくわけですが、再三再四じゃなくて、今いるその、何ていうんですかね、議員がこの流れの中で、今回そのナンバーを決定する段階において、こういった流れのことを知らなかったというふうな形で、この間も全協で再三再四じゃなくて、1回だけですけれども、ご説明がございました。

私は、政策決定の中で、この手順をもう少し冷静に考えて、こういう流れでいろんなことが決まってくるということでもいいのかなということなのですが、総務政策課長なんかの場合、その辺の流れというのはいかがですか。正しいのかどうかというか、理想的なのはこうなんだと。しかし、今回こうやったら正解だったというふうな形、どうでしょうか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 今回のご当地ナンバー、前橋ナンバーの導入に関しましての一定の手順については、このとおりでよろしかったというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言 〕

- 2 番（金谷重男君） 今、総務政策課長のほうから、そういう流れは正解だったというふうなことをお聞きしました。私は正解ではないというふうに思います。もう少し丁寧な説明があっただけいいんじゃないかなというふうに思います。広報でこういうことが、アンケートが出ましたよということをお知らせすると、その流れの中で申請があって、行動があって、そして決定があったという話になれば、反対する人も少しは気持ちが落ちつくんじゃないかなというふうに思います。ナンバーを、吉岡のナンバーを、群馬県のナンバーを吉岡に変えるということは、大きな政策の変更だと思しますので、私は丁寧にやったほうがいいと思います。総務政策課長と私の見解は違うわけですが、

次の質問に移ります。

このご当地ナンバー導入は、合併の布石じゃないかという、あのパンフレット、その前のものをちょっと見せてもらったのですが、議長のところで、何か合併を前提とするような感じがとれるような、とれないようなというふうな感じがします。前橋に追随していこうということなんだと思うが、実際には前橋とタッグを組んでいくということでパンフレットはつくられているわけですが、町長の1期目のマニフェストには合併はありませんということを行いましたけれども、2007年5月31日の紙面で、群馬建設新聞の中で、こんなことを町長は言っていますけれども、1期目のすぐですね、「前町長が合併しないということで4年間が過ぎた。当時私は議長を務めていたが、合併推進派という中において町長と対立し、議員からの賛同も得たという状況があった。現在も町を考えたとき、合併については避けては通れないと思っている。実際に合併の話が出たときに、町民の意向を把握して的確に判断していかないと乗りおくれしてしまう。今すぐどこというわけではなく、いろいろな条件が整い、そのときにスムーズに入っていけるよう、この4年間でどこを合併してもよいような基盤を整える」と答えています。1期目の4年間が過ぎて6年目の今です、前橋ナンバー導入になったのですが、これは布石ではないということをお聞きしたほうからはっきりと言っていたらいいなというふうに思うんですね。これは合併の布石ではございませんね。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 全員協議会でも申し上げたとおり、ご当地ナンバーは市町村合併とは全く別でございます。布石などとは全く考えておりません。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言 〕

- 2 番（金谷重男君） インターネットというのは非常にそういった記事が残っているわけですね。

その何ていうんですかね、写真入りの記事がひとり歩きしてもらっては困るなというふう  
に思っています。それから、インターネットでよく使われる、吉岡町を紹介する、インタ  
ーネットの百科事典があるのですけれども、その後ろのほうには、石関町長が合併をどう  
のこうのということが書いてあるのです。それは勝手に入れられる問題ですからね。ただ、  
もう一つは、合併の問題についてのその記事はまだ残って、写真入りで出ていますので、  
その辺のところを誤解をしてしまう場合もあると思うので、今回のことをぱっと引いてみ  
たら、そんなことが出ていたので気になったので、日本一人口の多い滝沢村の町長がこん  
なことを言ったというんですね。鶏口となるも牛後となるなかれと。要するに、鶏の口と  
なっても牛の後ろとはならないと。要するに、大きなものに従ってついていくよりも、例  
え小さくても頭になったほうがいいぞというようなことを常々言ったというのですけれど  
も、こういった考えで吉岡のリーダーの方が、合併の時期を、何ていうんですかね、そう  
やって乗り越えたというふうなことだと思いますので、いろんな意味で、交付税の問題と  
かいろんな意味で障害があるかもしれません。そういった意味で、いろんなところとタッ  
グを組みながらやるという政策は私は間違いではないと思います。前橋と政策的にいろん  
な意味で協議をして一緒に進んでいくということもあると思います。

前橋市は、今上武国道がどんどんこっちに来ています。吉岡のインターも使いたいんで  
すね。あの上泉の工業団地、まだいっぱいあいているのです。いい企業がたくさん入って  
いますけれども、まだいっぱいあいているんですね。そういった意味では、大きなその戦  
略の一つとして、駒寄スマートインターの大型車乗り入れというのがあるのだから、そう  
いった意味では吉岡とタッグを組んで何とかしていきたいというような気持ちがあるのか  
なと思います。

そんなことで、前橋ナンバーが契機となってというような形で、一步、少し進み過ぎる  
と、どっちがどっちというようなことがわからなくなってしまう。牛後となるなかれとい  
うふうな立場で町政を進めていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですが、7億円以上の防災公園の計画ということで新聞には出ました。でかで  
かと出ましたので、この間も少しずつ質問をしていっているわけですが、地域公園  
として、この町政地域別座談会というのが、やはりインターネットでとれます。21年、  
22年、膨大な数ですけれども、大体同じようなことが書かれております。こういったこ  
とを最近はやらないのですが、質問分類でいきますと、いろんな内容がこの町政地域別座  
談会で述べられております。総合計画について、ポートピアについて、新駅について、公  
共交通について、いろんなことも言われていますが、道路整備がやはり16件ということ  
で非常に多い、153件中16件と多い。公園については8件あります。やはり桃井城址  
公園の整備というようなことで、そういう質問をされている方もおります。いろんな立場

でやられているわけですが、やはり公園の維持経費についてというような形でご指摘をしている方もございます。上野田公園についてはどうだというふうなことであります。

この桃井城址公園ですけれども、あそこはお城があったというイメージですね。ああ、これはすごいなというふうに。ただ、お城といっても、この間NHKのテレビでやってみましたけれども、石垣を組んで強固なお城をつくったのは、織田信長が小牧城をつくった、ここからスタートだそうです。それまではとりでみたいな土塁を固めて、何ていうんですかね、堀をつくるというような、木の堀をつくるというような形で、なかなか残らないというふうな、土塁が残る程度というような形らしいです。石垣を強固に組んだという、我々のイメージからすると、そういうものではないということです。多分、石関町長さんの住んでいる周辺で、一般的には住んでおられて、何かのときにそこに持ち上げるというふうな、そういう性格だったかなというふうに思います。

それで、もう一つその前の歴史を振り返ってみますと、500年代に2回爆発、榛名山の大噴火がありました。1回目が500年、次が500年代の中盤、6世紀の中ごろです。壊滅状態に渋川周辺はなりました。それで、多分その人たちは避難をしてきたのだと思いますが、そこにあった公園が、古墳が今あるというふうなことで、今調査があったわけですが、その古墳の前方後円墳が6世紀の後半ということです。となると、6世紀の初めから中盤に大噴火が起こって、今でいう未曾有の大災害が起こったわけです。大災害が起こって、それをその50年後にそのでっかい古墳を高塚とかあの辺につくっていくわけですが、多分その前の古墳時代に小河川、滝沢だとかそういったところから、今、野田用水ってありますけれども、このあたりから水をちょろちょろ引いてくると。標高の高いところから管傾斜を利用して水を引き込んでいくというようなやり方をしている、わずかな水田をつくったと思うんですね。それで富を蓄えてきたわけだと思いますが、一瞬にしてそれが消えると。それを30年そこらの段階で、人の手によって復元して、その新たなその農地を復元してきたというふうな歴史の中で、そのリーダーの墓があそこに眠っているんですね。今大震災がありましたけれども、あれと同じぐらいの衝撃だったと思います。要するに、大和のほうでは援軍を出すと。何が起こったのだということで、何とも大きな力を持った人間がこちらのほうに応援に来たんじゃないかというふうな形跡の見られる古墳もあるというふうなことであります。

その後、復興もどんどん遂げていく中で、あの周辺にはもう7世紀になれば、小さな古墳がどんどんできて、そして八角形の部分が7世紀の後半にはできて、そして奈良時代を迎えると。その中の大きな勢力に、この地域の人たちがなると。要するに、国分寺をつくる北の大きな勢力がこの辺にあって、その中央とつながる大豪族がこの辺にあったんじゃないかということが予想されるわけです。そういう中から桃井というものが、その木簡

というものが6世紀、7世紀の後半に藤原京の跡地から、桃井の里というのが出てきているわけですが、そういう歴史的なところを考えると、まさしくあそこは防災の記念碑なんですね。そういった意味で、防災公園をそこにつくられるということなのですが、ただ、そういうシンボリックなところでもあるわけです。史跡公園。そういう意味かなというふうに私は思っているし、地域の方もそんなふうにしたのかなと思うのですが、どんどんどんどんそういったものが膨らんできて、7億円の防災機能を備えた公園になるというふうなことなのですが、この辺を上野田公園以上の予算では厳しいんじゃないかというふうな意見も聞きます。その辺を率直に、この見直しとか、そういったものはあるのかどうかお聞きしたいんですね。予算規模の見直しとか。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 歴史的観点をお聞きさせていただきました。私のほうからは、議員ご質問の件につきまして答弁させていただきます。

桃井城址公園整備ということであれば、さきの東日本大震災前に計画ということではなく、さかのぼれば第4次総合計画の主要プロジェクトにも位置づけ、その整備は望まれていました。しかし、公園整備には広大な土地と多額の費用を要することから、土地の取得や財源など、事務レベル事業の可能性を模索してまいりましたが、なかなか具体的に進めることができませんでした。

しかし、一部に防災的要素を取り込めば、防衛補助事業で採択の可能性が出てきたことから、基本方針として「桃井城址の歴史性を損なうことなく、平常時は住民の憩いの場として、災害時には一時避難場所としての防災機能をあわせ持つ、南下城山防災公園として整備し、安全・安心のまちづくりに資する」をコンセプトに、東日本大震災前に基本計画を作成をいたしました。震災後もこのコンセプトは変更することなくきょうまで進めてまいりました。今後も、町財政に多大な負担がかからないよう、コスト縮減に努め計画を粛々と進めてまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、この間も一般会計の補正予算の中で、桃井城址公園の用地取得費が出てまいりました。2億円、そして立木補償が6,000万円にちょっと欠けるというか、そういうものでありましたが、産業建設課長にお聞きしたいのですが、用地取得費は幾らになるかということと、立木補償というような形でこの間も出てきましたけれども、これは幾らぐらいになるのか、ちょっとお聞きしたいんですね。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件については、担当課長から答弁させますけれども、2億円ではないでしょう。1億3,000何がし。それは間違っていると思うので訂正させていただきますが、この件については、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） この南下城山防災公園の整備をするについて土地取得をしなければなりません、この取得費に幾ら、そして今回一部補償のほうを上げさせていただいているわけですが、今年度の土地取得に関しましては1億2,450万円として、補償、立竹木、一部工作物もあるわけですが、それに約550万円の試算をしております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） この調査というものは、調査費を計上しているわけですが、完成したときに、完成するときの金額は7億円であります。7億円ぐらいかかるというふうな話があったわけですが、その中の用地取得費はどのくらいになって、立木補償といったものはどのくらいになるのかということをお聞きしたい。今年度じゃなくてね。そういう計画があると思いますからお聞きしたいのですけれども、よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） この用地取得に関しましては、直近で単価でカウント、こういうことになっておりまして、現在のところ、試算はございますが、またこれは非常に流動的な部分もありますので、何とも言えない部分もあるのですが、約3億ちょっとぐらいはかかるだろうと思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） いろんな意味で移転費用とか、あるいは用地取得費で今の段階での状況でいけば3億円ぐらいということですか。そういうことでもいいのですか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） この事業費に幾らかと、ちょっと話は戻るのですが、7億、そういったことはあくまでも試算ということで、私は7億プラスアルファぐらいですよ、非常に

この事業に対しては流動的な部分もあるわけですね。そして、じゃあ7億ですと言われた場合に、7億と、そういった固定観念を持たれてもちょっと困る面もございまして、そういったことであります。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） もう一度聞きますけれども、7億プラスアルファだということで、それは総額は今わかるのですけれども、その根拠となった用地取得費だとか、そういう立木補償というのは幾らになるかということをお聞きしたいのです。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ちょっと確認させていただきますけれども、用地取得の根拠となった……。（「違います。7億円の根拠ですね。なっているその用地代金」の声あり）

議長（近藤 保君） ちょっと待ってください。お互いにやっちゃだめだから。金谷議員、どうぞ。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 要するに、7億円というプラスアルファの根拠となっているその地代、土地の代金ですね。あと、その立木補償と言われている、この間言われたような、そういったものが幾らぐらいになっているのかということです。そうでなければ7億円という数字は出ませんから。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、事業費7億プラスアルファの根拠ということであると思えますけれども、用地費に先ほど申しました3億と、ちょっとこれも曖昧な言い方で大変恐縮なのですが、3億プラスアルファぐらい、そして補償費に関しましては、8,000から9,000万ぐらいと見ております。そして、残りの3億ちょっとを工事費ということで、合計7億プラス、また流動的な部分もありますのでアルファ、こういったことをご理解願いたいと思います。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 大体わかってきたので、ありがとうございます。防災公園計画というのはどンドンどンドンひとり歩きしていくわけで、大震災前の計画から大震災を経験した後、産業建設課長さんは町長にこの計画に関してどういった助言をされたかという、その辺をちょっとお聞きしたいですね。要するに縮小したほうがいいのかとか、このままいきまし

ょうとか、どっちかですけれども、どうでしょうか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 再三再四申し上げておるところでございますが、ここの桃井城址公園は第4次総合計画に中央プロジェクトとして、今回の計画区域で定められていたわけです。そして、この4次から今、5次総合計画がスタートしているわけでございますが、これを5次総合計画に計上させるかどうか議論しまして、そしていろいろ、当然土地の取得等に大分費用がかかるわけです。財源などを事務レベルでは検討していましたが、なかなか具体的に進めることができなかったと。そんな中で、これも繰り返しになりますが、一部防災的な要素を組み込めば、防衛補助事業として採択の可能性が出てきた、そんな中で始めたことでありますので、区域としては変更は考えておりません。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 小池予算決算委員長のもとで、一昨年秋に、浜松市の防災公園の楊子公園を視察いたしました。すばらしいものでありましたが、これは河川に隣接しているところでありまして、最後のほうの説明で、10メートルの津波を想定すると機能を失うというふうな説明がありました。もう膨大なお金をかけて、そして大震災があったら、そこは何かともしかすると使い道にならない。地域の人が集まると危ないところになってしまうというふうな、そういう結論も一部あったということです。それ以下の地震津波ならば大丈夫なのかもしれませんけれども、せっかく計画したものが、大震災によって根本的に考え方が変わってくるということだと思います。

そういったものを見せてもらってよかったなと思うのですが、この榛名東麓、最近、集中豪雨等、相当突発的な豪雨があったり、非常にそういう災害が出てきていました。ただ、幸いにも地震についてはということなのですが、どんなことがあるかわかりません。もう一つ未曾有と言われている、1,500年前ぐらいには大きな噴火もあったということがあります。いろいろなものを想定したときに、この南下の住民は、何かあったときに私は八幡のほうに行くんじゃないかなと。八幡グラウンド。あるいは北下の住民は明治小のほうに集まるんじゃないかと。その後、陣場の人たちはどこに行くのだろうと思ったら、田中病院とか、鹿島のエレクトロニックの駐車場あたりが、最終的にみんなが集まって確認するところなのかなんていうふうに思います。そんな感じを受けるんですね。

一時的な避難の場所なのか、2次的な避難の場所なのか、あるいはどういった場所を防災機能として持っておられるのかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私はいわゆる今回桃井城址の公園は、別に北下だ、南下だ、陣場だというような観点で私は物事を考えておりません。この文面の中に、北下、南下、陣場というのが再三出てくるようですけれども、そういったことを考えているわけでは別にございません。避難するところはここですよということで町が指定するわけですけれども、その指定の中に入るかと思えます。ですから、今議員がおっしゃるように、一応下八幡の人は八幡山のほうに来るんじゃないか、陣場の人は田中病院に行くんじゃないか、いわゆる北下の人は学校に行くんじゃないか、それはそれぞれそれでいいと思います。だがしかし、そのところに基本的なものを持って、いわゆるあの防災公園というのは、どこに避難しても、そこから資料だとかいろんなものを運べるというような一つの起点を持った防災公園の一番の基本を持った公園ではないかなというように私は思っております。

そういうことで、いわゆる北下、南下、陣場というだけの人を使うものではないということをおっしゃっていただければありがたいと思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 多分石関町長さんは、もしかすると八幡山グラウンドは大きな戦力になるんじゃないかなと、私は口には出さないけれども、何かそんな気がするんですよ。あの辺なら役場に近しいし、いろんな意味で何かの大きな拠点になるのかなというふうに思っているんじゃないかと思うのです。それは口に出しては言わないと思えますけれども、町民も意外にストレートに、素直に物事は考えているんですよ。ある意味で、この後もまた私のほうも質問を続けますけれども、縮小とか、どんな防災公園になるのかということ想定しながら、じっくりと、まだ用地取得費もはっきりしたことも、概略は出てきましたけれども、言われましたが、まだ時間がありますので、まだまだ少し考えてもらいたいなというふうに思います。

例えばこの間も、体育協会の会長なり、小学校のPTA会長が、去年のこの時期だと思っておりますけれども、請願を出されました。八幡山グラウンドの整備について思いがあって請願を出して、議員は手を挙げたと。だけど、ぱつとふたをあけてみると、その辺の人の気持ちは酌まなかったというか、事前に何ていうのかな、聴取を何回か繰り返す中で計画が練られて、そしてというような感じではなさそうです。政策決定のときに再々言っているのですけれども、桃井のところも、今度どんどんどんどん、いつ終わるかわからない、どのくらいの上物があったらどうなのかかわからないというような状況の中で、買収計画だけ進むというようなことですが、地域の方々に意見を聞く、両者に意見を聞く、その中で

図面を引いて、その図面を提示する。この防災公園計画についても、地域住民の説明会では、最初に図面がばんと出される。その前の段階で十分な住民の話し合いがあったのかどうかということは、その辺はちょっとまた後の機会にお聞きしたいなというふうに思うのですが、政策決定の場合に、最初にいろんな意見が出てきます。そして、その地域の住民の方を聞く中で図面が引かれる。

この間も、インターのその大型車乗り入れの地元説明会がありました。行って、みんながどんなふうになるんだって言うだけなんですよね。こうしてほしいっていうんじゃないんですよね。こういう図面っていったって図面もなくて、ダブルゲート方式の説明がされたわけだけれども、でもそれが申請されたかどうかは、住民には正式には知らされていないと。

また、再度国交省にいろんな意味で申請する場合には、地元の意見を聞かなきゃならないから、そういうものを開くのかなというんじゃなくて、地元の人たちはどう考えているのかということをもまず集約し、それを図面に起こして、そしてそれを提示してもらいたいなというふうに私は思うのですけれども、その過程は多分やったのだと思うのですけれども、私は議員じゃないですので、ちょっとその辺のことはわかりませんが、その当時は、ひとつ政策決定というのは、非常に大切ですから、まだそういう考える余地があるならば縮小と、一応上野田公園規模にお願いできないかなというふうに私は思います。

次の質問に移ります。

窓口業務ですけれども、今後パスポートをとるので、椅子に座っているのは2カ所あるようです。いろんな自治体を行政視察したときに、この間、阿見町、江戸川区、2つの役所を見たときには、来庁者が座って対応していました。その辺のことを町民生活課のほうではどんなふうに捉えて、今度パスポートというと座るわけですけれども、その辺のところを今後どんなふうにしていこうとしているのか、そういうムードがあるのかどうか。ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

現在の来庁者の対応についての体制ですが、現在の各所属のいわゆる各課の、各室の個別の対応での体制と、総合窓口による対応での体制があると思います。通常対応は、各所属のカウンター越しで立っての対応を基本としているのが今の現状です。このことは、来庁者に対して短時間でスムーズな対応を目指しています。また、要件が相当時間がかかるといことになると、もちろんお待たせする場合のために、カウンターでの対応の後に備えつけの椅子に腰かけてお待ちをさせていただきます。

これとは別に、個別案件としてプライバシーに配慮しての相談コーナーも数カ所設けてあります。

10月1日からパスポートの窓口が始まるわけですが、その件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） パスポートコーナーとして、この10月1日から、申請・受け取り等の業務を開始いたします。このための対応として、ローカウンター、いわゆる低いカウンターで椅子に腰かけての対面による対応とする予定です。この目的は、申請、受け取り時にその時間の中で確実に互いに確認し、その処理をするためです。

具体的には、申請のとき、申請書の各項目の確認を申請者、あるいは代理人と互いに確認し、添付書類等の確認をし、後に発給されるパスポートの受け取りについての方法・手続の伝達をします。

受け取り時、本人確認からパスポートのICチップの動作確認、受け取り手数料支払い、取り扱い等の確認後、交付します。

この一連の対応をするため、パスポートコーナーに限り、ローカウンターにより腰かけて対面式とする予定です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 町民生活課長にちょっと聞きたいのですが、こういう流れというのは、他の市町村でも座ってやるというような対応をするというような流れというのはあるのですか。私はそうしてほしいというんじゃなくて、立って簡単なものは簡単に済ませればいいのだけれども、年齢が、高齢者の方も多くなっていますので、座って全て対応している自治体も出てきていますが、その辺の情報とか、その辺の何ていうかな、この流れとかがあるのかどうかだけをお聞きしたいのです。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） パスポートコーナーに限ってもう既に実施している市町村、具体的には玉村町のほうに視察に行きまして、状況を確認し、これから実施する市町村のところにも確認をし、どういう対応がいいかということで、今回このローカウンターで対面式で、いわゆる椅子に腰をかけて対応するということを選ぶ予定です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 町民の一番近いところにいるのが、町民生活課です。そういった意味で、私もこうしてほしいとは言いませんので、座して対応するそのパスポートからいろんなその状況を見ながら、他の市町村を見て、座ってやるところもあるんだなというような、そういうのがもし利点が出るようだったら提案していただきたいなというふうに思います。その質問はそのくらいにしておきます。

もう一つ、町民生活の関係でいくと、食品トレイの回収方式ということで、やはり小池予算決算委員長のもとで、新庄市の食品トレイの視察をしてまいりました。小学生がそのトレイを学校に持っていくというような、そういうものを見て、ああ、こういうのもあるんだなというようなことなのですが、食品トレイというのはどんなあれですかね、今課題になっているかだけ教えてもらいたいのですけれども。食品トレイというのがごみの中でどんな状況なのかということ、課題なのかということをお聞きしたいのです。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 食品トレイの件につきましては、担当課長より答弁させます。（「簡単にお願いします」の声あり）

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） 簡単にということで、どこまで、山形県の新庄市の視察についての部分でありまして、この資源のリサイクル、いわゆる環境に優しい循環型の社会を目指しているというふうに思います。この新庄市の、いわゆる新庄方式についてる新庄市のホームページ等を確認はいたしました。当町、また広域での取り組みについては、その計画の中で現在のところはないということをお知らせさせていただきます。

議長（近藤 保君） そろそろまとめに入ってください。金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 産業政策についての質問があったのですけれども、これは次回に回させてもらいたいなと思います。

今の食品トレイの問題なんかもそうなのですけれども、いいところがあったら、一生懸命町のほうの事務方のトップの方はアンテナを一生懸命光らせてもらって、政策に提案していただきたいなというふうに思っています。我々も行政視察して、行って見てきたところを町の中にご提案したいということなのですが、一気に提案というわけにもいきません。ですから、担当課長なり、あるいは事務方の方々が、そういった課題をどう捉えるかというところから政策提言してもらおうということも一つかというふうに思っています。よろしく、いろいろ掘り下げながら勉強していただければなと、あるいは提案していただければ

なというふうに思っています。

最後ですけれども、明治村と駒寄村が合併して30年ということです。この間、議会だよりの最後のページを取材に行き、馬場前の助役さんから話を聞いて、ああ、30年かなというふうに思いました。今58歳ですね。あと2年で還暦を迎えるわけです。たまたま私も吉岡中学の卒業生ですけれども、今60です。役場の職員も、事務方の方も他町村から来ている方もいると思うのですけれども、もう課長さんから下は、この吉中の第1回世代なんですね。そういった意味では、また新しい町ができていくのかなというような、そういうような気がします。第1回の卒業生の私たちには、これから吉岡が本当にまとまって一つになるんだよなんていうことを、学校が一つになることによってということを知っていました。壮年期を迎えるんじゃないで、吉岡はこれから飛躍の時期を迎えるわけです。

他の市町村を見ますと、特色のあるところはたくさんあるのです。例えば4,500人ぐらいしかない愛知県の飛島村というのが、もう財政指数が2.55なんていう、そういう町でもあります。あるいは、私が調べてみたら、仙台周辺の利府町、大衡村、大和町、富谷町なんていうのは、人口増加率は6.7、6.3とか7.1とか、そういう大きな飛躍を遂げているんですね。

そういったところを横目で見ながら、真の自立のためにこれからも議論していきたいなというふうに思っていますし、同世代の代表として今後も議会から吉岡の未来を発信していく覚悟を表明して、一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、金谷重男議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時15分といたします。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（近藤 保君） 10番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、再生可能エネルギー問題についてであります。

吉岡町も太陽光発電を昨年度から補助金を出しております。また、今年度も続けてきたところであります。そういう中におきまして、今年度吉岡町では再生可能エネルギーの策

定業務委託料ということで、再生可能エネルギービジョン策定業務委託として250万円を予算計上いたしました。吉岡町に合った再生可能エネルギーは何があるのかを調査をするものというふうに理解しておりますけれども、業務委託をする上では、吉岡町の考え方、ポリシーがはっきりとしていないと、またこのことも業者にも伝わらないし、また住民にもなかなか理解がしてもらえないというふうに考えております。

そういう中で、吉岡町がどういう考えに基づいて業務委託をして、そして今後、町がどういう町を、再生可能エネルギーという考えの中で、どういう町を目指しているのかについてお伺いをするものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 再生可能エネルギー策定業務委託と現時点の状況ということで答弁をさせていただきます。

地球温暖化対策や二酸化炭素削減問題を考えるとき、東日本大震災、福島第一原子力発電の事故を大きく転換期に、再生可能エネルギーを求める声は一層強く叫ばれるようになりました。とりわけ原子力発電に頼らないエネルギーのあり方を考えなければならぬと感じております。

町にも、榛名山麓から流れ出す河川や水路、農業用水の貯水池、太陽光、風力、また地中熱など、再生可能なエネルギー源はたくさん見当たります。しかし、何をどう、そしてどこから手がけていかなければならないか、将来の展望を示せない状況でもあります。

ただ、危険性を冒してまで、また新たに投資してまで、やみくもに飛びつくのは短絡的過ぎるのではないかと感じております。

だからといって、このまま手をこまねてはいられません。地域の特性を生かした、しかも効率のよいエネルギーを探し、計画に沿って推進しなければならぬと考えております。

今年度は、これらの課題を整理し、これからのエネルギー政策の展望を見通す意味からも、エネルギービジョンを策定し、来年度以降、少しずつ実施に移していく必要があります。

未利用資源をエネルギー活用の観点から総合的に把握し、地域の特性に合った再生可能エネルギーを計画的かつ体系的に導入するため、基本的な指針となるような計画を策定しているところでございます。

策定の現状については、総務政策課長より補足答弁させます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 県内業者の地域計画株式会社は7月11日から来年2月の21日までの期間で、委託金額131万2,000円で業務委託をいたしました。現在、町の基礎データの収集、地域の特性を把握した上で、再生可能エネルギーの賦存量と、利用可能量のデータの収集を行っています。

現地での調査を実施し、課題を整理しているところですが、最終可能量を算出し、推進できるものを絞っていきたいというふうに考えております。絞り込みができた段階で、庁舎内の担当する部署の意見を聞き、委員会を設置し、さらに可能性を詰めていく予定で進めているところであります。

具体的には、河川、水路、農業用水、水道施設、教育委員会関係の施設等の管理者に、施設の利用が可能かどうか検討していきたいというふうに考えております。

現段階では、小水力発電、公共施設を利用した太陽光発電の可能性を、投資効果なども含め研究していくことが課題となっております。災害時の非常用電源の確保、恒常的な維持電力の補填など問題提起の解決策を方向づけていきたいというふうに思っております。

計画の素案ができましたら、広く住民の意見を聞く機会も設けて、最終計画案を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私たちは議会の中で、ことし葛巻町に視察に行っていました。これは新エネルギーに対する、新エネルギーの宣言の町ということで、さまざまな角度で今いろんなその取り組みがなされているものをつぶさに見てきたわけでありましてけれども、そういうようなことというのは、これからも大事になってくる。アンテナというのはすごく高く張っていて、そういうものは自分たちがのみ込む中で対応していかなければならないというふうに思っております。その分野については、まだ議員私たちも全く素人のようなものであります。しかし、行政を進めていく上では、これから将来を見据えたときに、今後の町のあり方、このことによりまして、そこに住む住民が、そういう部分が進んだ自治体に住んでいるか、おくれた自治体に住んでいるかによりまして、生活環境というものも大きく変わってきます。また、意識も変わってきます。そういう上では、皆さんが情報をしっかりと享受して、理解をして、そして広めていくということが大切ではないかというふうに考えております。

皆さんも日夜、ふだんの仕事の業務に追われていて、なかなか新しい分野に足を踏み出すというのは、大変なことだというふうに思いますけれども、以前も、町長も太陽光発電なんかでもそういう場所があったりすれば町でも考えたいと、なるべく町が全てやるんじゃなくて、そういう場所があれば、そういう業者等を活用、活用というんですかね、誘致

しながらも考えたいというようなことも言っておりました。

この考えというのはしっかり持って、私は葛巻町と同じように、新エネルギーをこれから取り入れていくと、真剣にそれを考えて取り入れていくんだというような宣言とはいかなくても、そのくらいの取り組みをすべきだというふうに思いますけれども、再生可能エネルギーについてのこれからの、今後の決意というものがありましたら、お伺いをしたいと思うのですけれども。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） これからのいわゆる再生エネルギーというのは本当に大事なことはないかなと私も認識しております。町をちょっと回ってみますと、個人的に太陽を利用した施設が吉岡町でも二、三できているのかなと。個人的にやっていたいておるのでしょうけれども、地域を言えば陣場地区、そしてまた漆原地区に2カ所できているのかなとということで私も見て回っております。

そういった中におきましては、町もそういったことでいわゆる再生エネルギーというのは、これからの町の施策の中にもしっかりと取り込んでいかなければならないなと私も認識しております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、再生可能エネルギーの中の今年度、地中熱空調システム導入調査でも同じことが言えます。185万円ですか、を予算計上しまして、地中熱を活用し地域の低炭素化を推進するための調査をするということで予算計上されておりました。この件についても、現在町はどの程度のことを考えているのか、また調査次第で、まだはっきりしていないのかもしれませんが、現在目指すものはどういうものか。地熱ですね。地中熱空調システム。

私もいろいろ調べてみましたら、簡易なものから大がかりなものまでいろいろあるようです。個人の住宅であったら、私たちもこれは葛巻町でも見てきました。1軒のうちの中に、地中熱を利用した、要するに冷暖房、額も100万円から200万円ぐらいの間だったというふうに思っています。それはその個人の中にそれを取りつくと、私たちが行ったところは寒い時期だったのですけれども、部屋の中はとても暖かくなっておりました。それはその地中熱でした。地中熱でこんなにあったかいものかというふうに思いました。また、ちょっと大きいものになりますと、こういう役場の庁舎とか文化センターとか、そういうところも地中の熱を利用したの冷房・暖房にも使えるんですね。

そういうことを行くと、今あちこちで試験は行われているようですけれども、50%ぐ

らい電気料なんかも削減できるなんていう報告も出ております。今後、今町が目指しているのは、町の施設に使うだけじゃなくて、こういうこともする地中熱というものがもっと普及してくれば、今の太陽光発電と同じように、そういうものをつくるときには町が補助金も考えていくというようなところまでの考えを持っての委託であるのか、そこら辺についても答えていただければというふうに思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 群馬県が平成22年度に調査した地中熱利用は、環境性にすぐれ本県に適した空調システムであることが群馬県のほうで検証されているという話は聞いております。

吉岡町は、榛名山麓と利根川の地域に展開している標高100メートルから900メートルの傾斜地にあり、地下水が豊富であると思っております。よって、地中熱を効果的に活用できると想定し、地下水の水量、熱量、水質などについてのボーリング調査を町では実施しております。

節電、省エネルギー効果が高いとされる地中熱の利用ができないか、基礎資料を得ることを目的に調査を今行っているところでもあります。

調査の詳細につきましては、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） この調査につきましては、NPO法人北関東山岳研究会に7月10日から来年2月末までの間で、委託金額179万5,500円で委託をしました。既に公共施設が集積する役場周辺で適所を選定し、直径165ミリの掘削口を深さ50メートルまでをボーリングして、揚水試験、地下水位、地盤調査の現地作業を終えたところです。これからデータの分析をしていかなければなりませんけれども、現場の作業状況からは大量の地下水が地下33メートルぐらいにあり、期待が持てる地下水の状況ではないかということ聞いております。

今後、施設の熱交換を有利に進め、空調システムに利用していければ、効率のよい循環システムが考えられるのではないかというふうに思っております。公共施設や戸建て住宅に利用していけないか調査を深めていきたいというふうに考えております。

試験口の選定地は、文化センターの北側の駐車場で、8月に実施をいたしました。老朽化の進む文化センターの機械設備を改修する際に、地中熱を生かした改修計画の参考データを確立しておきたいというふうに思っております。結果次第では、今後、調査のためにボーリングした試験口をそのまま利用することも検討していきたいというふうに思っております。

夏冷たく、冬暖かい地中熱を空調システムに利用できないか、可能性について調査の結果をまとめる予定でございます。機会を捉えまして、調査の報告会を開催していく、こんなことも計画しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） わかりました。私も先日、文化センターの駐車場のところで掘削をしている様子を見たので、もしかしたらと思っていたら、やはりそれがそうだったんですね。ぜひとも、こういう時代にもなりましたし、本来、原発ができたことでそういうものに頼り過ぎた部分があって、それにシフトし過ぎたという部分もあったのかもしれない。本来の姿が自然、再生可能エネルギーの利用が本来の姿だったのだと、大きな授業料を払ったというんですかね、教訓を得て、こういうふうにもまた大きく考えが変わってきたのだというふうに思いますけれども、ぜひとも公共施設だけじゃなくて、町全体、できれば今後の進め方によれば、個人の住宅がこれからはそういう地中熱を利用したような、取り入れている住宅もできてくるかもしれません。そういう中にも、町が今までと違った視点からまた一歩考えて進めていっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目でありますけれども、橋梁点検についてであります。

橋梁点検は前年度の繰り越し事業ですけれども、10メートル以上で架橋が30年以上経過した橋梁が対象となりまして、吉岡町には45の橋があるということであります。点検業務委託は大丈夫なのか。さきの報道ではごらんになった方もいるかと思うのですが、業者を委託して大丈夫だというふうに言われたものが、これはNHKだったのですが、専門家が見たら大丈夫だというふうに言われたのが、実際に調査したら全く大丈夫じゃなかったと、危険な状態にあったというようなことが指摘をされておりました。

今回はそういう、10メートル以上ということを対象にしたようでありますけれども、吉岡町は大きいのは45ですか、しかし小さいのはまたそれなりに相当な数があると思うのですが、当然つくってから経過のたっている橋、これはまずどのぐらいあるか知りませんが、調べていると思いますので、その数をわかっていたら知らせてください。

そして、またそういう、当然のことですけれども、長い橋もそうですけれども、小さい橋の橋梁検査はどうなっているのかについてもお伺いをするものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 橋梁点検の結果ということではありますが、昨年の12月の山梨県の中央自動車道笹子トンネルの事故におきましては、道路施設など社会インフラ老朽化の深刻な実

態が改めて浮き彫りになったところでもあります。今後、全ての都道府県及び市町村にストック総点検の報告が求められていますが、吉岡町でも、管理する橋においては、道路利用者及び第三者の被害を防止する観点から、橋梁本体の部材及び橋梁附属施設の損傷状態を把握し、損傷等による落下及び崩壊・変形による道路利用者及び第三者被害の危険性の判定をすることを目的に、道路ストック点検を実施中でもあります。点検の結果については、現在、点検を実施中ですので、点検結果はまとまっていませんが、点検結果に基づき、今年度、引き続き橋梁長寿命化策定計画に着手し、今後、計画的に補修・修繕をしていきたいと考えております。

橋、道路などの老朽化した社会インフラ整備、補修・修繕をすることにより長もちをさせることは、持続可能で豊かな社会を実現する上で大切なことだと思っております。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、橋梁の長寿命化に基づく点検及び道路ストック総点検に伴う業務についてであります。これにつきましては、専門的な知識と一定の点検水準や成果品等の作成基準を統一する必要があることから、群馬県の建設技術センターで県内市町村を取りまとめた中で、その結果、県内25市町村が本業務について、統一して実施している状況でございます。

まず、橋梁点検のその内容であります。点検実施の橋梁数は、今回発注に伴いまして検討いたしまして、小池議員、45橋、それでということで説明させていただいたわけなのですが、今回、合計52橋でございます。

点検対象の橋梁につきましては、橋梁点検とあわせて幹線道路を中心に、路面の損傷等の舗装点検もあわせてしております。舗装点検路線に架設されている橋梁は、原則点検の対象となっております。これにつきましては橋長10メートル以上とか、そういうものにこだわることなく、短いやつもあるわけで、そういったものも点検の対象と今回しております。

主なその点検の箇所ではありますが、桁の端部や支承部、橋面、高欄、地覆等の損傷度等の点検をしております。具体的には、鋼部材につきましては、著しい腐食や亀裂・緩み等、コンクリートの部材については、浮きや剝離、ひび割れ等があります。そして、この点検結果に基づき、長寿命化を図るための基本的な対応方針、対策工法を策定して補修提案をするものでございます。

先ほど町長より答弁させていただいたところではありますが、今年度、引き続きこの橋梁の長寿命化策定計画に着手いたしまして、今後計画的に補修・修繕をしていきたいと考え

ております。また、あわせて危険性ありと異常が判定された場合には、可能な限りの応急措置を実施するなど当面の被害防止措置も講じていきたいと考えています。

今回の点検、そしてその結果に基づく対策は、議員さんも言われるとおり、見落としがあってはならないし、また適切に行わなければならないと思っております。引き続き長寿命化策定計画を立てていくわけですが、安全性の確保には十分に注意を図りたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今の回答の中では、先ほどの質問の中で、小さい橋も含めるとどのくらいありますか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 現在管理しております橋梁数は136橋ございます。そのうちの6橋につきましては、さきの高崎渋川バイパスの開通に伴いまして、旧道の県道高崎渋川線が一部町道移管ということになったわけですが、そこに6橋ございます。このうちの6橋が。この6橋につきましては、移管に伴いまして、全てこういったものは対応済みでございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 先ほど橋梁点検の中で、45じゃなくて五十幾つかと言いましたね。要するに10メートルを超したと、個数ということですよ。全部足すと136あるということで、そうしますと、まだ100ぐらいは小さい橋があるということですよ。じゃあこの小さい橋の点検はどうするのかということが問題になってくると思います。小さい橋でも当然、事があれば、町の責任というのは免れません。これについても調査をする必要があるというふうに思います。恐らくその中には、もう相当昔にできた橋もあるかと思えます。これも点検して直すべきところがあれば直さなきゃならない橋もあるでしょう。また、危険であれば撤去しなければならない橋もあるでしょう。それらについて、今後の考え方を伺います。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今回の橋梁点検につきましては、主に利用者の多い幹線道路を中心に、今回の橋梁点検とあわせて舗装点検のほうもしておるわけでありまして。道路の点検をしていながら、そこにかかっている橋を点検しないと、これは整合性がないので、当然これ

は先ほども申しましたとおり、10メートルぐらいの橋も数多くあります、こういった幹線道路には、そういったものもあわせて今回点検して、橋長に関係なく点検しておるわけなのですが、議員ご質問の、そういった、今回の点検から漏れた、いわゆる漏れたということだと思っておりますけれども、それについても議員言われるとおり、今回は幹線道路を中心の橋ということでございますが、これも適時、当然やっていかなければならないと。また、日常の管理のほうもやっていかなければならないと考えております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 漏れたというのか、外したというのか、ぜひ、今回の調査から、それは外しておいたという橋だと思うんですよ。でも、これも当然やらなければならぬことですよ。今回の、今年度は終わりでしょうから、次年度においては、そうであれば、今回対象としなかったその小さな橋も、どんな橋でも一応点検をすると。点検するとふぐあいが必ず見つかるから直さなきゃならないから見ないようにしておくんだか、そんなことはないと思っておりますけれども、でもこれは、今年度一定の大きさの橋をしたら、その次年度では小さい橋も一通り点検をしておくということが必要だと思いますけれども、次年度そのような考えはございますか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 橋梁、それはもちろんであります、道路法に基づき管理する限りは、当然維持管理ということが生じてくるわけございまして、何かあれば瑕疵が生じると、そういった中で、次年度以降もそういったことは、今回点検の対象とならなかった橋梁につきましてもやっていきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 考えながら、やっとうしたらいいのかというような考えの中でも、やっていきたいということでありますから、ぜひ安全のための調査でございますので、実施をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、3点目の問題でございます。職員給与問題であります。

昨日も質問が出ておりました。今回のこの給与の削減という問題は、震災復興の予算確保のために、国家公務員の給料引き下げ、それを復興予算に充てる、このような名目で国家公務員の給与の引き下げが行われました。しかし、結果はどうだったのでしょうか。復興予算が復興と関係ないところに充てられ、社会のひんしゆくを買い大きな問題となっております。国が給与を引き下げたのだから、県、市町村もそれに従え、さもなくば交付税を

減らすとおどしをかける、このようなやり方は地方自治の否定でありまして、到底納得できることではありません。このような国のやり方に対し、しっかりと自治体の長として、国に対してこびへつらうことなく職員の生活を守ったことに対しては私は敬意を表したいと思います。

しかし、ただ無条件で決断をしたとは思っておりません。職員に対しましてノルマを課すとか、また何らかの努力義務も課したというふうにはしか思えません。その辺ではどのようなことになって、そして今回町長が賃下げを行わない決断をしたかということに対しての町長の考えをお尋ねをするものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 昨日も議員が言われるように、同じ問題の質問がございました。重複する部分があるかと思いますが、ご了承くださいたいと思います。

公務員の給与は、民間給与と比較して人事院並びに人事委員会の勧告に基づき決められるものだと思っております。吉岡町の職員の給与水準は、国を100としたとき、96.5と決して高いものではありません。国の要請は、自治体の状況によるものとしながらも、削減を職員の給料・手当、特別職給与、議員の報酬、非常勤特別職の報酬の削減を迫るもので、地方自治の根底を揺るがすものと、基本的には理解しがたいものがあります。

吉岡町の職員数は、類似団体と比較すると全国一少ない団体であり、人員の削減や指定管理者制度、民間委託、業務の電算化などに早くから推進しており、その成果を生み出しています。また、集中改革プランに沿って、平成19年には機構改革を実施し、課長職を従来の17課長制から現在の9課制に変更するなど、職員にはかなりの負担をお願いしております。

また、吉岡町は、県内数少ない人口増加市町村のうち、最も伸び率が高く、特徴的な都市近郊の町です。地方分権改革により事務量が增大する中、地域住民からの要望も複雑多岐にわたっています。職員には引き続き適正な業務執行の努力をお願いしたいと考えております。

国の一方的なやり方で、地方交付税を減額して交付し、減額された分は職員の給与を削減して対応するよう迫るものだと思っております。こうした措置による影響は、町の試算で約3,780万円程度ですが、地域の元気づくり推進費、約2,250万円の措置が見込まれますので、実質的には1,520万円程度の削減になると試算をしております。

実質的な交付税の減少を埋めていくには、住民サービスを低下させることなく、無駄を省いて経費削減に努力していかなければなりません。これは、今年度中に限ったものではなく、長期にわたって取り組む課題であって、一時的に職員の給与を削減して捻出すべき

ものではないと考えております。

職員には、さらに削減に取り組んでいただくように、職員組合と協議を重ねてきたところでもあります。職員組合に、1人当たり年額6,000円の福利厚生費のうち、健康増進や家族慰安に対する補助金の廃止をお願いし、組合からも「やむなし」との回答を得たところでもあります。そして、時間外勤務手当の削減も一層図り、ノー残業デーの拡大による職員の健康維持管理やリフレッシュに充ててほしい旨を求めてきました。また、職員組合では、再利用可能な資源、例えば段ボール・古紙・古新聞等を回収し、売却していくことも継続的に取り組むことを提案しております。

こうした現状を総合的に判断し、引き下げは行わないことを決意したところでもあり、苦渋の決断でもありました。どうかご理解のほどをお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私は十分に理解はしております、職員が仕事をやる気を、やっぱり給料が下げられてやる気を失うということが、やはり一番怖いことなんですよね。人は褒められれば一生懸命仕事もします。そういう中で、下げられたのだから、仕事はもうこのくらいでいいやという考えになっちゃうと思うんですよね。そういう中で、波風があるけれども、町長本人が、俺が受けて立つという中で、職員の生活は守るよという決断をしたのだというふうに思います。そうなれば、当然それに報いなければ、職員もならないというふうに思います。町長にその職員の気持ちはどうだなんていうことは聞こうと思っても、それは職員ですから、町長から聞くことはできませんけれども、恐らく職員はそういう気持ちでいると思います。何らかの形でそれに応えなければならぬ、私はこのことが一番大事だというふうに思っております。その姿勢というものは、そこで職員が働いているうちは、ずっとそういう考えというのは続きます。

しかし、減らされたりすると、それはずっと残ります。そういう職員をおだてながら上手に気持ちを持ち上げさせて、モチベーションを上げて仕事にかかってもらうということが今一番大事なときだというふうに思っております。そういう中における町長の決断というものは、私は立派な決断だったというふうに思っております。ここに出ていますのは、管理職の皆さんですから、その管理職の皆さんには一職員としての質問というふうにはいきませんので、あえて聞きはしませんけれども、それぞれそういう形で、町長が苦渋の選択の中で決断したということですので、管理職の皆さんはそのことを十分理解して、やはり自分の部下にいる職員に対しましても、その意思というものがはっきり伝わるように皆さんが指導する立場にあると思います。皆さんが指導する立場にあると思います。だからしっかりやってくれということが大事なんですよね。

今後、それぞれがそういう問題意識を持って、住民のために一生懸命やるんだということを、町長が言ったことを、今度は課長それぞれがその下にいる職員に伝えていかなければならないというふうに思っております。このことは今後の職員のやる気に大変つながっていきますので、評価するものは評価して、このことをこれだけで終わらないで、そういうふうな形でぜひとも皆さんが考え得ることで町に貢献をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、この給与問題の2番目に移ります。嘱託職員、臨時職員の時給の値上げの検討をお願いをするものであります。

以前にも指摘をしておりますけれども、役場職員のおよそ半数近くが嘱託職員、あるいは臨時職員です。時間給にしてもわずかです。同一労働、同一賃金は世界では常識となっております。一生懸命に働く人たちが報われる社会でなければなりません。官製ワーキングプアなんてとんでもありません。張り合いの持てる賃金にすべきだというふうに思っております。現在、町の臨時職員の給与は時給810円ですよね。810円では、これでは一生懸命どれだけ働いても、全く不十分な賃金であるということは、これは明らかであります。

群馬県の最低賃金がこれだからこの程度でいいんだという考えじゃなくて、やはり同一賃金、同一労働ということを基本に据えて、そこまで一気に持っていくことはできませんけれども、例えわずかでも持っていく努力というものは私は大事ではないかというふうに思っております。これについての町長の見解を問うものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

嘱託職員の賃金は、公務員の給与表を適用し、勤務体系により定めていますので、給与表の改定に沿って見直しております。また、今後も同様に対応していきたいと考えております。

臨時職員の時給額は、職種に応じて町が定めております。例えば今年度の一般事務職は時給810円となっております。厚生労働省では最低賃金が見直されました。群馬県においても、群馬県地方最低賃金審査会の答申では、11円引き上げて707円とするよう群馬労働局長に答申をいたしました。引き上げ率は1.58%です。こうした背景から、吉岡町の臨時職員の時給額を見直し、平成26年度から引き上げを予定していきたいと考えております。引き上げ幅は、最低賃金の引き上げ幅相当にしていきたいとも思っております。来年度の当初予算には新単価での措置を周知していく予定であります。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 群馬県、県からの中での臨時職員の時給というのはどういうふうになっておりますか。ちょっと恐らく町も持っていると思うのですけれども、幅もあろうかと思うのですけれども、県でやったり、それぞれの市町村にばらつきがあると思いますけれども、わかっていたらお知らせください。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 臨時職員の賃金ですけれども、これは職種に応じていろんな時給単価を設定しております。それは県内市町村、各市町村、皆まちまちに決められているわけですけれども、吉岡町でも一般事務職員が時給810円ですけれども、保健師、あるいは介護、または学校関係、それぞれの職場においてそれぞれの単価を設定しております。吉岡町の一般事務職810円は決して他市町村と比較しても安いものではないと思っておりますし、またかといって高いというほどではないと思っております。これは今まで積み重ねてきました賃金体系、これを踏襲しつつ今回の最低賃金の引き上げ、こういったものに伴って、来年度以降の賃金を設定していきたいと思っております。また、その際、近隣市町村との比較、こういったものも十分あわせて行っていきたいというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私は安ければ安いほどいいんだという考えは全く持っていません。自治体労働者ですから、どう見ても生活に足りないような賃金じゃなくて、さりとて生活に十分な臨時職員の賃金というわけにはいきませんが、少なくとも県内の上位にいと、またボーナスのような、自治体によって年間に1カ月ぐらいボーナスみたいな形で出すようなところもあるようであります。しかし、吉岡町はそれも出していません。出してないのであれば、それに見合うような賃金を支払ってもいいのではないかというふうに思います。払っている側も、いや、うちはこれだけ払っているんだよというぐらい自信の持てる賃金を払うべきだというふうに思います。町長、それぞれ役場の中に、庁舎の中にも、この人が囑託で、この人が正規だか、なかなかその見分けがつかないほどいると思うのですけれども、どの人をとってもみんな町の、臨時であれ正規であれ町の職員ですから、その中の長として、町長として恥ずかしくない程度の賃金をぜひとも支払っていただきたいというふうに思いますけれども、町長の決意をお伺いいたします。町長が恥ずかしくない程度の賃金ですよ。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） どの程度が恥ずかしくないのかなという、ちょっとご理解できないのですが、来年度からこういったことで改正をしていくというようなことに相なれば、近隣市町村、本当にいろんな面でよく調査しながらしていきたいというように思っております。

議 長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、近隣市町村の、周りを見ることも大事です。そういう中で、本当に、よそと比べても決して劣ることなく、吉岡町は大したものだと言えるほどの臨時職員、嘱託職員の賃金をぜひとも考えていただきたいということを強く要望をしておきます。

それでは、最後になります4点目でありますけれども、学校給食での地産地消の取り組みについてお伺いをするものであります。

これまでも地産地消の取り組みは行ってきたと思います。できる限り生産者と協力し合い、常日ごろ努力は続けていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現在の取り組みの現状と課題についてお尋ねをするものであります。

議 長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教 育 長（大沢 清君） それでは、学校給食の食材に関しまして、地元産の使用状況と、それから今後における課題等につきましてご質問をいただいておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

地元の農産品の納入先でございますけれども、道の駅よしおか温泉出荷組合と、それからJA北群渋川から主に納入をさせていただいております。

その食材の品目と数量等でございます。それから、地場産の使用割合につきましては、後ほどまた事務局長のほうから補足をさせます。

温泉出荷組合とJA北群渋川から仕入れるに当たります課題でございますけれども、温泉出荷組合からの仕入れにおきましては、組合から生産農家のほうに指示を出しまして、品目によりましては、一つの農家ではなかなかそろわないというようなことでございますものですから、複数の農家から同時に納入される、そんなこともございます。そうしたときは規格がふざろいと、そんなこともありますので、場合によっては下ごしらえに時間がかかると、そういった課題もある、そんなことも伺っております。

JAからの納入に当たりますと、とりたてて特に問題があるわけではございませんけれども、駒寄支所裏の野菜センターで集荷されたものが納品されるということになりますので、場合によっては近隣の市町村で収穫されたものもある、そんなふうに考えておりま

す。

今後も引き続きまして、できるだけ多くの食材を地場産の新鮮で安全なものを給食として提供できるよう、出荷組合、それからＪＡ等に要請してまいりたいと、このように考えております。

以下、数量的なものにつきましては、事務局長から補足をさせます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） ただいま教育長からの答弁にありましたように、道の駅よしおが温泉出荷組合やＪＡから地場産野菜を納入していただいております。平成24年度の実績では、キャベツ2,137キロ、地場産割合28.25%、タマネギ3,290キロ、地場産割合26.09%、ニラ69キロ、地場産割合29.74%、ジャガイモ711キロ、地場産割合20.11%、ネギ1,935キロ、地場産割合92.36%、マイタケ44.7キロ、地場産割合100%、チンゲンサイ244キロ、地場産割合87.46%、大根1,478キロ、地場産割合34.34%、白菜751キロ、地場産割合40.46%、そのほかカブ、コマツナ、シメジ、ツミナ、キュウリ、エノキなどを納入していただいております。合計いたしますと、地場産野菜の数量は1万1,391.7キロ、地場産割合は39.89%ということで、約4割が地場産野菜となっております。

今後も引き続き地場産野菜を使用し、地産地消に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） ありがとうございます。ぜひとも、これは食育基本法というものが平成17年に策定をされまして、それに基づいてその拍車がかかってきています。こういうことがどんどん進んできているわけなのですけれども、ぜひとも学校給食、地産地消、その推進委員会というようなものを、そういう組織をつくり上げて、推進委員会ね、そしてその中で推進計画をつくって、またその推進委員会のようなものをつくって、そしてその学校と生産者、ＪＡがあったり、生産者団体ですね、そういうところとそういう組織をつくって、これから今後、計画的な取り入れ方法のようなものがやっていけるといいのではないかとこのように考えておりますけれども、どの辺までできるかはわかりませんが、教育長、どうですかね、その辺も考えてみますか。ぜひお願いしたいと思うのですけれども。

議長（近藤 保君） 大澤教育長。

〔教育長 大澤 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） 推進委員会はどうかという、こういうご提案かというように思うのですが、給食センターの運営に当たりましては、給食センターの運営委員会がございます。その中にまた献立部会等もございますので、そういったことでまたそちらのほうで検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

議 長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言〕

10 番（小池春雄君） ですから、その献立部会がありますよね。それと、恐らくそれも一体となって、その中に生産者が入ってきて、生産者、その後、農協でもいいんですよ、そういう生産者が入ってきて、それで一緒に考えると。筋立てができて、今度はその献立をつくって、またその調理加工をするほうの人が、そのことが、いや、面倒だとか、いろいろなことが出てきますから、そのこのすり合わせは大事だと思いますので、ぜひそういうものを利用しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、2 番目の問題でございますけれども、学校給食の中で、私がちょっと感じたのは、以前、文教委員のときに、学校給食の試食会がありまして、試食を、食べてきました。そして、またその週の献立であったり、月のその献立も見てまいりました。そういう中において気がついたのは、既製品が多いような感じもしたのです。それは既製品と言えるか、加工品であったり、半加工品、手づくりですね。同じ給食でも手をかけたか、かけなかったかの割合がありますけれども、でもどういう出し方をしても、みんな学校給食なんですよ。でも、その中に手をかけていく必要があるわけですよ。そのことが、安く仕上げれば全く手がかかっていない。加工品、既製品、半加工品にどんどん移っていっちゃう。手づくりが減っていっちゃうんですよ。

しかし、それですと不十分なわけです。やはりどれだけ給食に短い、限られた時間でありましてけれども、手をかけて給食をできるか、それには人の配置も必要です。でも、安く上げるためには人を省いて、そうすると加工品が大きくなっちゃっていますけれども、質問に出しておきましたけれども、10 年前、20 年前と比べて、現在はどうなっているか。そして、今後はどんなふうに取り組んでいきたいというふうに思っているか、その辺についてお尋ねをするものであります。

議 長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） では、お答えさせていただきたいというふうに思います。

多分私たちの家庭でも、食生活につきましては年々変化をしてきているかというふうに思っております。給食センターにおきましても、10 年前、それから20 年前、それぞれ

多少は変化を、その年に合わせて変化もしてきている、そんなふうを考えております。

基本的には、10年前も20年前も、主食につきましては、パン類ですとか、米、それから麺類でありまして、それにおかずにフライですとか煮物など、あるいは汁物、牛乳、デザートといったスタイルそのものには大きな変化はないというふうに思っておりますけれども、おかず、あるいは副食など、デザート類については、献立は時代とともに多少は変化をさせてきている、そんなふうには思っております。

それと、調理方法でございますけれども、平成8年ごろになるかというふうに思いますけれども、全国的にO-157、これが大分発生して、感染問題が発生したと、そんなことから衛生管理に関する基準が大変厳しくなっている、そんなこともございまして、例えば家庭では普通に食べている生野菜、これにつきましても、給食では一度ボイルをして、それからまた真空冷却機ですか、そういったもので冷やしてから提供すると、そんなこともしております。

それから、肉類などにつきましても、あらかじめ下味をつけると、こういうことができなくなりまして、そういった調理方法はとれなくなっていると、そんなこともございまして、決められた工程である程度調理をして、それで衛生基準を遵守して子供たちに提供すると、そんなこともございます。そうしたこともあるわけでございます。

そういった中で、何よりもまず安全を第一とすると、それに心がけておりまして、そんな中ではございますけれども、栄養士が工夫を凝らして、できるだけ手づくりの味を子供たちに届けると、そんな努力もしております。

これからも、安全、それから安心を第一としながらも、時代とともに多少は変わっていくかというふうに思いますけれども、そういった食生活にも対応したメニューを取り入れて、できるだけおいしい給食の提供に心がけてまいりたいと、そんなふうを考えております。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、ぜひとも学校給食につきましては、それは当然、安全・安心が第一であります。そういう中におきまして、しかしその中に手づくりに心がけていていただきたいということを重ねてお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、小池春雄議員の一般質問が終わりました。

日程第2 発議第3号の撤回請求について

議長（近藤 保君） 日程第2、発議第3号の撤回請求についてを議題といたします。  
お手元に配付してあります事件の撤回請求をごらんいただきたいと思います。  
この件の撤回理由は記載のとおりであります。  
お諮りします。  
ただいま議題となっております発議第3号の撤回請求については、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。  
よって、発議第3号の撤回請求については、許可することに決定しました。  
ここで休憩とします。  
執行の皆さんには、本日、これにて退席を願います。ご苦労さまでございました。  
議会運営委員の方は、直ちに全員協議会室へお集まりください。  
議運の委員以外の議会の皆様は、会議の再開を追ってご案内いたしますので、控室で待機願います。以上です。

午前11時16分休憩

午前11時36分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 追加日程第1 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書

議長（近藤 保君） ここで日程を追加し、追加日程第1、発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

発議者に提案理由の説明を求めます。小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、説明をいたします。

この発議提案の理由は、この発議は、添付の意見書に記載してあるとおり、平成20年の全国町村会議長会での総意に基づき、本年4月に道州制の導入には反対として緊急声明を行っております。昨年誕生した安倍政権は、今国会に道州制推進基本法を提出しようとしており、この道州制の必要性も内容も曖昧のまま、その大枠を確立しようとしています。地域の実態や住民の意向を鑑みることなく、市町村の再編を強いることになれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの市町村の自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながることになり、道州制の実態も見えないまま道州制が導入されかねないと強く懸念されることでもあります。

よって、意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、総務大臣道州制担当大臣に宛て、意見書を提出するものであります。

先ほど発議3号の撤回を皆さんに了承していただきまして、発議4号として再提出をするものであります。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。ご苦労さまでした。

ただいま議題となっております発議第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、一般質問と議事は全て終了しました。

散 会

議長（近藤 保君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時39分散会

# 平成25年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

平成25年9月20日（金曜日）

## 議事日程 第4号

平成25年9月20日（金曜日）午前8時59分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告・報告に対する質疑）  
（報告・質疑）
- 日程第 2 議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 3 議案第34号 吉岡町消防団条例の制定  
（討論・表決）
- 日程第 4 議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 6 議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 7 議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 8 議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 9 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告・報告に対する質疑）  
（報告・質疑）
- 日程第10 議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
（討論・表決）
- 日程第11 議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（討論・表決）
- 日程第12 議案第42号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（討論・表決）
- 日程第13 議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（討論・表決）

- 日程第 1 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
( 討論・表決 )
- 日程第 1 5 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
( 討論・表決 )
- 日程第 1 6 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
( 討論・表決 )
- 日程第 1 7 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
( 討論・表決 )
- 日程第 1 8 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定について  
( 討論・表決 )
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度吉岡町一般会計補正予算 ( 第 2 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 1 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 2 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 3 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 4 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 5 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 6 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 7 同意第 4 号 吉岡町教育委員会委員の任命について  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 8 発議第 4 号 道州制導入に断固反対する意見書  
( 討論・表決 )
- 日程第 2 9 請願審査報告 ( 文教厚生常任委員長報告・同報告に対する質疑 )  
( 報告・質疑 )
- 日程第 3 0 陳情第 3 号 「社会の支え手」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望

( 討論・表決 )

日程第 3 1 請願第 5 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

( 討論・表決 )

日程第 3 2 発委第 10 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書

( 提案・質疑・討論・表決 )

日程第 3 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 3 4 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 3 5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 3 6 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 3 7 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 3 8 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 3 9 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小淵莊作君	町民生活課長	守田肇君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	竹内智君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

## 開 議

午前 8 時 5 9 分開議

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。平成 2 5 年第 3 回吉岡町議会定例会が最終日を迎えました。

これより会議を始めますが、その前にあらかじめご了解をいただきたいことがございます。本日、青木書記は北海道大樹町に正午を目途に出発します。議事を進める中でその時間になりましたら書記が不在となります。その場合、書記の職務は議会事務局長が兼務して行いますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程（第 4 号）により会議を進めます。

### 日程第 1 委員会議案審査報告

議長（近藤 保君） 日程第 1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 1 1 番岸です。それでは総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日に議長より付託されました議案 6 件、同意 1 件、発議 1 件につきまして、9 月 1 3 日金曜日午前 9 時から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長の出席をいただき、審査をいたしました。

議案第 3 3 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴うもので、延滞税、還付加算金等を現状の低金利時代に合わせ、納税者の負担を軽減する観点から引き下げの改正が行われました。原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第 3 4 号 吉岡町消防団条例の制定につきましては、消防組織法の改正に伴うもので、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第 3 5 号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法の改正によるもので、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第 3 6 号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、委員から議会議長は委員になれないのかなどの意見がありましたが、防災会議は執行機関の附属機関の設置に該当し、議会独立性の原則から望ましくないとのことであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第 4 5 号 平成 2 4 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

については、委員から収入未済額1億3,006万8,000円を今後どうするのかとの意見がございました。借受人あるいは保証人をお願いすると、不納欠損処理については現在上記に該当しないということがございました。原案適正と認め、全会一致認定であります。

議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出を款、項、目の順番で慎重に審査を行いました。委員からは、本会議でもありました八幡山グラウンド用地の取得について、構想図や補助金制度がないかなどの意見がありました。採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命につきましては、原案適正と認め、全会一致同意であります。

また、発議1件につきましては、議案審査終了後、委員会室において委員全員、議長の出席をいただき、審査をいたしました。

発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書については、委員から道州制は中央集権国家から分権国家への転換によって国の調整機能が失われ、そのことによって地域間格差が拡大する。また、住民との距離が広がることにより住民自治の形骸化が懸念される。地方自治の観点からは市町村優先の原則を徹底することにあるなどの意見がありました。採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告します。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小林委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長(小林一喜君) 12番小林です。文教厚生常任委員会の審査報告を行います。

文教厚生常任委員会は、9月17日午前9時より委員会室におきまして、議長より付託されました議案11件について、委員全員、議長、それから執行側から町長、副町長、教育長、所管課長、局長及び室長の出席を求め、審査をいたしました。

議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これは地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、これは地方

税法の一部を改正する法律の改正に鑑み、保険料の延滞金の割合に係る特別措置を改める必要があるためであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例、これは予防接種法の改正に伴い、引用している条文について所要の改正を行うためでありまして、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致認定であります。

議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定であります。

議案第46号 平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定であります。

議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定であります。

議案第50号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第52号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第54号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第55号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会神宮委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 神宮 隆君登壇〕

産業建設常任委員長（神宮 隆君） 13番神宮です。産業建設常任委員会の審査結果報告をいたします。

産業建設常任委員会では、9月4日、本会議において付託された議案6件について、9月18日午前9時より委員会室において、全委員、議長、そして執行側から町長、副町長、

所管課長、事務局長及び室長出席のもとに審査いたしました。

まず議案第42号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第44号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第48号 平成24年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定について、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第51号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第53号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第56号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

以上、報告とします。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

予算決算常任委員会の委員長報告は、日程第9で行います。

## 日程第2 議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長(近藤 保君) 日程第2、議案第33号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 吉岡町消防団条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第34号 吉岡町消防団条例の制定を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第35号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第36号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第37号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第38号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正す

## る条例

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第39号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第9 委員会議案審査報告

議長（近藤 保君） 日程第9、予算決算常任委員会の議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。予算決算常任委員会山畑委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

予算決算常任委員長（山畑祐男君） 5番山畑です。予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第40号 平成24年度吉岡町歳入歳出決算認定について、去る9月5日午前9時より委員会室において、町長、副町長、教育長、関係課長、室長、職員の出席を求め、議長、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

初日、9月5日は歳入でした。各目ごとに慎重審査を行い、特に町税の徴収方法とコンビニ納税の効果について、滞納問題、税と時効の関係、不納欠損問題の質疑がありました。

歳出につきましては、6日、9日の2日間、歳入同様に各目ごとに細かく審査をいたしました。

議会費では、議員共済給付費負担金の今後の推計の質疑に対し、議員年金は廃止になっているが、受給者は高齢化になっているので今後は増加することはないとの説明でした。総務管理費では時間外手当と仕事量の関係、加除図書費の運営方法が、諸費では渋川広域での議員の区分、社会福祉費では温泉施設利用券（よしおか温泉無料招待券）の配布が、老人福祉費ではシルバー人材センター運営費の補助金が、塵芥処理費では渋川広域組合の塵芥施設の老朽化が、農業振興費では電気料、DV充電器の使用頻度が、商工総務費では小口資金窓口業務、緊急雇用対策事務委託料の買物代行サービスが、土木費の都市施設費では南下城山防災公園業務委託費が、災害対策費では備蓄食料の管理、無線放送施設設置

事業費の個別受信機購入費が、教育費の事務局費では英語指導助手の教育範囲が、図書館費の教養用品では除籍本の処理が、文化財保護調査費では町内開発対応用品や今後の文化財等管理整理謝礼について、保健体育総務費では町民プール運営審議会の更新など細部にわたり審査を行いました。

9月11日、採決の結果、原案適正と認め、全員の賛成にて認定することになりました。質疑終了後、まとめを行い、当委員会として要望書を提出することを決定いたしました。

一つ、補助金の取り扱いにはその目的及び趣旨に鑑み、適切な運用の徹底を図られたい。

一つ、よしおか温泉の無料招待券は町民への公平性を確保するため、配布方法の再考を願う。

一つ、町が業者に委託する除草及び剪定作業は一元化とし、管理は担当各課が責任を持って行うこととされたい。

一つ、町内の道路の改良と舗装率の向上を求める。

一つ、予算・決算審議に必要な説明資料は精査の上提出願いたい。

一つ、財源の確保にはなお一層の努力を願う。

以上を要望し、委員長報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に移ります。

委員長報告に対し審査の経過と結果に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

日程第10 議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第40号 平成24年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。先に反対の討論から発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 次に、賛成の討論を許可します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第40号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第41号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第41号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12 議案第42号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第42号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第42号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

## 算認定について

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

本会計は、国庫負担の減額で厳しい状況にあるのは言うまでもありません。地方6団体でも国庫負担の増額を求めてきたところ です。

県がまとめた資料を見ますと、吉岡町は平成23年度1人当たりの保険税は調定額で10万4,331円で、県下35市町村中で一番高い国保税となっています。ちなみに、群馬県の平均は8万7,422円です。群馬県の国保税は全国47都道府県で高いほうから数えて栃木に次いで全国2位となっています。これらの数字を見ますと吉岡町がいかに高いか理解していただけたと思います。

22年度に国保税の値上げを行いました。そのときの話では値上げをしても県下で中ごろに位置すると説明をしていたと思います。本決算では4,844万6,000円の黒字となっております。この数字を見ると22年度の値上げは全く必要がなかったと思えます。

当初予算では一般会計から約1億円の繰り入れを予算化し、年度末にはほぼ全額を戻してしまうやり方は到底受け入れられるものではありません。正規社員が非正規雇用に置きかえられ、国保への加入者もふえています。今求められていることは、国保税の値下げと一般会計からの繰り入れを行い、県下一高い汚名返上と町民生活を守ることではないでしょうか。

以上を申し上げ、反対討論とします。

議長（近藤 保君） 賛成討論を求めます。

宇都宮議員。

〔7番 宇都宮敬三君登壇〕

7番（宇都宮敬三君） 宇都宮です。議案第43号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

吉岡町の健康保険事業は、社会保障及び国民健康の向上に寄与するという国民健康保険法の目的に沿って、町では一般会計から法定内での繰り入れを行いながら国民健康保険制度の充実を図っております。医療保険の負担は負担能力に応じて、また給付は必要に応じ

て差別のない給付が原則であります。

歳入歳出差引額4,525万8,530円何がしが翌年度に繰り越しされました。また、収入未済額は1億9,146万7,001円で、前年度比94.9%です。収納率の向上に努力が見受けられます。本来ならば国庫負担金の増額が望ましいのですが、町では一般会計から法定内繰り入れをして、被保険者の負担軽減に努めております。この繰り入れについては、先ほど小池議員おっしゃってましたけれども、今後検討の余地があるかと私も考えております。

誰もが安心して医療を受けられるようにみんなで助け合う保険制度が国民健康保険です。今後も制度の維持を求めるものでございます。

本議案については、委員会では委員長報告のとおり賛成多数で原案どおり認定されました。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかに反対討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 賛成討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第43号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第43号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

#### 日程第14 議案第44号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第44号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第44号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第15 議案第45号 平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第45号 平成24年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第45号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16 議案第46号 平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第46号 平成24年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第46号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17 議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出

## 決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、医療費のかかる75歳以上の人を切り離して別勘定にし、医療費がふえればふえるほど負担がふえる痛みを押しつけるところに問題があります。前政権でも選挙のときは高齢者を差別する制度は廃止すると言っておりましたが、政権につくや棚上げにしまいました。消費税増税と社会保障の税の一体改革で年金は今後も引き下げられ、高齢者にとっては幾重にも負担を強いるものとなっています。年齢で高齢者を分断し差別する後期高齢者医療制度は存在すればするほど被害が広がる制度であり、直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきであります。

以上申し上げまして、反対討論とします。

議長（近藤 保君） 次に賛成の方の討論ございますか。

宇都宮議員。

〔7番 宇都宮敬三君登壇〕

7番（宇都宮敬三君） 議案第47号 平成24年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より国の医療制度改革の一つとして老人保健制度を改めてこの制度が始まりました。現代世代と高齢者世代の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度にするために始まった75歳以上の方などを対象の独立した医療保険制度でございます。

保険料額については、被保険者により均等割額、所得割額となっているようです。また、自己負担割合については、かかった医療費の1割、現役並み所得者は3割負担となっているようです。歳入歳出差引額344万9,990円が翌年に繰り越されております。県内の市町村より構成される広域連合組織で適正に運営されているものと思われま。

高齢者という差別は考えられますけれども、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう維持するために今後も期待をしております。

委員会では委員長の報告のとおり原案どおり賛成多数で認定をされました。

委員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかに反対討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 賛成討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第47号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

#### 日程第18 議案第48号 平成24年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第48号 平成24年度吉岡町水道事業会計欠損金の利益剰余金による処分及び決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第48号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで休憩をとります。10時再開とします。

午前9時40分休憩

午前9時58分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

#### 日程第19 議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算（第2

号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

- 2 番(金谷重男君) 2番金谷です。議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)に対し反対の立場で討論を行います。

10款教育費1目保健体育総務費17節公有財産購入費の八幡山グラウンド用地買収費2億1,005万8,000円並びに22節補償補填及び賠償金の八幡山グラウンド建物・立木補償5,691万1,000円に関し、24年度に小中PTA会長並びに体育協会会長から中学校のグラウンドが狭いということで八幡山グラウンド拡張の請願が議会に提出され、採択されました。25年度当初予算で測量を含む調査費等が計上されました。しかし、関係団体等への意見聴取もないまま9月補正予算で用地取得費、移転補償費等総額2億6,000万円を超える予算が計上されましたが、拡張計画の詳細などについて説明が不十分と考えます。多額な予算を必要とする計画に関しては、計画素案の段階から関係団体、地域に十分な意見聴取する中で設計素案が作成され、議会、関係団体、地元への計画の提示、町民の意見聴取、パブリックコメント等の後に議会の承認を得た中で決定するという公共政策の政策決定過程を重視しなければなりません。買収先行の今回の予算提示には納得できないので反対いたします。

もう1件、政府が地方公務員給与の削減を求めている問題で、職員給与削減対応について議会冒頭で石関町長から議会給与削減は吉岡町においては実施しないと明確なる表明をされましたが、群馬県の大澤知事や近隣市町村は職員給与削減という苦渋の選択をしました。本町議会においては群馬県知事の決断や知事発言の背景に関し議論がなかったことを私自身反省し、議員報酬削減を含め職員給与の削減に関し町執行部の苦渋の決断に対し何らかの助言や協力ができなかったことを後悔もしています。

国の財政を考えた場合、財政の主軸が借金であり、未曾有の東日本大震災復興の資金に関しても、国債、つまりは借金に依存している状況であります。話題となった夕張市の財政破綻状況は現在の日本国の財政そのものである状況下で、この状況を打破するために道州制という言葉がひとり歩きしていますが、何らかの国家的機構改革は必要と考えます。

このような状況において、9月議会の議員報酬削減、職員給与削減が補正予算に盛り込めなかったことを自身反省するとともに、何らかの対応ができないものかと苦慮しています。町は国や県とより一層の協力関係を密にしながら、懸案事項も多数抱えています。近隣市町村との関係もしかりです。

補正予算に議員歳費削減、職員給与削減が近隣市町村並みの対応ができなかったことを

反省する中で、9月補正予算に反対します。関連する特別会計3議案に関しても職員給与を含む案件なので、反対表明して討論を終わりにします。

議長（近藤 保君） 賛成の方の討論を求めます。討論ございませんか。  
栗田議員。

〔6番 栗田俊彦君登壇〕

6番（栗田俊彦君） 6番栗田です。議案第49号 平成25年度吉岡町一般会計補正予算について、賛成の立場から討論を行います。

国は、通称アベノミクスにより名目3%以上の経済成長の達成を目標に大胆な金融緩和策を実施しておりますが、地方自治体を取り巻く財政状況は依然として厳しいものがあります。

このような状況のもと、平成25年度一般会計補正後の予算額6億8,309万2,000円となり、前年対比106.6%であり、順調な伸びを示しております。南下城山防災公園及び八幡山グラウンドの用地買収等多額の歳出はあるものの、安全なまちづくり、スポーツの推進等第5次総合計画を着実に推進するためのものであり、よって本予算に賛成するものです。

議員各位の賛成をお願いいたしまして、賛成討論とします。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかに反対の立場での討論を認めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 賛成の立場での討論を認めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第49号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第50号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第20、議案第50号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第50号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第51号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第21、議案第51号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第51号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第52号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第22、議案第52号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第52号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第53号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長（近藤 保君） 日程第23、議案第53号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第53号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第54号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議長（近藤 保君） 日程第24、議案第54号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第54号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第55号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第1号)

議長(近藤 保君) 日程第25、議案第55号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第55号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(近藤 保君) 起立多数。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第56号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(近藤 保君) 日程第26、議案第56号 平成25年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第56号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(近藤 保君) 起立多数。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長(近藤 保君) 日程第27、同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより討論に入ります。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番(南雲吉雄君) 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について、賛成の立場から討論

を行います。

開会日に石関町長が提案説明をされましたように、竹内邦夫さんの住所は北群馬郡吉岡町大久保3347番地の8で、生年月日は昭和33年11月8日生まれであります。竹内邦夫さんは、昭和49年3月、吉岡村中学校を卒業され、前橋高等学校を卒業、医学の道を志し群馬大学医学部に入学、昭和60年3月卒業、同年5月、第85回医師国家試験に合格され、平成11年11月、医学博士になった方です。職歴は、群馬大学第一外科に入局され、利根中央病院、県立小児医療センター、原町赤十字病院、大宮赤十字病院に出向されておりましたが、平成24年4月から首都圏郵政健康管理センター前橋分室の主任医長をされております。心優しく教育熱心な方です。

三宮神社の西の境内地に大きな石碑が建っているのを皆さんもご存じのことと思います。この石碑は、以前私の屋敷の下にありましたが、道路の拡幅のため現在地に移転されましたが、大正時代初期に近隣市町村の養蚕農家にたきぎ飼育法という暖をとる養蚕技術を普及された竹内邦造翁をたたえ建立された立派な石碑であります。その邦夫さんは邦造翁のひ孫に当たり、名前を受け継ぎ邦夫と名をつけたと聞いております。また、奥さんは竹内小児科医院を営んでおり、子供医療に専念されている立派な家庭であります。竹内邦夫さんは町の教育委員として最適任者であります。

議員皆様方の賛同をいただきたく賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は同意です。

同意第4号を委員長の報告のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、同意第4号は委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

## 日程第28 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書

議長（近藤 保君） 日程第28、発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

発議第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、発議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第29 請願審査報告

議長（近藤 保君） 日程第29、請願審査報告を議題とします。

委員会審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会小林委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） それでは請願第5号です。義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてでございます。

この件につきましては、以前、平成22年9月の定例会、平成23年の9月定例会に提出され、全会一致で採択され、政府に意見書を提出しております。審査の中では、教育の機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請でありまして、願意妥当と認め、全会一致採択であります。以上です。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

議事進行の都合により、陳情第3号を先に審議いたします。

## 日程第30 陳情第3号 「社会の支え手」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望

議長（近藤 保君） 日程第30、陳情第3号 「社会の支え手」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。陳情第3号を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第31 請願第5号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議長（近藤 保君） 日程第31、請願第5号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。請願第5号を委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第32 発委第10号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書

議長（近藤 保君） 日程第32、発委第10号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会小林委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 12番小林です。発委第10号 義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の提出であります。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

提出の理由といたしまして、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求めるものであります。

提出者、文教厚生常任委員長小林一喜。

以下、朗読をもって提案いたします。別紙をごらんください。

義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっております。義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしてきております。

さらには、多くの地方自治体で財源が厳しくなる中、少人数教育の実施、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきております。

自治体の財政力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人ひとり子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、吉岡町議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の国負担割合2分の1復元に向け、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣新藤義孝様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣下村文博様。吉岡町議会議長近藤 保。以上でございます。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。

発委第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

### 日程第33 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

議長（近藤 保君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から所管の事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

### 日程第34 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

### 日程第35 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

### 日程第36 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

### 日程第37 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

### 日程第38 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

議長（近藤 保君） 日程第34、35、36、37、38、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題といたします。

採決はそれぞれ分離して行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管の事務のうち吉岡町会議規則第71条の規定によりお手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これよりこの申し出5件を分離して採決します。

総務常任委員会からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

### 日程第39 議会議員の派遣について

議長（近藤 保君） 日程第39、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員派遣することに決しました。

### 町長挨拶

議長（近藤 保君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成25年第3回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長からの挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本議会におきまして、上程いたしました報告、議案、同意の全て認定、可決、同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心よりの感謝と御礼を申し上げます。

議会開会中には、2020年に東京オリンピック開催が決定しました。日本全体が開催を喜び、大きな期待を寄せていることもうかがえます。一方では、国はおくれている震災の復旧、復興支援や原子力発電所の事故による汚染除去・汚染水対策にこれまで以上にしっかり取り組むことが強く求められています。また、台風18号は各地に被害を残し、群馬県も直撃を受けました。幸い町には大きな被害もなく、ほっとしていますが、改めて自然災害の恐ろしさを痛感させられました。これからも被害を未然に防ぐあるいは最小限に食い止められるよう防災対策に力を入れていかなければならないと肝に銘じたところでもあります。

秋はいろいろな行事が開催され、何かと多忙な季節でもあります。そして、それぞれの催しが意義深いものになるよう願うところでもあります。

今後とも議員各位の格段なるご協力をお願い申し上げます。

暑かった夏もこのところ朝晩はすっかり涼しくなりました。どうか議員皆様方にも健康

には十分留意の上、ますますご活躍くださいますようお願い申し上げまして、閉会に当た  
りましての挨拶にかえさせていただきます。

長い会期、大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成25年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前10時30分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 齋 木 輝 彦

吉岡町議会議員 南 雲 吉 雄